

令和元年第2回定例会決算特別委員会（文教福祉委員会所管）会議録

令和元年9月12日
10時00分～19時00分
全員協議会室

出席者氏名

山宮留美子	委員長	久米原孝子	副委員長
大野みどり	委員	礼野章俊	委員
櫻井速人	委員	石嶋照幸	委員
金剛寺博	委員	伊藤悦子	委員
山村尚	委員	加藤勉	委員
岡部賢士	委員	山崎孝一	委員
石引礼穂	委員	後藤光秀	委員
滝沢健一	委員	椎塚俊裕	委員
油原信義	委員	大竹昇	委員
後藤敦志	委員	大野誠一郎	委員

オブザーバー出席者氏名

鴻巣義則	委員	寺田寿夫	監査委員
------	----	------	------

執行部説明者

市長	中山一生	副市長	川村光男
教育長	平塚和宏	福祉部長	足立裕
健康づくり推進部長	松田浩行	教育部長	松尾健治
社会福祉課長	下沼恵	生活支援課長	湯原秀一
こども家庭課長	服部一郎	介護福祉課長	中嶋正幸
健康増進課長	岡澤幸代	健幸長寿課長	大野雅之
保険年金課長	鈴木泰浩	スポーツ都市推進課長	足立典生
教育総務課長	中村兼次	文化・生涯学習課長	梁取忍
国体推進課長	坪井龍夫	指導課長	小林孝太郎
学校給食センター所長	神永健	教育センター所長	松谷真一
保険年金課長補佐	中根正世（連絡員）	教育総務課長補佐	蔭山大三（連絡員）

事務局

局長	黒田智恵子	係長	深沢伸一郎
----	-------	----	-------

議題

議案第16号	一般会計歳入歳出決算（文教福祉委員会所管事項）
議案第17号	国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
議案第20号	介護保険事業特別会計歳入歳出決算
議案第21号	障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算
議案第22号	後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
議案第23号	介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

山宮委員長

皆さん、おはようございます。

前回の決算特別委員会に引き続き、ご出席お疲れさまでございます。

ただいまから、決算特別委員会を再開いたします。

それでは、議案第16号から議案第24号の平成30年度各会計歳入歳出決算9案件を一括議題といたします。

本日は、文教福祉委員会所管事項についての説明と質疑であります。委員長から決算特別委員会の運営に当たり一言申し上げます。

本会議における質疑では、「自己の意見を述べることができない」と制限が加えられているのに対し、委員会の質疑については、会議規則第115条で「委員は議題について自由に質疑し意見を述べるができる」と定められております。

ただし、本会議と同様に委員会においても「発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」と定められております。

また、質疑につきましては、一問一答で行いますので、挙手をして、事業名をお知らせいただくとともに簡潔明瞭をお願いいたします。

さらに答弁者におかれましても、発言の際には質問内容に対して、的確な答弁をされますようお願いいたします。

それでは議案の審査に入ります。

議案第16号 平成30年度 龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の文教福祉委員会所管事項について、項目順にご説明をお願いいたします。

足立福祉部長。

足立福祉部長

よろしく願いいたします。

それでは、文教福祉委員会所管の決算につきまして、まず歳入からご説明いたします。

決算書の13、14ページです。

左側中段12の2の1 民生費負担金からです。右側の覧ではちょうど中ごろの地域活動支援センター運営費負担金です。これは川原代町にある精神障がい者のサービス事業所、地域活動支援センターゆうあいワークインの運営に関する負担金です。4つの市町で運営していますことから、稲敷市、利根町、河内町からの負担金の受け入れです。

次の、老人施設入所負担金は、松風園入所者の自己負担分です。

松尾教育部長

その下になります。放課後児童健全育成事業負担金であります。いわゆる学童保育の負担金です。入所児童の増加を反映して、前年度と比べまして241万1,000円、5.4%の増となっております。

その下、同滞納繰越分です。こちらにつきましては、前年度と比較しまして13万2,000円の減となっております。

足立福祉部長

次に、保育所運営費徴収金私立分です。これは市内に9つある私立保育園及び管外保育園の現年度保育料分です。その下は、保育料の滞納繰越分です。

次の、保育所運営費徴収金の公立分は八原保育所における現年分の保育料です。その下は、八原保育所の保育料滞納繰越金です。

その次の日本スポーツ振興センター災害共済負担金は、八原保育所の子どもの傷害保険の掛け金です。

松田健康づくり推進部長

その下、病院群輪番制病院運営費負担金です。病院群輪番制病院における市町村の負担分の歳入になります。平成30年度は龍ヶ崎市が当番市として取りまとめた歳入になります。

その下、小児救急輪番制病院運営費負担金は、小児救急輪番制病院運営費における市町村、これは牛久市ほか4市町村になりますが、負担金に対しまして2分の1の補助率で県補助金が交付されているものです。

その下、療育医療給付事業費負担金は、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の医療費の自己負担分を公費により助成する制度です。平成30年度は17名分でございます。

松尾教育部長

その下です。日本スポーツ振興センター災害負担金であります。いわゆる学校保険の保護者負担金となっております。小学校費、中学校費とも児童・生徒数の減少を反映して減収となっております。小学校ではマイナス1.7%、中学校ではマイナス3.8%となっております。

続いて、次ページ、15、16ページをお開きください。

足立福祉部長

上から2つ目の枠の、まず0001地域福祉会館施設目的外使用料です。これは地域福祉会館の自動販売機の設置料及び電気使用料です。

以下0006のひまわり園施設目的外使用料まで、職員の駐車場料金や電柱の設置料などです。

次の、さんさん館保育ルーム使用料は、同保育ルームで一時的に児童を預かるリフレッシュ保育の利用料です。

次のさんさん館施設目的外使用料は、自動販売機3台分の使用料です。

次の、駅前こどもステーション使用料は、佐貫駅前にあります送迎ステーションの利用料です。

次の、保育所施設目的外使用料は、八原保育所にあります電柱などの設置料です。

松田健康づくり推進部長

2つ飛びまして、保健センター施設目的外使用料は、自動販売機電気代及び設置料でございます。

次ページ、17、18ページをお開きください。

松尾教育部長

おおむね中段になってまいります。教育使用料になります。

教育使用料の1番の小学校施設目的外使用料、それから中学校施設目的外使用料、中央図書館施設目的外使用料、歴史民俗資料館施設目的外使用料、いずれも主な収入源が職員の通勤用自家用車の駐車料金となっております。そのほか、自動販売機設置、それから電柱等の設置に係るものでありますので、おおむね変動がない平年ベースの決算となっております。

その下、文化会館使用料であります。本年1月から天井改修等のため大ホールの貸し出しを停止しております。これによりまして、前年と比較しまして355万5,000円、26%の減となっております。

その下、文化会館施設目的外使用料、こちらも平年ベースです。

松田健康づくり推進部長

その下、総合運動公園施設目的外使用料でございます。こちらは、自動販売機電気代及

び設置料と、アリーナに設置している市政情報モニターに係る使用料と、物品販売した際の使用料及びスタジアムのフェンスを利用した広告掲載料です。

その下、体育施設目的外使用料は、高砂体育館の外に設置の自動販売機と高砂運動公園に設置の電柱に係るものです。

松尾教育部長

その下です。給食センター施設目的外使用料、電柱等の設置に係るもので前年と同額となっております。

次ページ、19、20ページをお開きください。

松田健康づくり推進部長

上から7つ目になります。国民健康保険基盤安定等は、低所得者救済のための保険税の軽減措置に対し、国が2分の1を負担するものです。

足立福祉部長

その下の生活困窮者自立支援事業費です。これは生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業住宅確保給付金給付事業に係る国の負担金です。負担率は、事業より国の4分の3、4分の2であります。

その下の特別障がい者手当等給付費は、精神または身体に著しく重度の障がいを有する方、そして障がい児に対し支給されます給付金の財源に対する国の負担金です。

次の、障がい者自立支援給付費は、障がい者介護給付費、訓練等給付費、更生医療費などに対する負担金です。

次の、介護保険低所得者保険料軽減費は、介護保険料の第1段階の軽減措置費です。

次の、児童扶養手当給付費は、ひとり親家庭の生活安定を目的に支給されます児童扶養手当に対する国の負担金です。

次の、子どものための教育・保育給付費は、子ども・子育て新制度のもと保育所、幼稚園、認定こども園の運営に係る負担金です。

次の、障がい児施設給付費は、何らかの障がいのある子が通所施設サービスを利用することによる施設給付費に対しましての負担金です。

次の、児童手当給付費は、中学校終了までの児童を対象にした給付金です。5,000円から1万5,000円を支給するその給付事業に対しましての国の負担金です。

次に生活保護費です。これは生活保護法に基づき支弁する生活扶助、教育扶助、介護扶助等、各種の保護費の支給に要する経費の負担金です。国4分の3の負担割合です。前年度比5.2%の減です。保護世帯の状況につきましては歳出でご説明いたします。

松田健康づくり推進部長

その下、療育医療給付事業費は、同事業に対する国の負担分です。負担率2分の1となっております。

足立福祉部長

下から5つ目です。0001障がい者地域生活支援事業費です。これは、障がい者の日常生活用具費、日常の一時支援などの地域生活支援事業に対する国の補助金です。

次の子ども・子育て支援事業費（子育て環境整備分）は、一時保育、延長保育、病児保育及び子育て支援センター事業への補助金です。

松尾教育部長

その下です。子ども・子育て支援事業費（学童保育分）です。補助率3分の1、前年度比較にしましてマイナス1.8%の微減となっております。

足立福祉部長

次の保育対策総合支援事業は、保育士の業務の負担軽減を図ることを目的として、用務手、保育助手の雇用、また乳児等の午睡等うつ伏せ寝の事故を防ぐための備品などの購入費用です。

次の母子家庭等対策総合支援事業費は、ひとり親家庭の保護者が、就職のために保育士や看護師やなど資格を取得するための際の給付金です。

次のページをお願いいたします。

一番上の生活保護適正実施推進事業です。これは、生活保護レセプト点検及び生活保護システムの改修に係る国からの補助金です。

松田健康づくり推進部長

その下、感染症予防事業費です。子宮頸がん、乳がん、大腸がんの無料クーポン事業及び各がん検診の再勧奨等に対しまして国庫補助されるもので、補助率は2分の1です。

その下、母子保険医療対策等総合支援事業費は、産後ケア事業、産婦健康診査事業に対しての国庫補助で、補助率は2分の1です。

その下、子ども・子育て支援事業費（育児支援家庭訪問分）は、乳児家庭全戸訪問事業、赤ちゃん訪問及び母子保健コーディネーターの経費に対しての国庫補助で、補助率は3分の1でございます。

松尾教育部長

真ん中より下になっています。教育国庫補助金であります。

初めに、遠距離通学児童援助費であります。城ノ内小学校、龍ヶ崎西小学校のスクールバス運行に係るものであります。補助期間につきましては、両校に係る長戸小、それから北文間小と統合しておりますので、統合後5年間の時限措置であります。実事業費に対しまして、利用児童数に対する遠距離児童数の比率を乗じて算出をされます。補助率2分の1であります。前年度と比較しまして6.1%の減となっております。

その下、要保護児童援助費・特別支援教育就学奨励費であります。補助率2分の1、前年度と比較して8.9%の増となっております。

その下です。同じく中学校費です。前年度と比較しまして36.7%の増となっております。

足立福祉部長

次に幼稚園就園奨励費です。これは所得状況に応じて、保護者の経済的な負担の軽減を目的に保育料の一部を補助しておりますが、その財源に対する国からの補助金です。

松尾教育部長

その下になります。社会資本整備総合交付金（耐震改修分）であります。これは文化会館大ホールの天井の非構造部材の耐震化に係るものであります。皆増であります。

続いて、次ページ、23、24ページをお開きください。

松田健康づくり推進部長

上から2つ目、国民年金事務費、こちらは法定受託事務として行っている国民年金に係る事務に対する国からの委託金です。

足立福祉部長

次に特別児童扶養手当事務費です。児童扶養手当の中でも精神または身体に障がいのある児童に対しましては全額国費で支給しております。しかしその支給事務につきましては法定受託事務として市が行っておりますことから、その事務に対する委託金です。

松田健康づくり推進部長

1つ飛びまして、国民健康保険基盤安定等でございます。こちらは、県からの保険者支援としての財政支援でございます。国2分の1に対し、県が4分の1です。そして保険料軽減につきましては、県が4分の3を負担するものです。

足立福祉部長

次の障がい者自立支援給付費は、国2分の1に対し、県4分の1の負担金です。

次の介護保険低所得者保険料軽減費につきましては、介護保険料の低所得者軽減措置に係る負担金ですが、こちらも国の2分の1に対して県4分の1の負担金です。

松田健康づくり推進部長

その下になります。後期高齢者医療保険基盤安定等は、国民健康保険の制度と同様に、低所得者への保険料の軽減措置に対する県4分の3の負担金です。

足立福祉部長

次の、子どものための教育・保育給付費、こちらにつきましても国2分の1、県4分の1の負担です。

その下の、障がい児施設給付費も国2分の1の負担に対し、県4分の1の負担です。

次の児童手当給付費は、被用者保険加入で3歳未満の場合、県が45分の4、それ以外の場合は県3分の2に対し、県6分の1の負担です。これら、内容につきましては歳出のほうでご説明いたします。

次に、その下にあります生活保護費です。通常、生活保護費は国4分の3、市4分の1の負担割合となっておりますが、居住地がない方が入院した場合や、長期入院により住居を失った方に対して支給した生活保護費につきましては、市の4分の1を県が負担することとなっております。その県の負担割合です。

松田健康づくり推進部長

その下、療育医療給付事業費は、国2分の1に対して、こちらは県4分の1の負担でございます。

その下、予防接種健康被害給付費でございますが、予防接種後の健康状況調査事業に係る歳入でございます。

足立福祉部長

続きまして、事務処理特例交付金（社会福祉事務分）です。これは、身体障害者手帳の交付など、県からの権限移譲事務に対する交付金です。

その下の地域ケアシステム推進事業費は、県の事業である茨城県型地域ケアシステム構築支援事業に要する経費に対して交付される県補助金です。

次の障がい者地域生活支援事業費は、国2分の1に対し、県4分の1の補助金です。

次の老人クラブ助成費は、各老人クラブ54クラブへの県の補助金です。

次の老人クラブ連合会助成費は、連合会への県の補助金です。

松田健康づくり推進部長

その下、医療費助成事業費医療費分は、いわゆるマル福に対する県の補助金です。補助率は2分の1でございます。

その下、医療費助成事業費事務費分でございます。こちらはマル福分に係る審査支払い手数料に対する県の補助金で、補助率は2分の1でございます。

足立福祉部長

一番下の地域医療介護総合確保基金事業費です。これは、介護施設等の整備に係る経費に対する補助金です。対象施設は介護老人保健施設ビオラセアです。

次のページをお願いいたします。

一番上の、子ども・子育て支援事業費（子育て環境施設分）です。一時保育等に係る補助金で、国同様に3分の1の補助率です。

松尾教育部長

その下です。子ども・子育て支援事業費（学童保育分）です。国と同様、補助率3分の1です。前年度と比較しまして4.1%の増となっております。

足立福祉部長

次に、子どものための教育・保育給付費（地方単独分）です。1号認定のお子さんの施設型給付費は、公定価格の73.4%が国の費用負担です。残りにつきましては、県と市で2分の1ずつ負担することとなります。その県負担分です。

次の民間保育所等乳児等保育事業は、1歳児保育に対する県の補助金です。

次の保育対策総合支援事業費は、保育士等の業務の負担軽減を図ることを目的として職員を雇用した際に、また、備品などの購入に対する補助金です。

次の軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業費は、利用者は3分の1負担、残りの3分の2について市及び県が折半で負担します。その県負担分です。

次の在宅障がい児福祉手当支給事業費は、市が支給している在宅障がい児福祉手当の受給者のうち、2分の1を補助するものです。

次の事務処理特例交付金（児童福祉事務分）は、児童福祉法に基づく事務や母子寡婦福祉資金貸付事務に係る県からの権限移譲事務に対する交付金です。

次の多子世帯保育料軽減事業費は、保育所に入所している第3子以降で3歳未満の保育料に対しまして、保育料を無償化する制度です。

次に被災住宅復興支援利子助成費です。これは、東日本大震災で被災した住宅の復興のために借り入れた資金の利子補給に対する県補助金です。利率のうち1%を上限として補助金が交付されます。

松田健康づくり推進部長

1つ飛びまして献血推進事業費は、献血推進事業に対する県補助金で、補助率2分の1となっております。

その下、小児救急輪番制病院運営費は、小児救急輪番制事業に対する県の補助金で、補助率2分の1でございます。

その下、健康増進事業費は、健康教育、健康相談、健康診査、総合的な保健推進事業に対する県の補助で、補助率は3分の2です。

その下、子ども・子育て支援事業費（育児支援家庭訪問分）は、国と同率の3分の1の県の補助金でございます。

足立福祉部長

次に2件おきまして、0007地域自殺対策強化事業です。これは自殺対策事業に対する県からの補助金です。その内容につきましては歳出でご説明いたします。

次のページをお願いいたします。

松尾教育部長

27ページの中段より下になってまいります教育費県補助金であります。

初めに、被災児童就学支援等事業費であります。これは東日本大震災で被災し、本市に

避難している児童・生徒に係る学用品、備品等に関する補助であります。平成30年度は小学生1名のみの該当となっております。10分の10の県の負担となります。

その下です。事務処理特例交付金（生涯学習事務分）であります。これにつきましては、図書の自動販売機の届け出廃止の処理立ち入り調査等に係るものであります。前年度と同額であります。

その下、青少年相談員事業費であります。こちらも平年ベースの決算となっております。

その下、土曜日の教育支援体制等構築事業であります。こちらにつきましては、いわゆるサタデースクール、八原小学校、馴染小学校、城ノ内小学校の3校で実施をしているものに対する補助であります。補助率が3分の2であります。実際には、これ国の間接補助でありまして、3分の2の中には国の3分の1が入っております。平年ベースの決算となっております。

その下、放課後子ども教室推進事業費であります。こちらは、いわゆるアフタースクール事業のものであります。サタデースクール実施を除く8校分であります。こちら補助率3分の2のうち、間接補助であります。国の3分の1の補助が入っております。平年ベースの決算となっております。

1つ飛びまして、国民体育大会リハーサル大会運営費であります。こちらにつきましては、国体リハーサル大会として開催しました昨年の柔道競技関東ブロック大会開催費に係るものであります。県の予算補助となっております。143万6,000円皆増であります。

続きまして、次ページ、29、30ページをお開きください。

足立福祉部長

中段より少し上にあります0001行旅死亡人等援護費です。これは市内で死亡した住所、氏名が不詳の引き取り手のない方の葬祭費用に対して、県の10分の10の補助金です。

その下の国民生活基礎調査費は、国民生活の基礎的な事項の調査のための県からの委託費です。

松尾教育部長

少し飛びまして、今度、教育費委託金になってまいります。

学びの広場サポートプラン事業費であります。これは小学校4年生、5年生を対象に、市内全11小学校で実施をしております。さらに、中学校では1、2年生を対象に愛宕中学校で実施をしているというようなものです。県費10分の10であります。前年と比較してマイナス5.4%であります。

その下、スクールライフサポーター配置事業費であります。こちらは、龍ヶ崎小学校が指定研究を行っているものであります。スクールライフサポーター1名を配置しております。10分の10、前年度と同額であります。

その下、体育研究推進事業費であります。こちらにつきましては新規事業となっております。生涯スポーツの基礎を培い、体力の向上を推進するための実践的研究を行い、その充実に資する指定研究事業ということであります。城ノ内中学校の指定であります。皆増であります。

その下、オリンピック・パラリンピック教育推進事業費であります。こちらは、川原代小学校が指定研究として行ったものであります。昨年度は流通経済大学新体操部の協力を得て実施をいたしました。10分の10であります。

足立福祉部長

次に、このページの下から4行目です。地域福祉基金利子といたしまして、これは同基金の預金利子による収入です。

松尾教育部長

1つ飛びまして、教育振興基金利子、同じくその下、義務教育施設整備基金利子であります。いずれも基金利子で積立金に充当しております。

続きまして、次ページ、31、32ページをお開きください。

財産売り払収入の物品売払収入になります。

給食センター資源物等売払収入であります。これは食用廃油の売り払いでありまして、平年ベースの決算となっております。

少し飛びまして、中段よりやや下、基金繰入金になってまいります。

基金繰入金の9番です。教育振興基金繰入金であります。こちらにつきましては346万円を繰り入れしております。充当先は奨学生援護事業に276万円を充当しております。さらに体育振興活動費に70万円を充当いたしております。

その下、義務教育施設整備基金繰入金であります。4,500万円ほど繰り入れております。充当先であります、小学校費では川原代小学校受変電設備改修工事ほか4件に対しまして2,874万3,098円を充当しております。同様に、中学校費では長山中学校トイレ改修事業ほか3件に1,626万4,902円を充当いたしております。

続きまして、次ページ、33、34ページをお開きください。

足立福祉部長

上から3つ目になります。高額療養費貸付金元利収入でございます。1件の貸し付けた方からの償還がございました。

足立福祉部長

次に災害援護資金貸付金元利収入です。こちらは、東日本大震災の被災者への貸付金の償還金です。定時償還が5件ありました。

次のページをお願いいたします。

一番上の介護老人保健施設けやきの郷建設費貸付金元利収入です。これは、同施設の建設費貸付金返済の収入1,000万円です。この平成30年度で完済となりました。

続きまして、公立保育所入所受託収入は、八原保育所において他市町村からの受け入れた児童に係る受託収入です。

松田健康づくり推進部長

3つ飛びまして医療福祉金第三者納付金です。これは、交通事故など第三者行為に対する求償分でございます。

その下、医療福祉費高額療養費等納付金は、マル福該当者が高額療養費の支給を受けた場合、マル福が立てかえた高額療養費分を各医療保険者から納付を受けるものでございます。

その下、総合運動公園等指定管理者納付金は、指定管理者の利用料金収入が想定額を超えたことによる利用料金の還元金でございます。

その下で、10飛びまして、スポーツ振興くじ助成でございます。これは、たつのこフィールド用備品のハードル及びサッカーボール購入に係るTOTOの助成金でございます。

松尾教育部長

その下です。国体関連事業費助成金であります。こちらにつきましては、国体競技開催市の財政的支援として、茨城県市町会から定額交付されたものであります。500万円の皆増となっております。国体予選会を兼ねました柔道競技関東ブロック大会開催費に充当いたしました。

足立福祉部長

このページの下から5行目です。0001保育所職員給食費負担金です。これは八原保育所

の職員の給食費負担金です。

松尾教育部長

その下になります。学校給食費負担金であります。児童・生徒の減少を反映しまして減収傾向にあります。現年度分ではマイナス2.8%となっております。

その下、滞納繰越分であります。前年度と比較しまして41.8%のマイナスとなっております。

続きまして、次ページ、37、38ページをお開きください。

松田健康づくり推進部長

上から2つ目でございます。医療福祉費返還金です。これはマル福資格喪失後の受診による返還金及び診療報酬の返還金でございます。

足立福祉部長

次、児童扶養手当返還金です。これは資格の喪失手続のおくれなどによりまして、過払いとなったものについての返還金です。

その下にあります生活保護費返還金2件ですが、不実の申請、その他不正な手段により保護を受けた場合の返還金です。平成30年度現年度分と過年度分です。

次に、中段から下にあります0039緊急通報装置設置負担金です。これは同機器の設置手数料です。7,200円の12人分です。

その下の、さんさん館CD等受け払い収入、これはさんさん館で作成したCDの受け払い収入です。

その下の駅前子どもステーション電話使用料は、運営に係った電話料金です。

松尾教育部長

その下になります。放課後児童健全育成事業保険料負担金であります。こちらにつきましては学童保育中のけが等に備える傷害保険の保護者の実費負担であります。児童数の増を反映しまして、前年度比で6.6%の増となっております。

松田健康づくり推進部長

その下、健康診査受診者負担金は、各種がん検診及び健康診査受診に係る自己負担金でございます。

その下、妊婦教室参加者負担金は、妊婦教室の際のテキスト代でございます。

39、40ページをお願いいたします。

松尾教育部長

40ページの一番上になります。0057公立小中学校現場実習費であります。教育実習に係る実習受け入れ費であります。2件、久保台小と長山中で受け入れたものであります。

その下、学校事故賠償保険金であります。こちらにつきましては、除草作業時の刈り払い機による小石の飛散によりまして、乗用車に被害を及ぼした事案が2件発生しました。当該事案に対する保険金収入であります。

松田健康づくり推進部長

その下、学校開放体育館使用料は、市内小・中学校体育館の夜間開放時の施設使用料でございます。

松尾教育部長

その下です。公共施設水道等使用料、こちらにつきましては龍ヶ崎小学校の関係であり

ます。防災科学技術研究所が龍ヶ崎小学校の屋上に設置をしております観測装置の電気料金相当額の実費負担となっております。

その下、太陽光発電余剰電力売払収入であります。こちら城西中学校の太陽光発電による余剰電力の売り払い収入となっております。

その下、歴史民俗資料館電話使用料であります。平年ベースの決算であります。

その下、市史等刊行物頒布収入、こちらも平年ベースの決算となっております。

その下、文化会館検針用端末装置電力使用料であります。こちらは新電力の使用料の自動検針装置の電気料相当の実費負担となっております。

松田健康づくり推進部長

その下、たつのこアリーナ幼児一時預り利用者負担金は、アリーナ利用者のお子さんを幼児体育室で一時的に預かる際の負担金でございます。

松尾教育部長

その下です。臨床心理学科学外実習費であります。こちらにつきましては、教育センターにおきまして文教大学からの実習生を受け入れております。その実費になるものです。

1つ飛びまして、放課後児童健全育成事業保険料負担金返納金であります。こちらにつきましては、平成29年度におきまして、先ほど申し上げました学童保育に傷害保険につきまして、1件過払いがありましたので、それを保険会社から返還していただいたものがあります。

足立福祉長

2つおきまして、障がい児育成費医療返還金です。これは社会保険診療報酬支払基金茨城県支部からの請求誤りによって生じた育成医療費の返還金です。

松尾教育部長

2つ飛びまして、0007社会教育施設賠償金であります。こちらは、文化会館正面の県道交差点における自動車事故というのが平成28年10月25日に発生しました。その際に、文化会館の駐車場の縁石が破損しまして、これまで担当から当該交通事故関係者に賠償請求を行ってまいりました。粘り強く賠償請求を行いまして、今般賠償金として受け入れることができたというものでございます。9万9,360円皆増であります。

続きまして、次ページ、41、42ページをお開きください。

市債になってまいります。教育費債であります。

0001教育センター施設整備事業債であります。こちらは、教育センターの外壁塗装、屋根防水改修、それからトイレ改修工事に充当したものです。

その下、小学校施設整備事業債であります。龍ヶ崎小学校の屋根防水改修工事に充当したものであります。

その下、中学校施設整備事業債、これは長山中学校の屋根防水改修工事、それから愛宕中学校及び中根台中学校体育館の照明のLED化工事に充当したものです。

その下、文化会館施設整備事業債であります。文化会館の大ホールの天井の改修及び照明のLED化工事に充当したものであります。

松田健康づくり推進部長

その下、体育施設整備事業債です。歳出の総合運動公園等管理運営費及び総合運動公園リニューアル事業に計上しております、たつのこアリーナ屋上防水改修工事、高砂体育館LED化等改修工事、たつのこアリーナLED照明装置設置工事、風除室改修工事の財源に充当したものです。

歳入につきまして以上でございます。

49、50ページをごらんください。

足立福祉部長

49、50ページです。ここからは歳出です。

中段より下にあります男女共同参画推進費です。昨年度、市長公室秘書課からこども家庭課が引き継ぎ、福祉部の所管となりました。この事務費は男女共同参画社会の実現を図るための啓発活動等に関する経費です。

報酬は、男女共同参画推進委員会委員報酬です。

8番、報償費の賞賜金は、イクメン・イクジイ川柳の入賞者への商品代です。

委託料につきましては、第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画策定に係るコンサルタン会社への委託料です。

続きまして、93、94ページをお願いいたします。

93、94ページです。下のほうにあります職員給与費（社会福祉）です。これは社会福祉課15人分の給与、共済組合費や交通費などの手当です。

以降、職員給与費がたびたび出てくるのですが、それぞれ所属する課、グループに所属、または事業に従事する職員の人件費ですので、割愛させていただければと思います。

次の社会福祉事務費です。報酬は、福祉有償運送運営費協議会委員の報酬です。そのほか、同協議会の運営に係る経費及び社会福祉課内での経常的な事務費です。

次のページをお願いいたします。

松田健康づくり推進部長

一番上の国民健康保険事業特別会計繰出金です。前年度比で約2.5%の減となっております。

足立福祉部長

次に民生委員等関係経費です。負担金、補助及び交付金につきましては、主に補助金で、民生委員児童委員の地域福祉活動に対する補助金です。1人当たり年額7万2,000円で118人分です。

次に、1つ置きまして、行旅死病人等一時援護事業です。この事業につきましては、行旅死病人の葬祭や永代供養、行旅人への交通費の貸し付け費用です。

役務費の手数料につきましては、身元不明で引き取り手のない死亡した方への一時的な援護、葬祭費に要する経費です。前年度に比べ倍増しております。今後、この経費の伸びが懸念されています。

次に、遺族等援護事業です。主なものは、戦没者追悼式に係る経費です。

次に、見守りネットワーク事業です。役務費は情報交換会の出欠報告の返信用はがき代です。

次に、生活困窮者自立支援事業です。報酬、共済費、旅費は相談支援嘱託員1名への報酬です。

次のページをお願いいたします。98ページです。

13委託料、学習支援事業は、生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業である無料塾を市内のNPO団体に委託しております。その委託料です。

次の補助金、居場所づくり支援事業は、生活困窮世帯の子どもへ食事を提供するこども食堂、これを実施する市内のNPO団体に対し、事業の補助をいたしました。前年度まで県が県のモデル事業として行っていたものを市が引き継いだものです。

そのほか、償還金、利子及び割引料につきましては、平成29年度の国庫負担金の確定による精算償還金です。

次に臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）です。償還金ですが、これは平成29年度に実施した臨時福祉給付金給付事業において、概算払いを受けた補助金の不用額の返還金です。

次に社会福祉協議会助成費です。市社会福祉協議会補助金といたしまして、社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会職員の人件費に対する補助金です。

次、地域福祉推進事業です。当事業は社会福祉協議会が実施いたします地域福祉に資する各種事業に対する委託料、補助金、交付金です。

委託料は、地域ケアシステム推進事業は保健、医療、福祉の各機関がチームを組んで、要支援者が地域で安心して暮らせよう支援するものです。

負担金、補助及び交付金の補助金です。ふれあいのまちづくり事業は各地域の福祉活動に対し、社会福祉協議会職員がかかわり、支援するふれあいネットワーク事業など各種事業への補助金です。障がい者自立支援事業は、福祉の店の運営などの事業への補助金です。

在宅福祉サービスセンター事業は、日常生活に支障のある方々を支援するために、家事援助など有償在宅サービス派遣を行うものです。地域福祉活動支援推進事業は、生活福祉資金の貸し付け、その他生活支援に係る各種相談事業です。

交付金のボランティアセンター活動事業は、同センターの活動に対する交付金です。

続きまして、総合福祉センター管理運営費です。主に委託料ですが、これは社会福祉協議会への指定管理料です。

工事請負費といたしまして、玄関ホールの窓改修工事や旧小貝川沿いのフェンス改修工事などの費用です。

次に、ふれあいゾーン管理運営費です。委託料は社会福祉協議会への指定管理料です。使用料及び賃借料は、ディスクゴルフ場の用地に係る賃借料です。工事請負費として配信設備、ポンプ交換等の改修工事に要した費用です。

一番下の障がい者福祉事業です。これは障がい者福祉に係る事務費、経費でございますが、次のページでご説明いたします。

この事業に要する主な費用は扶助費です。この扶助費につきましては、障害児福祉手当、特別障害者手当です。

次に、障がい者給付費訪問調査等事務費です。主に役務費の中の手数料支出ですが、これは障がい者給付審査会での支援区分判定の際に必要な主治医の意見書の作成手数料です。

次の障がい者給付審査会事務費は、給付審査会の運営に関する経費です。主に非常勤職員報酬といたしまして、審査会委員への報酬及び事務経費です。委員の人数は6名で、昨年は12回開催いたしました。

次に、障がい者自立支援事務費です。主に、役務費の手数料ですが、障がい福祉サービスの審査支払い手数料、また障がい者の医療費の審査支払い手数料といたしまして、国保連と支払基金への支出です。

次に、障がい者自立支援給付費事業です。主に扶助費ですが、障がい者の介護給付費が約4億7,000万円、また訓練等給付費が約3億8,000万円、そして障がい者更生医療費が約8,000万円などがございます。前年度比約1億円の増です。

次に償還金、利子及び割引料です。償還金としてこれは前年度の国庫支出金に対する返還金です。

次に、障がい者地域生活支援事業（補助分）です。

報酬につきましては、支援相談員1名の報酬です。

そのほか、この事業の主なものとしまして委託料と扶助費です。まず、一番下の委託料ですが、次のページでご説明いたします。一番上の地域活動支援センター運営ですが、これは宮崎ホスピタルに設置してある稲敷ハートフルセンター及び市内、川原代町の地域活動支援センターの2カ所への委託です。

次に負担金、補助及び交付金です。負担金の主なものとして、手話奉仕員養成講座開催につきましては、牛久市と合同で開催している手話講座の負担金です。

補助金の障がい者社会参加促進事業につきましては、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動を通じた社会参加支援のため、社会福祉法人龍ヶ崎社会福祉協会協議会に対す

る補助金です。

その下の扶助費ですが、これは訪問入浴サービス事業日中一時支援の費用です。

次に障がい者地域生活支援事業（単独分）です。報酬につきましては非常勤職員報酬分として、障がい者自立支援協議会の委員報酬、そして一般非常勤職員1名分の報酬です。

その下の賃金は臨時職員1名分の賃金です。

報償費につきましては、障がい者相談員5名分の謝礼です。

19負担金、補助及び交付金です。この負担金は、精神障がい者を抱える家族の支援を行っている龍ヶ崎市地方家族会への負担金です。

扶助費につきましては、タクシー利用助成、訪問入浴、障害者手帳交付申請の際の診断書への助成など、9つの事業に対する助成です。

続きまして、4老人福祉費です。職員給与費（老人福祉）は省略させていただきます。

その下の老人福祉事務費は、一般消耗品事務費等の経常経費、また役務費の手数料はB型肝炎予防接種に係る費用です。

次の介護保険事業特別会計繰出金は、介護給付費等への繰出金です。

松田健康づくり推進部長

その下、後期高齢者医療事業特別会計繰出金です。前年度比で約11.2%の増となっております。

その下、介護サービス事業特別会計繰出金です。前年度比で約863%の減となっております。これは平成29年度の制度改正により、介護サービス事業特別会計より支出していた介護予防ケアプラン作成を介護保険事業特別会計に支出変更になったことが大きな理由です。

足立福祉部長

一番下の老人保護措置費です。次のページをお願いいたします。104ページです。

その他扶助費とありますのは、松風園に入所している方5人分の措置費相当分です。

次に高齢者生きがい対策事業です。報賞費、賞賜金につきましては、最高齢者、100歳になられた方、88歳になられた方への敬老祝い金が主なものです。

また19負担金、補助金及び交付金で、その中の補助金といたしまして、高齢者生きがい活動は長寿会への補助金です。

その下の交付金は、敬老会の開催に係る経費を市社会福祉協議会へ交付したものです。

次に在宅高齢者生活支援事業です。主なものですが、12役務費の手数料、これはさわやか理髪、また緊急通報システム端末の設置に係るものです。

その下の13委託料は、各システムの保守経費や避難行動要支援者名簿システムの更新に係る基幹系クライアントセットアップの経費です。

備品購入費は、記載のとおり緊急通報システムの端末機63台の購入です。

その下の負担金は、緊急通報機器設置に係る稲広緊急通報センター運営の負担金です。

次に介護施設等整備支援事業です。これは介護施設の整備に伴う補助金の交付であり、歳入の中でも出ましたが、介護老人保健施設ビオラセアの開設準備経費への補助金です。歳入の県補助金で受け入れた金額と同額の支出となります。

松田健康づくり推進部長

一番下の職員給与費（医療福祉）は割愛させていただきます。

次ページをお願いいたします。

一番上の医療福祉事業（県補助分）とその下の医療福祉事業（単独分）です。こちらは、いわゆるマル福制度でございます。県制度の枠で運営しているのが県補助分、それ以外が市単独分でございます。

県補助分は小児のほかにひとり親家庭、重度障がい、妊産婦マル福がございます。単独

分は市の単独事業として、平成29年度から小児マル福の対象者を高校生まで拡大しているものでございます。

その下、国民年金事務費でございます。市が行う年金事務に対する事務経費となります。主な経費は年金相談員と一般職非常勤職員の人件費、そのほか国民年金システムの運用等の経費となります。

108ページをお願いいたします。

足立福祉部長

ここからは児童福祉費です。職員給与費（児童福祉）は省略させていただきます。

次に児童福祉事務費です。

報酬は窓口嘱託職員2名分の報酬です。賃金は、産休代替職員1名分の賃金です。

そのほか主なものといたしまして、19負担金、補助、交付金の補助金は、幼児2人乗り用自転車購入で4万円を上限として、補助費の2分の1を補助しております。

次の障がい児支援サービス事業特別会計繰出金は、つばみ園に係る特別会計への繰り出しです。後ほどご説明いたします。

次に、さんさん館管理運営費です。

報酬は、子育て支援センターの非常勤嘱託職員2名分の報酬です。

その他、需用費、役務費につきましては、さんさん館の施設管理運営に係る経費です。

次に13委託料です。ファミリーサポートセンター運営事業及びリフレッシュ保育事業につきましては、市内のNPOに委託しておりますが、その委託費です。

次のページをお願いいたします。

上からの施設の維持管理費に続きまして、14使用料及び賃借料です。これは昨年度設置いたしましたLED照明のリース料です。

その下の工事請負費は、昨年度からの繰り越しになりますが、老朽化によりさんさん館の施設全体の空調設備を改修、更新いたしました。

備品購入費は、記載のとおり整備をいたしました。

次に、駅前子どもステーション管理運営費です。これは、平成28年度、佐貫駅前にオープンしたもので、仕事の関係で保育所や幼稚園等への送迎が困難な保護者にかわり、送迎を行う送迎ステーションと、日中の子育て支援センターの2つの機能を持って運営しております。この運営は、13委託料にありますように、市内の社会福祉法人に委託しております。

その下の使用料及び賃借料は、土地及び建物の1年間の賃借料です。

備品購入費は記載のとおり整備をいたしました。

松尾教育部長

その下になります。放課後児童健全育成事業であります。こちらにつきましては、前年度と比較しまして621万5,000円、4.4%の増となっております。学童保育の運営に係る経費であります。

経常的経費では、入所児童の増加を反映した指導員等の増員によりまして、放課後児童指導員報酬を初め、人件費がふえております。同様に管理備品などもふえております。

次ページをごらんいただければと思います。

臨時的経費におきましては、久保台小学校保育ルームの空調機更新工事を実施いたしております。

足立福祉部長

次に家庭児童相談事業です。これは、主なものとして子ども家庭課に設置しております家庭児童相談室の家庭児童相談員2名分の報酬です。

次に児童扶養手当等支給事業です。この手当はひとり親家庭への支給です。

扶助費につきましては、前年度と比較し、約1,000万円減少しております。

次に特別児童扶養手当事務費です。この手当は、重度の障がいのある、在宅で20歳未満のお子さんを養育されている保護者に支給される手当です。その手当そのものは県が行うものでありますが、通知などの事務は市が行っております。

次に子どものための教育、保育給付費は、平成27年度からの子ども・子育て新制度のもと、保育所、幼稚園、認定こども園に係る運営に対する負担金です。

次のページをお願いいたします。

子ども・子育て支援事業（補助分）です。

初めに、報酬は、子育て支援コンシェルジュ1名分の報酬です。

13委託料は、保護者が病気等により子どもを見ることができない際に利用するショートステイです。

そして、主なものとして19負担金、補助及び交付金です。補助金ですが、私立保育所等で実施されますさまざまな事業に対し補助を行っております。まず、一時預かり事業は、保育所等で実施されました預かり事業を対象とした補助金です。病児保育事業は、8園で実施しましたその補助金です。地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及び保護者の交流を行う場を開設し、子育てについて相談、情報提供、助言等の支援を行う子育て支援センター運営に対します補助金です。延長保育促進事業は、延長保育を実施した11園の補助金です。民間保育所等乳幼児等保育事業は、管外委託を含めまして19園の補助金です。

次に子ども・子育て支援事業（単独分）です。

報酬は、子ども・子育て審議会委員の報酬、また障がい児が入所する私立保育所等に巡回相談を行っておりますが、その臨床心理士の報酬です。

委託料は、子ども・子育て支援事業計画が令和元年度で計画満了となることから、改定に向けアンケート調査を行った委託料です。

次に補助金ですが、初めに私立保育所等障がい児保育対策事業は、障がい児保育を実施している6園への補助金です。その下の私立保育所等保育士増員配置事業は、保育士の加配を実施した13園の補助金です。その下の保育所等広域入所事業は、委託している他市で、独自に施設に対して補助金を交付している際に、当市から同様に補助を行うものです。2園への補助金です。

次に保育対策総合支援事業です。補助金として業務効率化推進事業、保育体制強化事業、保育補助雇上強化事業とありますが、これは、保育士の負担軽減を図るためにパソコンソフトの導入や補助職員の雇用に要した費用です。その下の、事故防止推進事業は、平成30年度の新規事業で、乳幼児等の午睡チェッカー、うつ伏せ寝のチェッカーです。これらの備品購入に対する補助で6園が実施しました。

次に子育てサポート利用料助成事業です。NPOが行う一時預かり事業に関しまして、保護者負担の一部を市が助成いたしました。

次に、たつこの預かり保育利用助成事業です。主な支出が扶助費ですので、次のページでご説明いたします。116ページです。

扶助費ですが、一時保育事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業を利用した児童の保護者に対しまして、利用額の2分の1、年3万円を限度として助成をするものです。

次に、こどもまつり開催事業です。昨年度より、同事業を民間イベント会社に委託しております。このようなことから、主な支出は13委託料です。こどもまつりのイベント企画、準備、片づけ等の委託料です。

次に、たつこの育て応援の店設置促進事業です。需用費の主なものは、たつこの育て応援の店PRを図るためののぼり旗、ステッカーを作成し、店舗に配布をいたしました。

次に第3子支援事業です。この事業は平成21年4月1日から平成26年3月31日までに生まれた第3子以降のお子さんのいる世帯に対し、経済的支援を行う制度です。すくすく保育助成金は保育料の助成金で、125人が対象となりました。

次に高等職業訓練促進費等事業です。これは母子家庭の母、父子家庭の父が看護師や介

護福祉士などの資格職取得のため、養成機関に通う場合に支給する補助金です。昨年度は9人に給付金を支給しております。

次に保育士等支援事業です。19補助金は平成29年から保育士の確保を図るために実施した保育士家賃補助事業で、月額上限2万円を補助するものです。昨年度は2名に補助しました。

貸付金は平成28年度からやはり保育士確保のためにスタートした保育士等就学資金貸付事業で、月額3万円を2年間貸し付けするものです。昨年度は平成29年度の3人に加え、新規で2人の合計5人に貸し付けを行いました。

次に障がい児施設給付事業です。扶助費につきましては、放課後等デイサービスなど障がい児が通所する施設への給付金です。また、償還金として前年度の国庫支出金に対する返還金です。

次に軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業です。扶助費として、障害者手帳に該当しない程度の難聴児童が、補聴器を購入する際にその費用を助成するものです。

次に児童手当支給事業です。主に扶助費ですので、次のページでご説明いたします。118ページです。20扶助費、これは児童手当です。児童手当につきましては、3歳未満の児童が月額1万5,000円、それ以上中学生までは5,000円から1万5,000円の支給です。少子化の影響で、前年度と比較しまして約3%の減です。

次に在宅心身障がい児介護事業です。障がい児を養育している保護者に対して支給する在宅心身障がい児福祉手当に係る費用です。平成31年3月時点で139人が対象となっております。

次の職員給与費（保育所）は省略させていただきます。

次の公立保育所管理運営費は、八原保育所の管理運営費です。

報酬は、発達指導員、内科、歯科嘱託医の報酬及び保育士16人及び栄養士、用務員等嘱託職員の報酬です。

11需用費以降につきましては、八原保育所における経常的な事務経費でございますが、一番下の工事請負費として、安全確保を図るために保育所の門扉の改修を行いました。

次のページをお願いいたします。

負担金といたしまして、記載のとおり7件の支出をしております。

次に多子世帯保育料軽減事業です。これは第3子以降の児童で、3歳未満を対象として保育料を無償化し、また、新たに第2子で3歳未満児の保育料を半額にするものです。国よりも対象となる所得限度額を引き上げて実施しております。

続きまして、生活保護費です。職員給与費（生活保護）は省略させていただきます。

次に生活保護適正実施推進事業です。

報酬、共済費、旅費につきましては、医療要否意見審査に係る嘱託医師の報酬及び生活保護民生相談員2名、就労支援員1名の報酬です。

需用費、役務費につきましては、同事業に係る一般的事務経費でございます。

委託料は、レセプト点検や生活保護システムの改修に係るものでございます。

使用料及び賃借料につきましては、レセプト管理クラウドサービスシステムの利用料です。

償還金につきましては、平成29年度の国庫負担金の確定による精算でございます。

続きまして、生活保護扶助費です。前年度と比べまして3.7%、約5,100万円の減という状況です。

近年の生活保護の推移を申し上げますと、いずれも年度末の数字で申し上げます。平成28年度が643世帯794人、平成29年度が662世帯818人、平成30年度については629世帯749人です。前年度と比べ若干の減という状況です。なお、本年度につきましては、9月時点で615世帯746人です。

償還金、利子割引料につきましては、平成29年度の負担金の確定による精算金です。

次のページをお願いいたします。

災害援護事業です。補助金につきまして、被災者住宅費は火災により住宅を焼失した市民の住まいの家賃や敷金などに対する補助金です。昨年度の補助件数は3件でした。被災住宅復興支援利子助成補給金は、東日本大震災の被災住宅を復興するために借り入れた資金の利息10年1%分を市が補給するものです。昨年度の給付件数は3件でした。

その下の扶助費は、災害による住宅を焼失した世帯への見舞金です。1世帯10万円で、3世帯に支給しました。

償還金は、東日本大震災に係る災害援護資金の市への償還金のうち、元金を県に償還するものです。昨年度の県への償還金は定時償還が5件ありました。

次の応急仮設費は、都市整備部所管でございます。

松田健康づくり推進部長

中ほどの保健衛生事務費です。こちらは献血の推進と医師会及び歯科医師会への委託による健康相談事業を行いました。旅費は平成30年7月の広島県豪雨災害の際に保健師の派遣と、その際使用する電子血圧計の備品購入を行いました。

役務費、手数料は当市のイメージキャラクタータッポくんを幅広く市民に周知していくための商標登録に関する手数料です。公課費はそれに伴う商標登録の登録免許税です。

その下、医療対策事業は、休日緊急診療を医師会へ委託して行い、休日診療以外の時間帯や深夜の対応として近隣5市町村で広域的な病院群輪番制をとっています。また、小児救急輪番制は6市町村で構成し、小児医療の充実を図っているところでございます。

補助金は、龍ヶ崎済生会病院と東京医科大学茨城医療センターへ、病院運営の一部を補助いたしました。

次ページ、123、4ページをお願いいたします。

一番上、成人保健事業は、非常勤嘱託員等の人件費や健康管理システムの運用管理費等の事務費のほか、歯周病検診を行いました。

その下のがん検診事業でございます。こちらは肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がんなどのがん検診事務や結核検診などを行ったものでございます。

その下、婦人科検診事業は、子宮頸がん、乳がんの検診や骨粗しょう症検診が主なものでございます。

次ページ、126ページをお願いいたします。

生活習慣病健康診査等事業でございます。こちらは早期予防のため、18歳から39歳までを対象に生活習慣病健康診査を行うとともに、肝炎ウイルス検診や生活保護受給者の健康診査に関する経費が含まれております。

昨年度より事業全体の決算が増になっている理由といたしましては、無料肝炎ウイルス検診の受診者がふえたことによるものでございます。

その下、健康づくり推進事業でございます。市の健康増進食育計画の進捗管理を行う健康づくり推進協議会の運営や睡眠講演会の開催、食生活改善運動として料理教室などを行いました。また、歩く習慣をつけてもらえるよう設定した、てくてくロードの維持管理を委託しております。

さらに、備品購入として血圧計6台を購入し、コミュニティセンターの血圧計を交換いたしました。既設の血圧計を今後3年間で順次更新していく予定でございます。

その下、健幸マイレージ事業です。この事業は、平成29年度に開始した事業で、スポーツ健幸日本一を目指し、ウォーキングを健康づくりのきっかけとして、ウォーキングに関するアプリを活用し、手軽に記録ができ、さらにポイントがたまることで、歩くことの習慣化につなげまして、市民の健康増進を図ろうとするものでございます。イベントにつきましては、ルネサンススポーツクラブに委託しております。

使用料及び賃借料は健幸マイレージシステム運用業務ですが、フェリカポケットマーケティング株式会社と契約をしております。

次ページをお願いいたします。

母子保健事業です。この事業は、主に母子健康手帳、父子健康手帳の発行などの事務費でございます。

使用料及び賃借料は、きずなメール、電子母子手帳「たつのこたち」の配信に係る費用でございます。

備品購入費は、乳幼児健康診査時の際、遊ぶためのカーペットを購入いたしました。

その下、乳幼児健康診査等事業です。報酬は3、4カ月児健診、股関節検診、1歳6カ月健診など各種検診に係る医師の報酬及び栄養士、看護師、歯科衛生士嘱託員などに対する報酬でございます。この事業では、医療機関に委託している3から4カ月児健診と、8から11カ月健診を行っております。

その下、一番下になりますが、妊産婦健康診査等事業でございます。次ページに続きます。

主なものでございますが、妊婦健診、産後の産婦健診の委託料となっております。産婦健診審査は産後2週間及び産後1カ月検診を行っております。

産後ケア事業は、産後うつ予防のため、宿泊型・日帰り型を実施しているところでございます。

扶助費ですが、こちらはマタニティタクシー利用料助成金で、健診14回、分娩1回につき1,000円、往復で2,000円を助成しているものでございます。

その下、子育て相談事業です。主にプレパパ教室、乳児家庭全戸訪問などの乳児支援事業を行っております。平成28年度より子育て世代包括支援センターを設置して、2名の母子保健コーディネーターで子育て支援を図っております。

その下、療育医療給付事業の扶助費でございますが、こちらは身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の医療費で、対象者7名分でございます。

足立福祉部長

次に精神・難病保健福祉対策事業です。主なものといたしまして扶助費ですが、難病患者福祉見舞金1人当たり2万円を461名分です。

その下の地域自殺対策強化事業です。需用費の消耗品費ですが、2種類の自殺対策普及啓発用パンフレット作成の費用です。パンフレットは市役所窓口用及び成人式の際に配布いたしました。

松田健康づくり推進部長

一番下の疾病予防費です。この事業では、主に新型インフルエンザ対応への支出でございまして、防護服や遺体を収める納体袋、手指消毒等の購入でございます。

次ページ、お願いいたします。

小児予防接種事業です。4種混合、ヒブ、小児肺炎球菌等の集団予防を目的とするA類予防接種と、おたふく風邪、小児インフルエンザ等の任意予防接種委託料とワクチン購入が主なものとなっております。

その下、成人予防接種事業です。各種予防接種予診票の印刷費と個人への通知郵送料でございます。高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌等の個人予防を目的としたB類予防接種委託料が主なものとなっております。

138ページをお願いいたします。

中ほどの職員給与費（保険センター）は省略させていただきます。

その下の保健センター管理運営費でございます。こちらは、施設の維持管理が主なものでございます。

使用料及び賃借料は土地の借り上げ料でございます。

142ページをお願いいたします。

足立福祉部長

142ページ一番下です。シルバー人材センター援助費です。介護福祉課で担当しております。これは、龍ヶ崎市シルバー人材センター運営に必要な補助金の支出が主なものです。前年度と同じ額でございます。

松尾教育部長

それでは、183、184ページです。

ここから教育費になります。

初めに教育委員会費であります。前年度と比較しまして8,000円、0.4%の増と平年ベースの決算となっております。教育委員会の運営に関する経常的経費でありまして、教育委員報酬のほか定期刊行物の購入、県市町村教育委員会連合会負担金、等の支出であります。

その下、教育長給与費については割愛をさせていただきまして、一番下、教育長活動費となります。

185、186ページとなっております。こちらは、前年度比で1万円、6.4%の減となっております。教育長の活動に関する経常的な経費でありまして、旅費、交際費、名刺の印刷、各種負担金等支出しております。平年ベースの決算であります。

その下、職員給与費（教委事務局）につきましては、特徴的なものだけお話をさせていただければと思います。この職員給与費（教委事務局）であります。教育委員会事務局職員のうち11名分の給与費を計上するほか、教育費に属する職員56名分の退職手当を一括計上いたしております。

続きまして、学務事務費であります。前年度と比較しまして32万6,000円、6.4%の増となっております。こちらにつきましては、教育総務課が担う事務処理に関する経費であります。

経常的経費では、賃金支弁者1名が報酬支弁に移行したことに伴いまして、一般職非常勤職員報酬が1名から2名となって増額となっております。一方で賃金は皆減となっております。

役務費の災保険料であります。こちらは小・中学生全員分の学校災害賠償補償保険115万1,000円、収入と同額となっております。

また、臨時的経費であります。需用費、消耗品費の中で、防犯ボランティア関連品を購入しております。また、補償金では1件2万円、賠償金では歳入と同額の2件、25万4,000円を支出しております。

続きまして、一番下になります。児童生徒に係る重大事態調査委員会費であります。こちらにつきましては決算時で皆増となっております。いじめにより児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事案、自殺、または自殺が疑われる死亡事案について調査審議する第三者委員会に要する経費であります。

報酬につきましては、委員会2回開催、さらに関係者の聞き取り調査時の報酬、費用弁償となっております。

なお、本条例につきましては、昨年11月7日の臨時審議会でも可決されまして、翌11月8日に公布施行されたものであります。

続きまして、187、188ページであります。

奨学生援護事業であります。前年と比較しますと17万円、5.8%の減となっております。月額1万円の給付型奨学金の支給に関する経費でありまして、平成30年度は23名に支給をいたしました。

続きまして、教育の日推進事業であります。前年度と比較しまして2万5,000円、9.2%の減となっております。こちらにつきましては、教育の日推進事業に関する経常的な経費でありまして、実行委員会によるたつのこプロジェクトに対する交付金が主なものであります。

その下、教育振興基金費であります。こちらにつきましては、収入の利子相当額を積み

立てたものであります。

その下、義務教育施設整備基金費であります。こちらも収入の利子相当額を積み立てたものであります。

その下の職員給与費（教育指導）については割愛をさせていただければと思います。

学校指導費であります。前年度と比較しまして3万7,000円、33%の増となっております。こちらは指導主事を使用する参考図書類の購入、あるいは茨城県で開催されるいばらきっこ郷土検定出場の際のバスの借り上げ料となっております。予算規模が非常に少ないものですから変動率は大きくなっております。平年ベースの決算であります。

その下、教職員研修費であります。前年度比マイナス2,000円、0.2%の減であります。学校経営や教員研修、その他教育活動の充実に関する経常的な経費であります。

茨城県の校長会、教頭会への年負担金及び学校経営や教育課程に関する研究、発表に関し、学校長、教頭、教務主任が共同で行います市学校経営研究事業に関するもの、さらには教科の指導・助言を行う教科指導委員研修事業に関する交付金であります。平年ベースであります。

続きまして、障がい児教育支援費であります。前年度と比較しまして519万2,000円、10.7%の増であります。特別な支援を要する児童・生徒の教育支援に要する経常的な経費であります。報酬につきましては、教育支援委員会委員報酬、委託料は特別支援教育対象者の増に伴いまして518万8,000円、10.7%増の決算となっております。

続きまして、語学指導事業であります。前年度と比較しまして1,376万4,000円、43.5%の増となっております。外国語の指導、外国語活動に関する経常的な経費であります。報償費は英語教育スーパーバイザーへの謝礼、委託料は英語指導助手の増員、2名増員しております。さらには、外国語、英語の教科化対応のための契約方式につきまして、従来の請負方式から派遣方式に変えるなどをしております。

続きまして、学習充実支援事業であります。前年度と比較して79万7,000円、2.8%の増であります。報酬につきましては、少人数指導、チームティーチング指導に係る学習充実指導非常勤講師に対するものであります。報償費は、学びの広場サポーターに係る謝礼であります。

続きまして、次ページとなってまいります。

就学前教育推進事業であります。前年度と同額の決算であります。幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目的とした幼保小接続のための事業に要する経常的な経費であります。

交付金では、中学校区ごとに、保育園、幼稚園、認定こども園と小学校が共同して研修会や交流会を行うための事業に対するものであります。6中学校区に対して各2万円を交付したものであります。

その下であります。小中一貫教育推進事業であります。前年度と比較しまして61万2,000円、84%の増となっております。龍ヶ崎版小中一貫教育、龍の子人づくり学習を推進するための臨時的な経費であります。

交付金は、小中一貫教育に係る実践研究に関するもの、4中学校区に各30万円を交付したものです。同じく研修推進に係るものとして6中学校区に各2万円を交付しております。実践研究が29年度の2中学校区から、平成30年度では4中学校区に拡大したことから増額の決算となっております。

その下、子どもが主役！魅力ある学校づくり推進事業であります。前年度と比較しまして16万6,000円、マイナス2.6%であります。

交付金は小学校17校の各取り組み及び指定研究に係るものであります。実績に基づく交付となっておりますので変動があります。平年ベースの決算です。

その下、みんなで考える特色ある学校づくり事業であります。前年度と比較しまして30万円、20%の増であります。児童・生徒が企画運営に参加し、主体的に社会に参画する態度を育むための体験活動の充実に関するための経常的な経費であります。

交付金は4中学校と2中学校に対するもの、合計6中学校に対するもので、各30万円を

交付しました。平成29年度と比較しますと交付対象校は1校増になっております。

続きまして、オリンピック・パラリンピック教育推進事業であります。前年度と比較しまして3万8,000円、21.8%の減であります。こちらはオリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業の一環として行われているものであります。30年度は川原代小学校におきまして流通経済大学新体操部による講演と実技披露が行われております。教材消耗品と講師派遣に関する手数料を支出しております。なお、参考までに平成29年度には龍ヶ崎西小学校において東京オリンピックの出場が内定しました野口啓代選手による講演とボルダリングの体験が行われております。

続きまして、職員給与費（教育センター）は割愛をさせていただきます、教育センター管理費であります。前年度と比較しまして3,142万9,000円、1,246%の増、非常に大きく増となっております。

教育センターの管理運営に関する経費でありまして、経常的経費では、報酬では、用務嘱託員報酬1名分、そして需用費、役務費、次のページに入っております。192ページになっております。需用費や役務費、委託料などは平年ベースの決算であります。

一方、臨時的経費としまして、施設の長寿命化のためのトイレ改修工事、外壁・屋根防水改修工事を実施いたしました。当該工事費3,430万円により決算額が非常にふえております。

続きまして、教育センター活動費であります。前年度と比較しまして8万円、0.4%の減ということで、平年ベースの決算であります。

報酬につきましては、教育相談員8名、それから学校教育相談員1名の人件費であります。

報償費は、市民カウンセリング講座などの講師謝礼、その他需用費、役務費等も経常的な支出であります。

その下です。さわやか相談員派遣事業であります。前年度比44万7,000円、6.3%の増となっております。こちらは児童・生徒の健全育成のための、本市が独自に小・中学校に相談員を派遣するための事業でありまして、経常的な経費であります。

報酬につきましては、たつのさわやか相談員、小学校で16名、中学校で6名に対する報酬であります。ちなみに、時給1,000円をお願いをしている実態であります。

需用費につきましては、筆記具などの購入費であります。

続きまして、いじめ問題対策事業であります。前年度と比べまして6万7,000円、83.5%の減となっております。これにつきましては、先ほど申し上げました、昨年11月にいじめ問題等の重大事態の条例が施行されたことに伴いまして、このいじめ問題に専門委員会が廃止されました。そのため、平成30年度の予算の執行においては、いじめ問題対策連絡協議会委員に対する謝礼のみとなっております。

続きまして、スクールライフサポーター配置事業であります。前年度と同額の決算であります。茨城県教育委員会の不登校解消支援モデルに関する臨時的な経費であります。龍ヶ崎小学校が指定をされておきまして、スクールライフサポーター1名に対する謝礼、それから文具購入費等となっております。

続きまして、職員給与費（小学校）は割愛させていただきます、193、194ページとなっております。

小学校管理費であります。前年度と比較しまして3,432万3,000円、15.7%の減となっております。まず、小学校11校を適正に管理し、教育環境を良好に保つための経費であります。

報酬は、学校医、学校歯科医、学校薬剤師に係るもののほか、用務嘱託員6名に係るものであります。

需用費、役務費、委託料、負担金とおおむね経常的な経費であります。用務嘱託員の報酬、それから需用費の中では特に光熱水費や修繕料で伸びが見られます。

一方、臨時的な経費であります。委託料の中の建築物定期調査報告というのがあります。

が、これは3年に1回実施するものでありまして、941万8,000円、皆増となっております。

おおむね経常的経費である本事業全体ではありますが、大きく減になった理由であります。平成30年度の当初予算の編成から、使用料及び賃借料のうち学校教育に直接利用する経費であります教育用のコンピューター、タブレット端末等に係る使用料や賃借料及びバス借り上げ料につきましては、学校現場で直接使用するという観点から、小学校管理費ではなく、教育振興費に振替計上しております。これの影響が約5,500万円あります。さらには、平成29年度に城ノ内小学校の仮設校舎の購入費というものがございましたが、これらが皆減となっておりますので、前年度と比較すると大きく減となっております。

続きまして、次ページ、195、196ページです。

小学校教育振興費であります。前年度と比べまして4,412万円、92.9%の増となっております。こちらは小学校で直接使用するものの使用や購入に関する経費であります。

需用費では、副読本その他の書籍、学力診断テストを初め、教材消耗品費、管理消耗品費、学校要覧や卒業証書、封筒、その他の印刷製本、さらには教材備品、その他の修繕などであります。

役務費では、通信運搬費やピアノの調律手数料、卒業証書の筆耕料などがあります。

使用料では、先ほど申し上げました教育用コンピューター、タブレット端末など、それから各種バス借り上げ料などについて小学校管理費からこちらへ振替計上いたしました。加えまして、タブレット端末等の使用料の平年化という増要因も加わりまして、決算額が大きく伸びております。

一方、従来、ここの教育振興費の中で、学校図書館の図書購入費を計上してはいたしましたが、これについては次の小学校読書活動推進費に振替計上しているというようなことになっております。

その下、小学校読書活動推進事業であります。前年度と比較しまして760万円、75.4%の増であります。学校図書館の運営に係る経常的な経費であります。

報酬については、学校図書館司書嘱託員11名分であります。

需用費は、ただいま申し上げました小学校教育振興費から振りかえました図書購入費を計上、執行させていただきました。この関係で決算額が多く伸びております。

その下、要保護・準要保護児童就学奨励費であります。前年度と比較しまして8万8,000円、0.3%の減となっております。経済的理由により就学が困難な児童の保護者に対して必要な援助を行うための経常的な経費です。これにつきましては、平成29年度におきまして、新入学準備金の入学前支給が開始されました。したがって、平成29年度ではおおむね2年度分の入学準備金が支給された関係から、本来30年度はもう少し減るはずですが、減らなかったというのは、全体として対象者、あるいは対象額が伸びているというような見方かなと思います。

続きまして、被災児童就学援助事業であります。前年度と比較しまして18万4,060円、2%の減であります。東日本大震災により被災し、経済的に就学が困難な児童の保護者に対する必要な援助であります。市外から本市に来ている児童を対象にするというようなものであります。平成30年度1名分となっております。なお、中学校では該当者がありませんでした。

続きまして、職員給与費（小学校施設整備）については割愛をさせていただいて、小学校施設整備事業です。197、198ページとなっております。

前年度と比較しまして1億2,715万6,000円、72.9%の減となっております。小学校の施設設備等の整備や改修等を行うものでありますので、全体が臨時的な経費であります。年度による事業料、事業規模の相異で決算額が大きく変動するのが特徴となっております。

委託料であります。2年継続事業の施設長寿命化計画の策定の1年目を執行しました。

工事請負費では、龍ヶ崎小学校屋上防水改修工事ほか11件を執行、いずれも比較的小規模な改修工事のため、決算額が大きく減少しております。

なお、平成30年度国の補正予算に伴う特別教室空調機設置事業1億3,405万7,000円及び

川原代小学校の受変電設備改修工事946万9,000円については、繰越明許費で繰り越しをさせていただきます。

続きまして、都市再生機構小学校償還金であります。前年度と比較しまして141万7,000円、1%の減であります。いわゆる五省協定に係る旧住宅都市整備公団による立替執行償還金であります。平成30年度は長山小、久保台小、八原小、城ノ内小に係る計20件の償還であります。段階的に償還完了の時期を迎えておりますので減少傾向にあります。

次の職員給与費（中学校）については割愛をさせていただきます、中学校管理費であります。前年度と比較しまして2,038万円、17.4%の減であります。中学校6校を適正に管理し、教育環境を良好に保つための経費であります。

報酬につきましては、学校医、学校歯科医、学校薬剤師に係るもののほか、用務嘱託員4名に係るものであります。

需用費、役務費、委託料、負担金はおおむね経常的な支出であります。小学校費と同様に用務嘱託員報酬、さらには需用費の中の光熱水費や修繕料で伸びが見られます。

一方、臨時的な経費であります。小学校費と同様であります。委託料の建築物定期調査報告、3年ごとに実施するものでありますので、695万5,000円が皆増となっております。さらに、小学校費と同様であります。平成30年度の当初予算の編成から使用料・賃借料のうち学校教育に直結する経費であります教育用コンピューター、タブレット端末等に係るもの及びバス借り上げ料を教育振興費に振替計上いたしました。これの影響額が2,400万円ほどあります。そういうようなことから決算額が大きく減少しております。

続きまして、199、200ページをお開きください。

下のほうになってまいります。中学校教育振興費であります。前年度と比較しまして2,315万5,000円、61.9%の増であります。

需用費については、副読本、その他の書籍、学力診断テストを初め、教材消耗品費、管理消耗品費、学校要覧や卒業証書、封筒、その他の印刷製本費、教材備品、その他の修繕料などあります。

役務費は、通信運搬費やピアノの調律手数料、卒業証書の筆耕料などとなっております。

使用料は、中学校管理費から振替計上しました教育用コンピューター、タブレット端末等及びバス借り上げ料について計上しております。加えて、タブレット端末等については使用料の平年化が行われておりますので、これも増額要因となっております。

また、小学校費と同じように学校図書館の図書購入費については他の事業の振替計上しております。

続きまして、201、202ページとなってまいります。

中学校読書活動推進事業であります。前年度と比較して475万2,000円、84.4%の増であります。報酬は学校図書館司書嘱託員6名分であります。

需用費については、中学校教育振興費から振替計上しました図書購入費を新規計上しております。これで決算額が大きく伸びております。

続きまして、要保護・準要保護生徒就学奨励費であります。前年度比104万6,000円、3.8%の減であります。こちらにつきましても小学校費と同様でありまして、平成29年度から新入学準備金を入学前に支給を行ってございまして、おおむね2年度分を支給したことから、平成30年度分ではこの臨時的増要因がなくなり平年化したものであります。決算額が2年にえるといふ、反対に全体としては増加傾向になるのかなと思われま。

続いて、職員給与費（中学校施設整備）については割愛をさせていただきます、中学校施設整備事業であります。前年度と比較しまして2,641万2,000円、23.1%の減であります。全体が臨時的経費でありますので、当該年度の事業量、事業規模で決算額は大きく変動いたします。

まず、委託料であります。委託料では2年継続事業の施設長寿命化計画策定の1年目を執行いたしました。

工事請負費では、長山中学校屋上防水改修工事ほか7件を執行いたしました。いずれも

比較的小規模の改修工事のため、決算額は大きく減額となっております。

なお、こちらも小学校と同様ですが、平成30年度国の補正予算に伴う特別教室空調機設置事業1億4,115万6,000円を繰越明許費に繰り越しさせていただいております。

次の都市再生機構中学校償還金であります。前年度と比べまして329万1,000円、2%の減であります。こちらもしわゆる五省協定に関する立替執行償還金でありまして、30年度は長山中、中根台中、城ノ内中に係る17件の償還であります。段階的に償還完了時期を迎えておりまして、こちらも減少傾向にあります。

足立福祉部長

続きまして、幼稚園費、幼稚園就園奨励事業です。幼稚園就園奨励費として保護者の経済的な負担の軽減を目的に、所得状況に応じて保育料の一部を補助しております。

その次の幼稚園振興助成事業です。次のページをお願いいたします。

主なものは補助金です。その中の私立幼稚園等幼児教育費につきましては、新制度に移行した幼稚園等の補助金と比較して、保育料が高額となった場合に、子ども1人当たり月額2,000円を上限として、保護者に対して補助をいたしました。

その下の幼稚園障がい児保育費は、障がい児の保育を実施した6園に対して、障がい児1人当たり月額1万円の補助をいたしました。

松尾教育部長

次から社会教育費になってまいります。初めの職員給与費（社会教育総務）については割愛をさせていただきまして、生涯学習事務費であります。前年度比24万7,000円、11.6%の減であります。生涯学習全般を担います社会教育委員に関する経費のほか、成人式に関する経費であり、いずれも経常的な経費であります。

報酬であります。社会教育委員報酬です。

負担金につきましては、県などへの社会教育委員、社会教育主事に係る年負担金。

そして、交付金は成人式運営交付に係る実行委員会に対する交付金であります。いずれも平年ベースの決算となっております。

次に生涯学習推進費であります。前年度比8万7,000円、148%の増となっております。市民向け教室講座の開催や人材バンクに関する経常的な経費です。報償費は生涯学習講座講師謝礼、そして需用費は、人権週間パネル展のポスターやチラシの印刷などになっております。事業費が非常に少ないために変動は大きくなっております。

青少年育成事業であります。前年度比3万4,000円、2.1%の減であります。

報酬につきましては、青少年センター運営協議会委員及び青少年相談員に係るものであります。

報償費は、市子連球技大会参加賞などとなっております。

需用費であります。挨拶声かけ運動などの啓発用品、あるいは相談員のベストなどの購入費です。

負担金は関係団体に対するもの、補助金は保護士会、龍ヶ崎分区の活動に係るもの、交付金は、子ども健全育成事業及び青少年非行防止健全育成推進事業に係るものであります。いずれも平年ベースであります。

続きまして、次ページになります。

子育て学習事業であります。前年度比2万1,000円、1%の増であります。

報酬であります。家庭教育指導員に係るものであります。

報償費は、子育てふれあいセミナーの講師謝礼です。

需用費は、子育てふれあいセミナー用の消耗品であります。いずれも平年ベースの決算となっております。

その下、子どもの居場所づくり事業であります。前年度比11万4,000円、5%の減であります。これは主に龍ヶ岡公園管理棟を拠点とした子どもの居場所づくり事業に関する経

常的な経費であります。龍ヶ岡公園の管理棟における本事業の管理運営をNPO法人に委託実施しております。平年ベースの決算となっております。

続きまして、サタデースクール推進事業であります。前年度比63万2,000円、14.5%の増であります。小学校3年生以上の児童を対象として、土曜日の教育環境の整備に関する事業を実施しております。八原小、馴柴小、城ノ内小の3校であります。学習指導のほか、居場所づくり事業として、民間事業者を活用して事業を実施しております。平成30年度におきましては、参加者増に伴ってクラス数をふやしました。この関係で委託料が伸びております。

続いて、アフタースクール推進事業であります。前年度比129万3,000円、21.9%の減となっております。これも小学校3年生以上の児童を対象に、放課後の学校施設を活用した学習支援等に関する経費であります。サタデースクールの3校を除いた学校で実施をしている。なお、委託料がマイナスとなっておりますが、平成30年度はこの事業を本格化して2年目となっておりますので、準備費等の減による入札額が減になったと思われま。

続いて、文化財保護費であります。前年度比474万8,000円、34.8%の減であります。経常的経費では報酬が文化財保護審議会委員、埋蔵文化財専門委員、一般職非常勤嘱託員に係るものであります。このうち、賃金支弁者から嘱託職員に振りかえによりまして、一般職非常勤職員に係るものが皆増となっております。一方で、賃金が皆減となっております。

委託料では、国指定重要文化財、絹本著色十六羅漢像の複製を4幅ほど作成しております。さらに、文化財等の説明看板作成を行っております。

使用料は、埋蔵文化財の試掘調査時の重機の使用料です。前年度と比較しまして、臨時的経費であります旧竹内農場、赤レンガ西洋館の調査、平面図等作成、さらには市指定文化財である石造宝篋印塔に対する補助金、それからまちづくり協働事業交付金が減となっております。決算額全体では減額となっております。

次ページ、207、208ページになってまいります。

文化芸術普及事業であります。前年度と比べまして10万9,000円、26.3%の増であります。

需用費であります。文化協会誌の印刷製本費であります。火災保険料では絵画、絵に付保した動産保険であります。

交付金は、文化協会加盟団体に対する文化芸術普及事業に関するもので、各団体上限3万円、10団体に対するものであります。

続いて、1つ飛びまして、図書館管理運営費であります。前年度比2,615万3,000円、19.9%の減であります。まず、経常的経費であります報酬につきましては、図書館協議会委員、子ども読書活動推進員に係るものです。

そして、指定管理に係る委託料、県の団体に係る負担金のいずれも平年ベースの決算となっております。

一方、臨時的な経費であります。需用費では空調機修繕、それから玄関前のピロティータイルの修繕を行っております。

委託料では、外壁の調査及び会話室改修工事の実施設計、工事請負では防犯カメラ設置工事を実施しております。こういった臨時的な経費があります。なお、前年度では駐車場の整備工事や1階のトイレ改修工事と大きな改修工事がありましたので、前年度と比較すると決算額が大きく減になっているということでもあります。

なお、本年度末で5年間の指定管理期間が満了いたします。そのため、指定管理者を公募しました。応募のあった4事業者について、龍ヶ崎市指定管理者選定委員会が評価を行ってまいりましたが、先般答申がございました。最高評価につきましては現在の指定管理者でありますシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社でありました。所定の手続を経た後、同社を指定管理者に指定することを予定いたしております。

続きまして、歴史民俗資料館管理運営費であります。前年度比85万8,000円、2%の減であります。経常的な経費であります指定管理に係る委託料は平年ベースの決算となって

おります。

一方、臨時的な経費であります。龍ヶ崎小学校敷地にあります収蔵庫の安全性向上のため、工事請負におきまして仮囲いを設置いたしました。75万6,000円であります。

続いて、文化会館管理運営費であります。次ページ、209、210ページをごらんいただければと思います。前年度と比較しまして2,798万7,000円、20.4%の増であります。経常的経費である指定管理に係る委託料については平年ベースの決算となっております。

一方、臨時的な経費であります。平成30年度から2カ年継続事業といたしまして、大ホール天井非構造部材の耐震改修工事及びLED照明設置工事に着手しております。これに5,000万円を支出いたしました。平成29年度の駐車場の購入費、整備費などを上回りました。前年度と比較しましても決算額が伸びております。

松田健康づくり推進部長

続きまして、職員給与費（保健体育総務）の説明は割愛させていただきます。

中ほどになります。社会体育事務費でございます。報酬はニュースポーツの普及活動を行っておりますスポーツ推進委員21名とスポーツ推進計画審議会委員20名の報酬でございます。

負担金でございますが、スポーツ推進委員協議会の全国組織や県及び県南組織への負担金、記載にあります参加負担金でございます。

その下、体育振興活動費です。これは体育協会やスポーツ少年団本部、レクリエーション協会などが主催する各種スポーツ大会や、講習会等を実施するための経費でございます。

委託料は、（仮称）龍ヶ崎マラソン大会コース設定調査事業の委託料でございます。令和2年度の冬から春の期間での開催を目指して現在作業を進めているところでございます。

負担金、補助及び交付金の負担金でございます。大相撲龍ヶ崎場所開催の際の稀勢の里及び式部部屋の応援用のぼり旗作成に係る負担金です。

交付金につきましては、記載の9つの事業に交付をしたところでございます。

次ページ、211ページ、212ページをお願いいたします。

松尾教育部長

それでは、1つ飛びまして、国体開催費になります。前年度と比較しまして、1,118万1,000円、256%の増であります。

平成30年度は国体準備の本格化によりまして決算額も大きく伸びております。特に市実行委員会負担金は、これまで視察研修費などが主でありましたが、視察研修費などに加えまして広報啓発活動の強化及び国体リハーサル大会を兼ねました柔道競技関東ブロック大会の開催などが加わりまして、決算額が大きく伸びております。

松田健康づくり推進部長

1つ下に飛びます。総合運動公園等管理運営費です。前年度比で5,567万1,596円、15.8%減少しております。次ページにわたりますが、減となった主な理由です。平成29年度は11件、約1億円の工事請負費を支出いたしましたが、本年度は3件、約4,000万円の支出であったことが理由でございます。

主な支出でございます。報酬は、たつのこアリーナ利用者の乳児一時預かり保育業務に係る嘱託員4名の報酬であり、1日当たり2名のローテーションによる勤務体制をしております。

需用費の修繕料は、たつのこアリーナ電光掲示板修繕、プールウォータースライダー修繕をいたしました。

委託料の、建築物定期調査報告は建築基準法に基づく3年に1度のたつのこアリーナの建物定期点検調査です。漏水調査はたつのこアリーナ地下ピット内の漏水の原因を調査いたしました。実施設計です。こちらはたつのこアリーナ屋上防水改修工事、龍ヶ岡公園テ

ニスコート照明設置工事の実施設計費です。

工事請負費は、たつのこアリーナプール、全熱交換機及び保存浄化装置更新工事等の改修工事でございます。

中ほどになります。総合運動公園リニューアル事業です。

委託料は、総合運動公園の誘導サインを日本語表記に、案内用図記号であるピクトグラムと英語を併記したものにリニューアルしたものです。これはオリンピック事前キャンプなどを見据えた施設利用者への国際化への対応及び視力が低下した高齢者や、障がいのある方に配慮したところでございます。

工事請負費はたつのこアリーナ照明LED化等改修工事、風除室改修工事です。なお、この2つの工事については、平成29年度から平成30年度の継続事業であることから、未契約工事費等相当分を繰り越しいたしました。

また、現在、本年度末で6年間の指定管理期間が終了いたします。現在指定管理者の公募に係る事務手続をしております。現在申請の受け付けを行っている最中でございます。今後、所定の手続を経て、次年度以降の指定管理者を決めていくものとしております。

その下になります。（仮称）まいんスポーツ健康センター整備事業です。

需用費は、市民意識アンケート調査に係る事務用品購入及び封筒、はがき、印刷代です。

役務費は、市民意識アンケート調査に係る郵送料。

委託料は、まいんの1階部分を高齢者の健康づくりを本年からサポートできる身近な居場所に改修するための実施計画でございます。

松尾教育部長

その下、職員給与費（学校教育センター）でありますので割愛をさせていただきます、次ページ、215、216ページになります。

学校給食運営費であります。前年度と比較しまして2,141万1,000円、4.2%の減であります。

まず、臨時的な経費でありますけれども、増要因を申し上げます。学校給食費直接徴収のための準備経費としまして、賃金で77万2,000円、そして給食管理システム構築として62万6,000円及び口座振替依頼書の印刷製本費など臨時的な経費がありました。

一方、減要因であります児童・生徒の減少を反映し、需用費の賄材料費では1,174万8,000円の減、それから修繕料も比較的少額事案にとどまりまして、751万3,000円の減となっております。委託料では、整備基本計画が皆減となっております。これらによりまして、全体では減額の決算となっております。

その下であります。新学校給食センター建設事業であります。事業として新規事業でありますので、皆増となっております。

平成30年度におきまして、新学校給食センター建設予定地を決定いたしまして、買収に向けた地権者協議を開始いたしました。さらに、不動産関連業務を完了いたしました。

平成30年度の予算に計上しました境界確定業務、登記事務及び整備基本計画修正につきましては、令和元年度に繰越明許費で繰り越しをさせていただいております。なお、建設予定地の地権者全員から、公共用地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の買い取り希望の申し出を受け、所定の手続を行ってまいりましたが、同手続については既に完了いたしました。順次、地権者といわゆる仮契約を締結する段階になっております。

以上でございます。

山宮委員長

長時間のご丁寧な説明ありがとうございました。

休憩いたします。

1時再開の予定です。

【休 憩】

山宮委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

質疑に当たっては、一問一答でお願いいたします。

また、質疑及び答弁におかれましては、挙手をされるようお願いいたします。

それでは、質疑ありませんか。

石嶋委員。

石嶋委員

98ページ、01031200総合福祉センター管理運営費についてお聞きしたいと思います。

まず、11番の需用費、修繕料について、詳細を教えてくださいませんか。

山宮委員長

中嶋介護福祉課長。

中嶋介護福祉課長

お答えいたします。

総合福祉センター管理運営費の中の修繕料でございます。

こちらは、旧小貝川沿いに設置されておりますフェンスの修繕料となります。昨年の11月から12月にかけて修繕工事を実施したものでございます。

なお、参考でございますが、これまでも不定期で旧小貝川の南側、川のわきというようなことで、施設管理事務所等をお願いして直してきた経緯はありますが、今回、基礎の部分から1メートルほど建物のほうにバックさせて設置をしたところでございます。

以上です。

山宮委員長

石嶋委員。

石嶋委員

ありがとうございます。

あと、13番の委託料についてもお聞きしたいと思います。総合福祉センターの管理運営というところですが、昨年とほとんど同じような金額になっておりますが、詳細を教えてくださいませんか。

山宮委員長

中嶋介護福祉課長。

中嶋介護福祉課長

こちらの委託料でございます。総合福祉センターの管理運営でございます。こちらは、指定管理で市社会福祉協議会に5年間で委託をしたもので、そのうちの平成30年度分でございます。

内容でございますが、まずこちらの3,555万8,000円ですが、主なものを申し上げますと、市社会福祉協議会に福祉センターとか長寿会、長寿会の事業もこの中でお願いしておりますので、そちらの3.5人分の人件費となります。

それと、事務費といたしまして、1,500万円ほどかかっております。主なものを申し上げますと、おふろとかを運営しておりますので、そちらの光熱水費、燃料費、そして警備

とか清掃の業務委託が主なものとなります。

参考までに、事業実績データ集のほうにも書いてあったんですけども、福祉センターが1日当たりですね、年間で4万1,000人を超えておまして、1日当たりに直しますと134人来ております。そして、おふろに関しては、57名の方が利用しているというような状況でございます。

以上です。

山宮委員長

石嶋委員。

石嶋委員

ありがとうございます。

それで、15番の工事請負費ですが、玄関ホール窓改修工事などあります。実際、この総合福祉センターというのは、大体築年数はどれぐらいのものなんですか。

山宮委員長

中嶋介護福祉課長。

中嶋介護福祉課長

福祉センターの竣工は、平成元年4月になります。30年以上たっている建物でございます。

その関係で、今ちょっとお話がありました。工事請負費の玄関ホール窓の改修というのは、南側に電動のブラインドがあったんですが、そちらが故障いたしまして、新たに遮光のフィルムを張ったというような内容でございます。

その他もいろいろなところが傷んでおまして、維持管理が大変だということを申し添えます。

以上です。

山宮委員長

石嶋委員。

石嶋委員

ありがとうございます。

この総合福祉センターなんですが、実績データ集を見ますと、年間で4万1,129人、そのうち市内の高齢者の方は3万9,657人という実績が上がっております。そして、平成元年築ということで、大分古くはなっていると思いますが、今後もしっかりと安心した施設運営、そして維持をお願いしまして、私の質問終わりにします。ありがとうございます。

以上です。

山宮委員長

ほかにございませんか。

山崎委員。

山崎委員

1点ほどお聞きいたします。

成果報告書の93ページでございます。

こちらの中段にあります活動実績及び成果についてですが、(1)防犯カメラの設置と

いうことで、昨年11月に設置完了したということですが、設置しまして約1年弱たつわけですが、その効果について教えていただけますか。

山宮委員長

梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

図書館の防犯カメラの設置につきましては、昨年の工事で1階の閲覧室に7台、2階ギャラリー及び鑑賞室に各1台ずつ、合計9台の防犯カメラを設置いたしました。これによって、2階の事務スペースで常時館内の様子を確認することができるようになりました。

効果としましては、毎年1度蔵書の総点検をいたしまして、ないものの蔵書の冊数を確認しております。平成30年度に確認した冊数では、その時点で確認できなかったものが1,199冊だったんですが、令和元年度の蔵書点検では327冊と、800冊ほど少なくなっておりますので、そういった意味でも、効果は大変あったのかなと思っております。

また、館内で未成年者への声かけなどをする利用者などもいると伺っているところなんですが、そういったものの抑止効果にもなっているかと思っております。

以上です。

山宮委員長

山崎委員。

山崎委員

決算額では275万4,000円ということで、これ、8台でよろしいですか、課長。

梁取文化・生涯学習課長

はい、8台です。失礼しました。

山崎委員

8台ということで、これ、かなり抑止力ができていると私は今お聞きしまして、1,100から300ちょっとということで、800冊ぐらい減っているということですので。

やはりその防犯カメラで、心なき者は警察とかそういうものには、どのような手続きとか、警察のほうにもご連絡とか、発見した場合はしているのでしょうか。

山宮委員長

梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

明らかな暴力行為とかそういったものについては、警察署への連絡等は指定管理者であります職員から行っております。

また、蔵書につきましては、1年目ですぐないということはちょっと判断できかねますので、例えば令和元年度での点検で不明のものについては、その後3年間継続をしてあるかないかということを確認しまして、3年目でどうしてもないというものについては、リストから外すというようなことをとっております。

ただ、どういう状況でなくなったかということについては定かではありませんので、その辺については、これまでも協議をしているところですが、なくなってしまった蔵書を盗難ということでもなかなか警察へはお願いできないので、その部分はまだやってないところでございます。

山宮委員長
山崎委員。

山崎委員

やはり減っているということは間違いないということですよ。これも、一つ、防犯カメラの設置による、やはり抑止力であると私は思いますので、これからも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

山宮委員長

ほかにございませんか。
金剛寺委員。

金剛寺委員

それでは、幾つか質問したいと思ひますので、お願ひします。

はじめに、100ページの下のほうの01031800の障がい者自立支援給付事業のところ、これは毎年金額がどんどん増えていく格好になっていまして、昨年と比較すると、今年も1億円近く金額的には増えています。これは国の事業なんで、大いに使ってもらおうということになると思ひますけれども。

これに対して、実績データ表の8ページにこの中身について、利用人数とこの利用日数について書かれているわけですが、介護給付のところを見ると、ほとんどですね、利用数はほとんど変わってない状況で、あと訓練等のところ、人数的にはこの就労支援のB型で若干増えている程度で、利用人数としてはほぼ変わらないですが、見ていくと、また延べの利用日数のところでかなり増えているところが金額の増加にもつながるのかなと思ひますけれども、その辺の状況について、まずお願ひをします。

山宮委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

扶助費が増加した主な理由でございませんけれども、平成30年度からサービス利用にかかわる報酬1単位単価の見直しが行われた結果、平均で1.7%上昇していること及び幾つかの障がい福祉サービスにおいては利用日数などが増えていること、そういうことが扶助費増加の原因として挙げられます。

その結果、特に障がい者介護給付費が約4,041万9,000円、前年度比で109.4%、障がい者訓練等給付費が約6,097万5,000円、同様に前年度比で118.9%と、このように大きく伸びております。

障がい者介護給付費のサービスの中では、主に生活介護の延べ利用日数が増えております。延べ利用日数の実績を比較してみますと、平成29年度の3万3,973日に対しまして、平成30年度は3万5,988日となっており、前年度比で105.9%、2,015日の増となっております。

その理由としましては、通所でのサービス利用が増えていることもありますが、これまで在宅で障がい者を介護してきた親の高齢化などにより在宅での介護が難しくなり、施設に入所して日中は生活介護を受けるケース、そのようなケースが増えてきたことなども一因となっております。

次に、障がい者訓練等給付費ですが、特に就労継続支援A型及び就労継続支援B型の延べ利用日数が大きく増えております。同様に延べ利用日数の実績を比較してみますと、まず就労継続支援型では、平成29年度の1万826日に対しまして、平成30年度は1万2,453日

となっております、前年度比で115%、1,627日の増となっております。

次に、就労継続支援B型では、平成29年度の1万7,520日に対しまして、平成30年度は2万121日となっております、前年度比で114.5%、2,551日の増となっております。

その理由としましては、サービスを利用するに当たりまして、相談支援専門員によるきめ細やかなサービスと利用計画が作成され、利用者個々に応じた適正サービスが提供できている、そのようなことが主な要因として挙げられるかと思われま。

以上です。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございました。

生活介護が増えているということで、障がい者を含む家族も含んで、なかなか環境の変化というか、高齢化しているのと、また親の方は働きに出られるとか、いろいろなことでなかなか大変な状況になっているんだということが一つわかったのと。あと就労支援という形で大に出させていただくということは、またいいことだと思いますけれども、就労支援の施設については、A型、B型、また市外に通われている方もいて、なかなか実態は難しいんですけども、市内の施設としては増えていますか。

山宮委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

まず、就労継続支援A型の事業所につきましては、それぞれ年度末の施設の数で申し上げますと、平成29年度が3施設、平成30年度が2施設となっておりますので、1施設の減となっております。

就労継続支援B型につきましては、平成29年度が6施設、平成30年度が7施設ということですので、1施設の増、そのような現状となっております。

以上です。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

特にB型が全国的には増えているという状況もありますけれども、内容的には問題のあるところもあると言われておりますので、十分お願いをしたいと思います。

それでは、次に行きます。

次は、決算書124ページの一番上のほうの、これは前の医療対策事業の続きですけれども、この3行目に口腔センター土浦整備費46万円というのがあります。これ、周辺の市町村で整備をして、利用するというようなことだと思うんですけども、これの内容と活用状況をお願いします。

山宮委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

口腔センター土浦は、平成3年8月に土浦市保健センター内に開設されました地域歯科

医療機関で対応が困難な障がい者のための診療機関です。平成29年11月に診療室の充実、それから障がいのある方への利便性の向上を目的として、独立した建物として新たに建設をされました。この建設により、備品整備に要した費用の一部を周辺8市町の患者数割合で案分し、交付した単年度補助金です。

内容的には、歯科診療や相談、摂食嚥下指導、研修などに利用されていると伺っております。

以上です。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

ここを利用する場合には、利用者は直接こちらに連絡して行くような格好になりますか。

山宮委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

利用に当たりますとは、まず口腔センターに問い合わせをしていただいて、それから診療申し込みという形になると思います。

以上です。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

はい、わかりました。直接ということなので、余り中身的にはちょっとわからないかもしれませぬので、次へ行きます。

同じく124ページの01040500のがん検診事業のところですか。これは、事業実績データ集の20ページにそれぞれのがん検診についての実績がざっと並べてありまして、増えたり減ったりということ、年代や性別いろいろな形でされていますので、これが減ったとか一概には言えないということになると思いますけれども、特に平成30年度の取り組みとすると、増えたなと思うところが、肺がんの検診のところと、大腸がんの検診のところ、それと前立腺がん検診のところ、数字的には大分増えているかなと思います。

あと成果報告書の182ページにこのがん検診の取り組みについて書かれているわけですが、これで言うと、いろいろな形でがん検診について勧奨通知を出しているということだと思ふんですけれども、特に平成30年度で、ここについて強化しようというような取り組みについて、お聞かせ願います。

山宮委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

最初に、先ほどがん検診の受診者が伸びたがんの種類につきまして、肺がんや前立腺がん、大腸がんということをお聞きしたところですが、そのほかに平成30年度から50歳以上の偶数年齢の方を対象に胃内視鏡医療機関検診を導入しております。

また、これにあわせて胃粘膜の萎縮度を見ますリスク検査を集団医療機関で導入しております、ピロリ菌がいる可能性の高い方には除菌をお勧めしているところです。これら

のリスク検査につきましては、胃がんのリスク低減に向けた取り組みとして大切な取り組みと思っております。

また、受診率向上に向けまして、初年度、なかなか胃がん医療機関検診が伸びませんでしたので、秋以降、過去5年間全く胃がん検診を受けていない方に通知を出すなど、工夫をしながら受診者を伸ばしてまいりました。

そのほか、がん予防推進員による取り組みにおいては、がん予防推進員55人の方々にロコミ活動を市民760名に行っていただいております。

さらに、健康長寿課で所管しております元気アップ体操指導員にもチラシを配付して、体操教室の中でがん検診受診率に向けた、こちらもロコミの活動ですが、声かけをしていただいているところです。

そのほか、3年前より地区別勧奨通知を開始しておりまして、平成30年度は8月に検診を予定していた西地区、北文間地区の対象者3,000人に健康診査実施3日前に通知が届くように勧奨通知をし、地域の受診者が伸びている状況です。

以上です。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございました。

今、課長のほうから説明ありましたように、特に胃がん検診のところで、平成30年度の事業として、新しく胃カメラが導入されて、この実績集だと119人の方が新しく受けられているということで、これも成果だと思います。

それで、今話がありました中で、一つ、がん予防推進員が今発言の中にもあって、成果報告書の中にも書かれているんですけども、これはどういう方がされているのかお聞きできますか。

山宮委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

がん予防推進員の方々につきましては、食生活改善推進員や元気アップ体操指導員の方々などが多く含まれております。これらの方々は、県の養成講座を受講されまして、がん予防推進員として活動を始めていくこととなります。

以上です。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、私、余り存じていませんので、これらの推進員になられた方は、大体通年を通して、途中で交代はあるのかもしれませんが、推進員として活動されているものですか。

山宮委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

推進員の活動としましては、年間を通して活動をしていただいております。あわせて、市のほうでは、2回ほど中央研修会を実施しており、がん検診の受診状況や精密検査の受診の実態、それから受診勧奨の大切さなどを意識していただくためのグループワークなどを開催し、日々の活動に活用していただいております。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございます。

あともう一つ、先ほどの答弁で地区別勧奨ということを言われて、そういうことをやられているということですが、この地区別勧奨について、もう少し詳しくお伺いをしたいんですけれども。これは一定のがん検診についてやられているものか、それとも特定のがん検診について勧奨をやられているのか。あと地区を幾つかに区切ってやられていると思いつけれども、そのやり方など、わかりましたらお願いします。

山宮委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

地区別勧奨通知につきましては、肺がんと大腸がんに絞って勧奨通知をしております。こちらの二つのがんは、増加と減少を繰り返しているのが肺がんで、大腸がんが横ばい状況のため、地域を限定しながら勧奨通知を始めたところです。

地区の決め方としては、特段受診率が低い地域からスタートしているということではなくて、長い時間、長年を通して全ての地区の方々に地区別勧奨通知が届くように考えておりまして、毎年度二地区ずつやっという計画の中で取り組んでいるところです。

以上です。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

はい、わかりました。

地区別と言いますと、大体、コミュニティセンター単位の地区ですかね。はい、わかりました。

次に行きます。

126ページのところの同じ保健事業の01040700の生活習慣病健康診査等事業のところの委託料、肝炎ウイルス検診ということで、これが非常に実績として伸びたというお話が先ほど出ましたけれども、この肝炎ウイルス検診は、平成30年度のアクションプログラムの中でも重視して取り組むという方向に位置づけられているところですが、これは成果報告書の186ページに、平成30年度の実績の数値が1,296人ということで、これは平成29年度だと285人で1,296人と大幅に増加をしたということで、補正等も途中あったと思いつけれども、この取り組みについて、状況をお伺いします。

山宮委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

肝炎ウイルス検診は、平成12年から実施しておりまして、平成30年度は国の要領改正に合わせて40歳以上から70歳以下で5歳刻みの年齢に達する方の検診費用を無料としたものです。

具体的に取り組みとしましては、毎年6月に通知をされる特定健診の通知と一緒に肝炎ウイルス検診の無料について周知をしたところですが、たくさんの情報に埋もれてしまい、なかなか受診者が伸びませでしたので、秋頃に今まで肝炎ウイルスを受けたことがない5歳刻みの6,800人ほどに勧奨通知をしたところ、1,296人まで伸ばすことができました。

そのほかに、肝炎ウイルス検診のみを受けたいという社会保険加入者の方々のために、予約枠を胃がん検診日に設けるなど、受診しやすい環境づくりにも努めてまいりました。

以上です。

山宮委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございます。

大きな実績になったと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、決算書の130ページ、ここの真ん中辺の01041200の子育て相談事業、ここの報酬の非常勤職員報酬で、これそのものではないですけれども、これに関連するところで、実績表の22ページに、育児支援のところのたんぼぼくらぶと発達相談のところでおひさまくらぶというのがある、ここの職員というか、講師の方の報酬につながるものだと思いますけれども、特にこの中で、この発達指導教室のおひさまくらぶのほうが、開催が26回で、延べ137人の方の利用者があったということで、このおひさまくらぶは通常は月2回の開催となっていますので、通常は24回のはずですけれども、2回、この利用者が増えて開催を特別にしたみたいなのかと思えますけれども、特にこの発達指導教室のこのおひさまくらぶの相談状況というのが、今どのようになっているのかお聞きをします。

山宮委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

はじめに、おひさまくらぶの増加状況についてお伝えしていきたいと思えます。

平成28年度は実人員59人、延べ人員95人、平成29年度は実人員58、延べ人員103人、平成30年度は実人員73人、延べ人員137人と、30年度にかけて実人員が15人の増加、延べ人員が34人、昨年度より増加している状況です。

回数の方も、相談件数が増えたことにより、増やして対応しているところです。

以上です。

山宮委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

当市の場合、常設のこういう発達相談は、これ以外になかなかないということで、このおひさまくらぶのほうが大変喜ばれているかと思うんですけれども、今後もそういうことで相談が増えるということになれば、この回数を増やして対応していくような形になるのでしょうか。

山宮委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長
件数のほうも今後どのように増えるかまだわからないところですが、着実に増えていることは事実ですので、その状況を見ながら、今後も臨機応変に対応していきたいと思っております。
以上です。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
あと、この相談を利用されて、またつぼみ園の利用につながった方、こういう方は、どの程度わかるかどうかあれですけれども、そういったことはわかりますか。

山宮委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長
つぼみ園につながった方の数ですけれども、平成30年度は33人となっております。前年度の22人より11人増加しており、相談者全体の4割以上がつぼみ園につながっている状況です。
以上です。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
はい、わかりました。
つぼみ園のほうの運営についても、いろいろ大変なこともありますけれども、そういう形で確実にまずはつながっていくということがいいと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。
健康増進のところの最後で、138ページで、職員給与費（保健センター）これも、これそのものを言うものではないですけれども、保健センターについては、従来からこの人員、特に保健師が不足しているという状況がずっと続いて、今は産休の方もいて、非常に不足をしていると。
そのほかにも、保健センターとしては、栄養士であったり、保育士であったり、いろいろな資格の人が必要なわけですけれども、そういう人手不足の状態から、現状についてはどのような状況になっているのかについてお聞きをします。

山宮委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長
現在、健康増進課に勤務する保健師は、管理職3人を含め12人となっております。
過去の保健師確保状況について申し上げますと、正規職員1名が退職をしました平成27年度末以降、必要に応じて新規採用に関する要望を上げ、募集していただいておりますが、

今のところ採用までには至っておりません。

また、産前産後及び育児休暇取得職員の代替職員の確保につきましては、週5日勤務できる保健師がなかなか見つからず、やむを得ず看護師、准看護師で確保をしているところです。

今後も必要に応じて新規採用に関する要望を人事担当に上げていきたいと思っております。

以上です。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

なかなか正規採用でもとれないということですので、なかなか臨時採用でも待遇の問題、その他絡んでくるんだと思いますけれども、新しくまた人事については会計年度任用制度が始まりますので、その中でもぜひこの保健師の処遇改善、お願いをしたいと思います。

それでは、私の最後の質問で、110ページのところの01034400の放課後児童健全育成事業のところ、これは6月にも一般質問させていただきましたけれども、この支援員について、新たに民間委託という方向も出されているところですが、とりあえず平成30年度でいくと、まず昨日の人事から聞いたところでも、4月1日現在で支援員は116人ということでしたので、前に聞いた内容と同じかなと思うんですが、これについて、支援員と支援補助員の内容についてお聞きいたします。

山宮委員長
梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

学童保育の支援員等の数でございますが、以前の委員会でご説明しましたとおり、まず支援員の数については、現在、令和元年5月1日現在で支援員が93人、支援補助員が23人でございますが、平成30年度末3月1日現在の数字で言いますと、支援員が92人、支援補助員が25人、合計が117人となっております。

ただし、その後年度末でかなりの数の方が退職されましたので、その数字を新たに補充するというで何とか追いついたところですが、今年度については、以前お話ししましたとおり、八原小学校でクラス増加になっておりますことから、それに対する支援員の配属ができませんで、派遣委託で年間を通して4名委託という形で行っている状況でございます。

また、支援員の認定資格の研修につきましては、平成31年3月1日現在で修了者が57名でございます。その後、退職される等の状況によりまして、現在は52人の方が研修を修了しているという状況でございます。

ちなみに、今年度については、14人の方が講習、研修を受講する予定となっております。以上です。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

今の講習についてですが、成果表の84ページの中に平成30年度のこの児童支援員認定資格研修に26名の方が参加されたと書いてあるわけですが、先ほど課長のほうで言われました研修修了者というのは、この26名も含んだ数になっているんでしょうかね。

山宮委員長

梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

こちらを含んでおりますけれども、やはり3月末で退職された方もいらっしゃいますので、現在は52の方が研修を修了しているということで、平成31年の3月1日現在では57人ということでございます。

山宮委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません。そうすると、26人受けたんだけれども、57人しかいないということなんで、それ以前に受けている方がというか、前々から県の受け入れがそんなにできないということも十分聞いているわけですが、今回講習に行かれました26名というのは、全て支援員の中から行かれたのか、それとも支援補助員も含んでいるのか、その辺はどうですか。

山宮委員長

梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

研修を受講された方については、勤務年数ですとか、その資格の状況等によりまして、講習を受ける資格が生じてまいりますので、高校卒業程度ですとか、大学卒業程度ですとか、そういったことがございますが、ちょっと内訳については今手持ちがございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

山宮委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

はい、わかりました。

当市としては、もう支援員という形で認めているわけですが、ただし、条例上、正式に言うと、この認定資格を取らないといけないということになっているわけですが、この認定資格がなかなか、県のほうの枠もあって、多くの方を出せないという実態があって、なかなか、実際には修了者が少ないけれども、支援員として活用しているというか、せざるを得ないようなことになっているかなと思うんですけども。また来年度からは新しい方向になってしまうと、またこういうことがどうなるのかなと非常に心配がありますので。ただ、今の支援員や支援補助員の方が引き続き民間でもされるという方も多くあると思いますので、ぜひその辺のところも、民間委託となっても、この支援員の研修やその他資格向上のために、今後とも努めていっていただきたいということで、私の質問を終わります。ありがとうございます。

山宮委員長

ほかにありませんか。

大竹委員。

大竹委員

1点だけお伺いします。

決算書の120ページ、01036300、生活保護扶助費についてでございます。

先ほど部長からご説明を受けまして、生活保護受けている人が減少していると。また、予算も減少したというお話をお伺いしました。

減少した一つの理由は、地域経済もある程度貢献しているのかなと思いますけれども、そのほか、やっぱりスタッフの方々が自立を助長する相談とか指導はあると思うんです。そういうものが、どんなことをしているのか、詳細をお伺いしたいと思います。

山宮委員長

湯原生活支援課長。

湯原生活支援課長

生活保護世帯の自立支援についてでございます。

まず、自立につきましては、生活保護の自立といえば、主に経済的自立と社会的自立と精神的自立といったものがあります。まず、経済的自立につきましては、これが主でやっているようなところですが、本市では被保護者就労支援員を1名配置しまして、就労可能な保護者に対し、ハローワークへ同行訪問をしたり、求人募集をしている企業紹介等をしたりサポートを行っております。

また、ハローワークでは月に1回、巡回相談を実施していただいております。これは市役所のほうにハローワークの職員が来ていただいて実施しております。その際に、支援員や担当ケースワーカーが保護者に参加希望の聞き取りを行い、希望者に参加していただいて、就労の支援、就労につなげるような支援を行っております。

また、あともう一つの社会的自立、こちらにつきましては、アルコール依存症であるとか覚せい剤中毒者、いわゆるそういう中毒性ですね。ギャンブル依存症とか、そういった方もおりますけれども、そういった方に対しましては、ダルクであるとか、であるとか、施設への入所であるとか、自助会への参加であるとか、そういったところへのご案内をしながら、社会に復帰できるような取り組みや促しをしております。

また、精神的自立につきましては、うつ病であったり、統合失調症であったり、そういった保護者の方には、ケースワーカーが病院への通院を促したり、またなかなか通院に行かない方も、受療されていない方ももいらっしゃいます。そういった方には通院を勧めていきますが、まずは相談相手となり、訪問しながら対応しております。

なかなか就労が決まらないこともあると思いますので、そういったときには慰めたり、励ましたり、支えたりといったことで支援を実施しております。

以上です。

山宮委員長

大竹委員。

大竹委員

ありがとうございました。

本当に経済的、社会的、精神的、いろいろな分野で支援者に対してのご相談なり、ご指導をしているということがよくわかりました。

そういう中で、あと次の質問は、相談をしている人数と、それから当然生活保護の申請者数ということがあると思いますけれども、その辺の数量を教えてください。

山宮委員長

湯原生活支援課長。

湯原生活支援課長

平成30年度の相談件数ですね、これ、延べ件数につきましては、340件です。その中で、相談の人数というのは、2回以上、複数回相談に来られている方もいらっしゃいますので、実数的には205名になります。

そこから実際に保護の申請に至ったケースというのは、89件、89名の方が申請されて、実際に保護の開始となった方は、74件になっております。

山宮委員長

大竹委員。

大竹委員

それでは、最後の質問になりますけれども、申請から当座の生活費がなく、つなぎ資金貸し付けを受けた人数等々がわかれば、お聞かせ願いたいと思います。

山宮委員長

湯原生活支援課長。

湯原生活支援課長

こちら、つなぎの資金に関しましては、我々生活支援課ではなくて、市社会福祉協議会のほうで実施している事業であります。市社会福祉協議会のほうに、こちら、正式な名称は緊急小口貸付制度と言うものであります。こちらにつきましては、平成30年度に貸し付けを受けた人数は12人で合計21万円となります。平均すると1万7,500円というような形ですけれども、多くが1万円もしくは2万円の、最大で2万円の貸し付けを受けられますので、そういった状況になっているということで伺っております。

山宮委員長

大竹委員。

大竹委員

市社会福祉協議会まで行って情報をいただいて、ありがとうございます。

以上で私の質問は終わります。

山宮委員長

ほかにありませんか。

大野みどり委員。

大野（みどり）委員

決算書の126ページの最後の01040850健幸マイレージ事業と成果報告書の178ページですね。178ページ、成果報告書のほうで、この健幸マイレージ、タッポくんですけれども、これ、18歳以上の市民の健康増進維持のためということで、幅広く年齢層をターゲットにしているのかなと解釈しているんですけども、ウォーキングの歩数と、また健診をポイントとして獲得して、商品をいただけるということで、登録目標が3,000人に対して、今現在、登録数が1,198人ということで、年齢層というか、年代別でこの登録している方はわかりますでしょうか。

山宮委員長

大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

健幸マイレージ事業の目的でございますけれども、今おっしゃったように、ウォーキングによって健康づくりをするためのインセンティブをあげるという、そういう目的でございます。

今現在ですが、ここに示してある1,198人というのは、これ、今年の3月末現在の数字なんです、駅前でチラシを配布したりとか、いろいろイベントのときに個別呼びかけをいたしまして、今、1,400人を超しております。こういった事業につきましては、地道にPRを続けながら、対象者を掘り起こしていきたいと考えております。

それで、年代層ですが、やはりどうしても高齢者層が主な年代層になっております。もちろん10代で申し込んでくださる方も中にはいらっしゃいますけれども、やはりどうしても65歳以上の方が一番多い階層ではないかなと思っております。私どもの今、これからの課題といたしましては、若年層、私どもが言うところの若年層というのは、40代、50代あたりを中心に、もっともっと広げていって、若いうちからそういった健幸を蓄積していたらなという、そういう今、思いを持っております。

以上です。

山宮委員長

大野委員。

大野（みどり）委員

ありがとうございます。

この取り組みで、本当に地道な取り組みをしていかなければいけないし、またして下さっているんですけれども、イベントを2月に行っていた際に、多分いろいろなファミリー層とか年齢層の方が集ってこられたのかなと思うんですけれども、このイベントを機に登録した人は増えたんでしょうか。

山宮委員長

大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

当然イベントのときもしつこいぐらいのPRをさせていただきまして、何人か増えたんですが、やはりこういったイベントにおいでいただける方というのは、もともと登録している方がかなり多かったものですので、ただ、そういった口コミの中で、どんどんすそ野を広げていっていただくきっかけづくりにはなったのかなと考えております。

参考までに、今年度のイベントは、ちょっと暖かいうちに、11月の後半に行く予定でございますので、ぜひPRにもこれから努めてまいりたいと考えております。

以上です。

山宮委員長

大野委員。

大野（みどり）委員

ありがとうございます。

この成果報告書のところに、事業費と人件費が平成29年度と30年度に書かれていますけれども、事業費は300万円ぐらい増えていますが、人件費のほうが2,000万円減っているということで、この内容というか、教えてもらいたいのですけれども。

山宮委員長

大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

こちらにつきましては、29年度に実は取り組みを始めた事業でございますので、やはりどうしてもインシャルコストというか、最初の検討の段階、あるいはいろいろな制度設計の段階でそれなりの人件費が必要になったと。それが動き出せば、ある程度は当初の人件費が削減できるというのがこの数字に表れたのではないかなと考えております。

以上です。

山宮委員長

大野委員。

大野（みどり）委員

ありがとうございます。

非常にこのスマートフォンを利用したポイント制度というのは、私たちのような世代でも気軽に取り組める、健康を意識したすばらしい取り組みだなとすごく思います。

私もこれ、やっています、寝る前に必ず見て、歩数が足りないと、起き上がって歩きます。家の中を歩きます。それから、私も楽しみにしているので、きっとこれ、登録する方は楽しみにしているんだなと思いますので、これが広がっていきながら、健康を意識していくこの事業が成功していけばいいなってすごく思います。

あと、成果報告書の181ページで、生活習慣病の健診の拡充ということで、18歳から39歳の市民を対象に健診及び保健指導を行うことで、若いとき、早期から生活習慣病を予防しますというこの取り組みで、受診者が282名受けられたということで、本当に18歳から39歳という年齢層の取り組みってすばらしいなと思うんですけども、10代、20代、30代で内訳はわかりますでしょうか。

山宮委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

ただいまのご質問にございました年代別受診者数は、ただいま数を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

以上です。

山宮委員長

大野委員。

大野（みどり）委員

わかりました。

次の2番の35歳を対象に無料健診を実施したという、この35歳で受けられた人数はわかりますでしょうか。

山宮委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

35歳の無料健診につきましては、集団検診が40人となっております。医療機関のほうは、申しわけございません。ちょっとデータを持ち合わせておりませんので、後ほどお答えし

たいと思います。

山宮委員長
大野委員。

大野（みどり）委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

でも、40人、35歳で無料ということで受けられたということで、よかったので、また継続してこの方々が受けられるとすばらしいなって思います。

次に、成果報告の5のところに健診後のフォローとして、個別保健指導を10人に、重症化予防のための受診勧奨ということで42人に実施しましたということで、括弧で訪問、面接、電話、通知とあるんですけども、通常通知で来るのかなと思うんですが、この訪問、面接、電話、通知ということで、具体的な内容を教えてもらえますでしょうか。

山宮委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

この受診勧奨につきましては、初回は詳しい検査値の説明や、あと受診することが必要だというようなことが書いてあるチラシをお渡しするところですが、その通知をお出ししても、個別の保健指導にいらっしゃらなかった場合には電話をし、面接という形の方法をとっております。また、お電話をした中で、関心が非常に低いような方などは、ご自宅に訪問に行くというケースもございます。

この重症化予防のための受診勧奨としましては、例としては、ヘモグロビンA1cですね、糖尿病予防のためのヘモグロビンA1cの数値が高かった方などにかかわっているという状況です。

山宮委員長
大野委員。

大野（みどり）委員

はい、わかりました。

じゃ、本当にきめ細やかにしっかり対応してくださるということがわかって、本当にうれしく思います。

最後に、効率性というところで、見直しというところで、受益者負担金を見直す必要があると書かれてあるんですけども、この事業に対して、どのようにこの負担金を見直すということで検討されているのでしょうか。

山宮委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

今のところ、受益者負担をどのように見直すという内容と進め方については、特に決まっておきませんので、この場ではちょっとご説明できないので、すみませんが、今後また見直す必要があるのではないかとということで報告書には書かせていただいております。

山宮委員長
大野委員。

大野（みどり）委員

はい、わかりました。

それでは、必要性があると思った設定だったんですね。と解釈しますけれども、いいですか。

山宮委員長

岡澤健康増進課長、よろしいですか。

岡澤健康増進課長

必要性があるという認識というのはもっているんですね。なぜそのようなことをここに表現をしたかと申しますと、やはり事業というのは費用対効果を求められることが多いです。その中で、一つの検討課題として挙げさせていただいた次第です。

以上です。

山宮委員長

大野委員。

大野（みどり）委員

はい、わかりました。

あと、すごくやっぱり若い方が関心を持って、この健康に、健診に挑んでいくということはすごく大事なことで、またこれは継続していただきたいと思います。

以上です。

山宮委員長

ほかにありませんか。

後藤委員。

後藤（光秀）委員

2点だけお伺いします。

成果報告書の74ページですけれども、教員相談員の教育センターで8名配置されていて、相談回数はちょっと中段のほうに載っているんですけれども、教育相談の中で不登校が3,860回ってすごく多い数字ですけれども、その他、不応答、いじめですとか、進路ですとか、いろいろあるんですが、こういったことも不登校の原因になっているところもあるかと思うんですが、この不登校の相談の中で、不登校に至る理由としてどういう原因が多いのかお聞かせください。

山宮委員長

松谷教育センター所長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

不登校の理由は様々ございまして、クロス集計をとって見たところ、一番多い理由としましては、小学生は無気力ということで、学校に行くそのエネルギーが低下しているというのと、あと不安を抱えているという傾向が多いです。さらに、それを詳しくさらに見ていきますと、学力不振、なかなか学校の勉強についていけなかったり、あとは、一番多いのが家庭にかかわる状況ということで、様々は事由がありまして、家族内の問題で学校に行く気力がでてこないとか、あとは本人が学校にちょっと、子どもらがたまに行きたく

ないというときがあると思うんですが、その中で、普通ならまた保護者の方はなるべく学校に行かせようというところで後押しをするんですが、本人に任せてしまうとか、そういう家庭にかかわる状況が多いです。

それと、さらに本人の特性、集団生活にちょっとなじめていけないというところが、いろいろ発達障がいもありますし、あと本人の性格的なところもあるし、まとめて特性と言いますけれども、そのところでなかなか集団の不適応を起こしているというところが、今、小学校と言いましたが、小学校、中学校共通して理由としているところでございます。

よろしく願いいたします。

山宮委員長
後藤委員。

後藤（光秀）委員

ありがとうございます。

小・中学生共通していることとわかりました。

ちょっとすみません、平成29年度のちょっと資料を僕持っていないくて恐縮なんですけれども、もしわかれば、不登校の相談数でいいんですけれども、推移といますか、ここ二、三年で構わないんですけれども、わかればお聞かせください。

山宮委員長
松谷教育センター所長。

松谷教育センター所長

先ほど、こちらの資料で3,800と言っていたんですが、これ、ちょっと誤りでございまして、相談件数は多いんですが、4,936回でございまして。失礼いたしました。

それで、昨年でございますけれども、昨年の相談件数は3,319回でございまして。昨年は3,319回、本年度は4,936回でございまして。失礼いたしました。よろしく願いいたします。

山宮委員長
後藤委員。

後藤委員

ありがとうございました。

あれですよ、成果報告書のこの3,860回がこれ、訂正ですよ。

実際、やっぱり、やっぱりといいますか、平成29年度よりちょっと相談件数も増えている状況ということがわかりました。

あと、もう一つ、事業実績データ集の最後のページの66ページですけれども、ここは、さわやか相談員による相談活動の回数として、これは全中学校の活動の内容だと思うんですけれども、ここも非常にやっぱり見てみますと不登校が目立つなど、多いなというところかと思うんですが、この全中学校でのこの集計のことなんですけれども、これ、中学校内で相談をした回数なのか、それとも各自、例えば自宅へ訪問したりだとか、そういった回数も含まれているのかお聞かせいただきたいです。

山宮委員長
松谷教育センター所長。

松谷教育センター所長
お答えいたします。

こちらは、さわやか相談員ですが、中学校に週4日派遣をしております。その週4日通う学校の中で相談した回数になります。

山宮委員長
後藤委員。

後藤（光秀）委員

ありがとうございました。

最初の成果報告書のほうにちょっと戻るんですけども、この下の事業評価のところの中段のほうに、学校復帰率は88%とおおむね良好であるといったところもあるんですけども、学校に復帰できた、復帰した方々の内容として、主にどんな相談やアドバイスがこういった成果につながったのかっておわかりでしょうか。

山宮委員長
松谷教育センター所長。

松谷教育センター所長

この学校復帰率でございますが、この学校復帰率は、本所に適応指導教室「夢ひろば」がございまして、その中で復帰率になっております。

ちなみに、うちの適応指導教室では、それぞれ、先ほど言いました特性、いろいろな悩みを持っております。そこを改善するためのスキルを学んだり、または様々な友達関係のトラブルで学校へ行けなくなったのあれば、そここのところに学校の間に入って解決をしたりとかいうことで行っているところでございます。

「夢ひろば」に通っている生徒の復帰率ということで、よろしく願いいたします。

山宮委員長
後藤委員。

後藤（光秀）委員

わかりました。

それでは、逆に、やはりどうしてもこれだけ相談件数、相談をしているのにもかかわらず、どうしても不登校から学校復帰につながらないという児童・生徒の理由として、不登校になる理由というのは先ほどお聞きしましたけれども、学校復帰につながらない理由として、主にどんなことが原因というか、理由というふうに考えますか。

山宮委員長
松谷教育センター所長。

松谷教育センター所長

復帰のために各学校は家庭訪問をしたり、保護者と面談をしたり、またスクールカウンセラー、こちら県から配置をしたりということで、各家庭の悩み、また生徒の悩みに沿っているところではございますが、なかなかこちらの取り組みに対して、まだ子どもの心の中にまだ解決のところまで入っていない、またそれぞれがやっぱり持っているものが重かったりとかいうところで、努力はしているのですが、なかなかまだ改善できないというところでございます。

今後も努力していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

山宮委員長

平塚教育長。

平塚教育長

不登校のお子さんが学校に復帰できない主な要因は、やはり最大は対人関係の部分ですよ。非常に集団の不適應ということで、今、私どもが一番心配しているのは、小学校6年生の男の子が小学校1年生に「うざい」だとか、「きもい」だとか言われても、不登校にならないんですね。ところが、小学校4年生が小学校4年生の同級生に言われると、大変緊張感を持ってしまいます。やはり非常に同じ年代の子どもたちの付き合い方とか、確かにこれが非常に心配。ですから、そこに社会性だとか、対人関係対処能力、そういうものをきちんと身につけていかないと、学校に戻すことはできない。

今回、松谷所長の報告に、教育センターにかかわっている不登校の数のお子さん、市内で私が探したところ、30%、40%ぐらいで、教育センターにもかかわらない不登校のお子さんがいらっしゃる。その部分はどうしているかという、教育センターとか教育委員会がその不登校のお子さんの担任の先生にいろいろな登校の手だてについて相談を加えていると。

特に、学校へ行くについて心配なことは何だと言ったら、「僕は挨拶ができない」と言うお子さんがいます。学校に行ったら挨拶しなくちゃいけないと。私もかつて教育センターにおりましたので、そのとき指導した方法が、「じゃ挨拶しなくてもいいよ」と。「学校に行って勉強をやるのが目的だから」と。ただし、「人に挨拶されたら、挨拶を返しなさい、これだとできるよね」ということで、戻ったお子さん、非常に課題を低く低くして、その子に合った課題を用意してあげる。そして、登校のタイミングを見計らう。そのためには、教育センターではたくさんの相談員がいますので、その子に合わせたサポートをするということをやっているところでございます。

以上です。

山宮委員長

後藤委員。

後藤（光秀）委員

すみません、ありがとうございました。

不登校数、相談件数の話ですけれども、ここでは、やっぱり多くなっているのかなという思いがあったのと、特に今の時期といいますか、夏休み明けという、何かいろいろ問題が出てきやすい時期というのもちよっとちらっと耳にしたので、例えば事前に防ぐことも、防ぐという視点ももちろん必要かなって思っているんですが、例えば定期的な三者面談ですとか、そういった面談というのはふだんからもちろん行っているというのはわかっているんですけども、例えば抜き打ちでの面談ですとか、定期的に生徒の話の聞き込むというか、生徒の話、本音を聞き込む意味で強化できないかなってところで、例えば様子を伺う、チェックですとか、何と言うんだろうな。評価と言ったらいいのかな。ちょっとわからないですけども、何かこれといった何か対応というか、現在していることって学校等であるのでしょうか。

山宮委員長

松谷教育センター所長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

もちろん学校も、今お話があったとおり、定期的な面談をやっていますが、そのほか教育センターで学校生活に関するアンケートというのをやっているんですが、その結果を学

校におろしております、集計して。その中で、ストレスを持っている子とか、そういう子がリストアップされますので、それを学校におろし、学校のほうではそれをもとに面談や観察をしたりしております。

また、そのほか、学校でも独自にアンケートのほうを、生活アンケートをとっているようがございますので、その中で面談をしたりとか、また学校はケース会議、その子をどうして支援をしたらいいかということで、最近では多くの学校でケース会議を行って、1人の担任だけではなく、多くの教員で、かかわっている教員で支援をしていこうというケース会議を行ったりもしています。

また、今回夏休み前には、各学校に周知をしました。気になる子どもがいると思うんですが、気になる子どもというのは、1学期に人間関係のトラブルで悩んだ子ども、自分自身悩んでいる子ども、家庭に不安を持っている子ども、それぞれの子ども、気になる子どもに声かけ、電話とか家庭訪問とかしてくださいということで周知をし、学校も取り組んでいただきました。

さらに、SNS相談、こちらのほうでも、やはり何件か始まる前に相談がありまして、センターでお返して、やりとりをして、その子は学校に今、行けているようですが、そのような形で様々なところから今、取り組みをさせていただいております。

よろしく申し上げます。

山宮委員長
後藤委員。

後藤（光秀）委員

様々な努力ありがとうございます。

実際、今お伺いできてよかったんですけども、SNSのことですけれども、ちょっと非常に例えば最近ですと、T i k T o kですとか、T i k T o kというSNSがあるんですけども、動画投稿サイトがあるんですね。ですとか、あとインスタグラムですとか、もちろんラインもそうですけれども、先ほど教育長のほうからお話があったように、やっぱり同級生とのつき合いというか、対人性と言いますと、そういったところがやっぱり原因につながっているということは、非常にこのSNSの、もう小学校でも中学生でも、本当にコミュニケーションのツールの最大なところかと思うんですよね。もう学校帰ったら、休みのときは携帯だ、スマホだ、タブレットだって、その辺も、ちょっと最後にもう一個だけ聞きたいんですけども、例えばこういったSNSの利用の制限と言ったら、ちょっと言い方はあれかもしれないんですけども、何かこういうふうに使いましょうねですとか、こういうのはやっちゃ駄目だよですとか、何か特段指導していることってありますでしょうか。

山宮委員長
松谷教育センター所長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

平成30年度の市いじめ連絡対策協議会、こちらのほうで28年度からSNSに関する取り組みをしてきました。平成30年度は、何かこちらで啓発をしようということで、お勧めルールということで、市いじめ連絡対策協議会がお勧めするルールということで、チラシをつくりました。小学生バージョン、そして中学生バージョン、そして保護者バージョンということで3種類、委員の皆さんと話し合っ、それを全戸、全生徒に、今言った対象生徒に配布をいたしました。そして、学校を通して配布していただいて、それに沿って指導をしていただくということをやりました。

さらには、各学校においては、NTTの専門家とか、ラインの方とか来て、その使い方とか、マナーとか、そういうところでの特別な授業、講演というのもやっていただいているところがございます。

以上でございます。

山宮委員長
後藤委員。

後藤（光秀）委員

ありがとうございました。

こういったSNSというか、スマホ、タブレット、パソコン全てそうなんですけれども、こういった端末の利用の制限というか、利用の仕方とかっていう指導って、やっぱりすごく難しいと思うんですよ。

僕も保護者として、やっぱり時間を区切ってほしいわけですよ、子どもたちには。区切ってほしいんですけども、どうしても実際、仕事の一部ですから、そう考えると、非常に難しいかなとは思いますが、本当はもう利用制限、本当はちょっと先生のほうから言っちゃってくださいよって思うところもあるんですよ。

なので、ちょっと非常に難しいところだとは思いますが、今後ぜひ、今後ともですね、こういった不登校の解消につながることをきっかけの一つとしてもなり得るかと思うので、できる限り努力していただきたいと思います。

すみません、あと1個だけ、ごめんなさい。

決算書の190ページです。すみません、一つだけなんです。190ページの真ん中のみんなで考える特色ある学校づくり事業についてです。

すみません、これに関してもいつも質問させていただいて恐縮なんですけれども、先ほどちょっとご説明の中でちょっと聞きそびれたのか、それとも抜けていたのか、ちょっと僕、わからないんですけども、各中学校30万円ずつというふうなお話の中で、1校増となったと、聞き間違えじゃないかな。と言ったような気がしたんですけども、その1校、どこが増になったのかというのをまずお聞かせください。

山宮委員長
小林指導課長。

小林指導課長

お答えいたします。

このみんなで考える特色ある学校づくり推進事業ですが、3カ年間で全小・中学校に配当というか、1回回るようにということで行っております。昨年度5校だったので、最後、今年度で3カ年、一応区切りがつくんですが、そういう意味で、今年度は最後1校追加して、全小・中学校に回るようにということで、6校になっております。

以上でございます。

山宮委員長
後藤委員。

後藤（光秀）委員

わかりました。

そこがどこの学校かを教えてください。

山宮委員長

小林指導課長。

小林指導課長

30年度ですが、大宮小学校、長山小学校、川原代小学校、久保台小学校、城西中学校、城ノ内中学校の6校となっております。

以上でございます。

山宮委員長

増えたところですね。

小林指導課長。

小林指導課長

私の説明の仕方がちょっと悪かったので、申しわけありません。3カ年間で全小・中学校に1回ずつ回るようにということになっていきますので、昨年度5校だったんですが、今年度は最後の残った6校を、平成30年度は残った6校を指定したというところです。

なので、29年度より1校増えたというのは、要するに最後の6校で一周回るので、6校になったということです。

山宮委員長

後藤委員。

後藤（光秀）委員

はい、わかりました。

それでは、平成30年度の各学校、今おっしゃったと思うんですけども、でこの特色ある学校づくり事業として行った、例えば講師を来ていただいて講演をしていただいた内容等あると思うんですけども、その6校のどういった講演内容をやったのか、簡単にでいいので、ご紹介いただけますでしょうか。

山宮委員長

小林指導課長。

小林指導課長

このみんなで考える特色ある学校づくり推進事業では、本市の目標の一つでありますシチズンシップ教育の充実ということで行っております。具体的には、児童・生徒が行事等の主体になって企画運営をしていくような取り組みをしていこうということで行っています。

例えば、長山小学校については、平成30年度、ちょうど創立30周年ということがございました。その記念行事の中で、児童に中心になって企画運営をしてもらって、行事のほうを進めていったということがございます。

また、城西中学校では、たつこのプロジェクト、先ほど説明もあったと思うんですが、その中のキャリア教育の充実のために、生徒が行事を企画し、行ったという報告を受けております。

また、城ノ内中学校については、創立20周年、できるだけ周年行事等重なるように我々も計画のほうを立てているんですが、20周年を記念した事業の中で、生徒が主体になって活動できる行事を組むということで行ったというような報告を受けております。

以上でございます。

山宮委員長

後藤委員。

後藤（光秀）委員

ありがとうございました。

山宮委員長

ほかにありませんか。

久米原委員。

久米原委員

よろしくお願いいたします。

事業実績データ集の10ページ、(13)のさわやか理髪推進事業ですけれども、平成30年度利用者が2名で、延べ利用が12回ということで、今回、たしか補正予算で追加もされているので、もしかしたら利用者も増えているのかなと思うんですが、ここ数年の推移といますか、教えていただきたいんですが。

山宮委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

事業実績データの10ページの(13)のさわやか理髪推進事業、こちらにつきましては、さわやか理髪推進事業は、高齢者を対象として実施しているものと障がい者を対象として実施しているものがございまして。同じ要綱の中で実施しているわけですが、こちらは、このページに載っている30年度の実績の2人、延べ利用回数12、こちらは障がい者の方のご利用分となっております。

過去の実績、29年度の実績しか手元になくて申しわけないですが、29年度は2人の11、30年度は2人の12となっております。

と高齢者の部分につきましては、介護福祉課のほうでお答えをさせていただきます。

山宮委員長

中嶋介護福祉課長。

中嶋介護福祉課長

すみません。それでは、介護福祉課が所管いたしますさわやか理髪推進事業について、ご説明させていただきたいと思っております。

こちらは、理容師が自宅を訪問いたしまして、整髪及び顔ざり等の出張理容サービスを行うというようなものでございまして、まず対象者ですが、高齢者と障がい者の部分がございます。

高齢者に関しましては、要介護認定の1以上もしくは認知症等により外出ができない方が対象となります。そして、障がい者に関しましては、1級もしくは2級の手帳の所持者となります。

それで、利用料ですが、1回当たり1,950円というようなことで、利用者に負担していただく制度となります。

ご質問の30年度の実績ということですが、毎年4月に新しく登録をしていただいて利用していただく制度ですので、30年度1年間で見ますと、19名の方が登録なさって、トータルですが、2カ月に1回、1年に6回利用できるんですが、37回というような利用実績でございます。

それと、30年度ですが、当初、年度で登録する人数の出足が悪かったというようなこと

で、12月の「りゅうほ一」に載せた結果、当初10名だった登録者が9名増えまして、トータルで19名になったという状況でございます。

以上です。

山宮委員長
久米原委員。

久米原委員

すみません、私が見ていたページがちょっと間違っていて、でも高齢者、障がい者の方、この理髪サービス、やりたいなと思っている方でも、ご存じない方も結構いらっしゃるのかなと思うので、きっと高齢者に限っては、先ほど「りゅうほ一」に載せていただいたということで、人数も増えたということで、よかったなと思います。

龍ヶ崎、いろいろな事業をやっています、多過ぎちゃうから、市民の方もわからなくて、周知も本当に難しいと思うんですけども、だから私たちもなるべく宣伝もしているんですけども、しっかりこういった「りゅうほ一」とかに載せると効果が出るというのもわかりますので、引き続きよろしく願いいたします。

次の質問です。

先ほど金剛寺委員からも質問があったんですが、主要施策の成果報告書の186ページ、肝炎の検診についてなんですが、上のほうに事業概要、目的に、肝炎に関する正しい知識を普及させるとともにとあります。この検診以外に、何か正しい知識を普及させるための取り組みをしているのかお聞きしたいのと、あとどういった方にリスクがあるのかというのを、ちょっとごめんなさい、私も正しい知識がないので、教えていただきたいなと思います。

山宮委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

お答えします。

正しい普及につきましては、「肝炎ウイルスを受けましょう」というチラシの中で、肝炎から肝硬変、肝がんに移行する可能性が高い病気であることをお話しし、肝炎ウイルスに感染していないかどうか確かめることの大切さを伝えております。

それから、あともう一点、どのような方がということですが、タトゥーとか入れ墨などを入れている方などは肝炎ウイルスにかかりやすい。体液とか血液とか、感染経路としては、接触感染と言いまして、血液に触れることによる感染が一番多いとは言われていますけれども、そのほかにも母子感染とかいろいろな、肝炎は大人だけでなく、胎盤を通した母子感染などもあることから、いろいろな方に発症する可能性があるということですね。

以上です。

山宮委員長
久米原委員。

久米原委員

ありがとうございます。

実は私もぴったり50歳になりましたので、今回その通知が来まして、周りにも結構50歳対象の方がいて、肝炎検診無料でできるからやったほうがいいよなんていう話をすると、いや、献血したことないから大丈夫よと言う方もいらっしゃったりとかして、今おっしゃったように、いろいろな可能性があるということのも意外と知らない方も多いのかなって。せ

っかく無料でできるものが来ていても、いや、私は関係ないからって思ってしまう方が実はいたりとかして、だからその辺も、せっかく送っているの、もちろんなったら、肝炎になりますよと嘗ていうのはわかるんですけども、そもそもの肝炎のリスクがないと思っている方も意外と多いのかなと思いますので、その辺のリスクなんかもお伝えするといのかななんて私も思ったりしました。

今回、この検診を受けた方がすごく増えて、私もこれから受けなきゃいけないなと思っているんですけども、昨年、30年度に受けた方の中で、肝炎になっていた方がいたかどうかというのはわかりますか。

山宮委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

昨年受けられた方のうち、2名が感染の可能性が高いと判断されているところです。その方々には、肝炎の専門医療機関への受診を勧奨したところです。

以上です。

山宮委員長

久米原委員。

久米原委員

2名いたことは残念ですけども、これをやったことによって発見できたということで、よかったなと思います。引き続きこの無料検診続けていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

山宮委員長

ほかにありますか。

油原委員。

油原委員

決算書の13ページをお願いします。

何点か収入未済についてお伺いをいたします。

収入未済額、分担金及び負担金千百三十数万云々というふうに記載されております。内容を見ますと、放課後児童、それから保育所の運営費と言うんですかね、なんだろうと。特に保育所運営費の徴収金ですね。私立分が約1,000万円、公立分が約70万円ですね。これが大きく占めているんだろうと思います。

そこでお伺いいたしますが、そういう全体の滞納金と言うんですかね。そういう状況と、その対応策ですね。それから、滞納理由、滞納と言うか、滞納なんだろうね。滞納理由とか、その辺もわかればお願いをいたします。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

それでは、平成30年度の保育料の収入未済額、こちらのほうの内容について申し上げます。

はじめに、現年度分について申し上げますと、私立、公立両方の保育所の保育料を合わ

せますと、その調定額につきましては2億3,845万490円、このような金額でございます。それに対しまして、収入未済額は289万4,500円、収納率にしますと98.79%というような状況でございます。

次に、過年度分の保育料の調定額につきましては、1,250万3,200円という金額になっておりまして、収入未済額につきましては794万950円というようなことで、収納率につきましては36.49%というような状況でございます。

次に、その対策というようなご質問がございましたが、基本的に保育所の申し込みの際に口座振替をお願いしております。参考までに、平成31年3月時点の口座振替率につきましては、93.7%というような状況になっております。

また、毎月督促状、こちらのほうを差し上げているわけですが、それでも保育料の納付いただけない方につきましては、年3回交付しております児童手当、こちらのほうから充当をさせていただいております。もちろんこれは保護者の方の同意をいただいているということでございます。昨年度は延べ127件、合計で722万9,600円、こちらのほうが児童手当からの充当の額となっております。

なお、10月から幼児教育・保育の無償化がございまして、収入未済のほうも随分影響してくるのかなと考えております。

以上です。

山宮委員長
油原委員。

油原委員

無料化に伴って、未済額にも影響してくるという、より多くなるということですか、少なくなるということですか。

山宮委員長
服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

ちょっと言いづらかったので話しませんでした、少なくなってくるものというふうに思っております。

山宮委員長
油原委員。

油原委員

いろいろな事業の中で、こういう滞納というか、未収金についての対応というのは、なかなか大変なものがあるんだろうと思いますが、かといって何の対応もしないと、やはり特に滞納分とかの徴収率が相当落ちてしまうというようなことで、ひとつ体を動かして、大いに対応していただきたいと思っております。

続いて、よろしいですか。

36ページですね。

諸収入ですけれども、その中の雑入ですね。諸収入では全体で4,000万円の収入未済額、そのうち雑入で三千九百数十万円あるわけでありましてけれども、この中身を見ますと、まず一つは、840万円の学校給食費なんだろうと思っておりますが、まずはこの学校給食費についてのこの未済額、それから滞納状況等、その理由と、それから今後の対応策についてお伺いをいたします。

山宮委員長
神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

今の給食費の徴収、負担金滞納繰越分についてお答えいたします。

学校給食負担金につきましては、これまで、平成30年度までにつきましては、学校のほうで給食費を徴収していただいております。今後、令和元年からは、給食センターのほうで直接市が収納するというような形になってきておりますが、今年度につきましては、まだ現時点で実施している段階なのでわかりませんが、不明ということがありますが、昨年度の給食費負担金につきましては、2億9,147万370円ということで、徴収率につきましては99.76%と、徴収率につきましても、大分徴収率がいい状況でございます。

過去2年間につきましても、同じように99%以上の徴収率でございます。

また、学校給食費負担金滞納繰越分につきましては、全体のこれまでの未納額につきましては30年度につきましては46万3,975円ということで、5.7%、33件の方から徴収いたしました。

過去2年間につきましても、額につきましてはいろいろありますが、大体三十五、六件の徴収をいろいろと実施している状況です。

その中で、徴収に関しましては、未納者の方々につきましては、調査した結果、税の滞納状況や収納状況により納入が難しいと思われる世帯、また訪問なども実施しておりますが、毎年1回、2月から3月にかけて滞納者の方々を訪問していますが、住所はわかるんですけども、アパートなどにおきまして、名前がないということや不明なということで、訪問調査ができないというような難しい世帯もございます。

また、督促状などにつきましては、毎年10月から11月にかけて督促状を郵送しているわけなんですけど、それにつきましても、保護者の方からご連絡、電話連絡等により、私の子どもにつきましては、不登校により給食を食べていないので払う理由がないというようなことで、なかなか請求が難しいような状況でございます。

そのような状況で、滞納の方につきましては、引き続き学校などと連携をしながら、また訪問調査なども、督促等を使いながら、通知をしながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

山宮委員長
油原委員。

油原委員

現年度はほぼ100%に近い数字で、過年度分はなかなか数字が上がっていないんだろうと思います。いろいろな状況等は、大概納めない人っていうのは、大体共通したところがあるんだろうと思いますけれども、状況によっては、やっぱり何年か計画する、訪問する中で、生活状況とかを把握して、そういう中で不納欠損するということもきちんと対応したらいいのかなと思います。

続きまして、次のページ、生活保護費です。これも同じ科目の中です。

この38ページの上から見ますと、この内容については、生活保護費が約2,800万円、この返還金ですね。保護費の返還金ですね。の滞納状況というか、未済額があるということです。これについても、一つ、要因なり今後の対応策について伺いをいたします。

山宮委員長
湯原生活支援課長。

湯原生活支援課長

生活保護の返還金でございます。

まず、現年度分の返還金、こちらの内容でございますが、こちらは返還金、現年度分につきまして、119件となっております。こちら、収納率につきましては77.1%、収入未済が35件で約653万円というような状況となっております。

また、過年度分につきましては、こちらは件数的には117件分になります。こちら、過年度分につきましては、収入率はかなり低い状況でありまして、9.7%という状況となっております。

また、こちらにつきましては、過年度分につきましては、不納欠損として9件、67万円ほど処理させていただいております。

こちら、内容ですけれども、多くは遡及して年金が支払われていたり、保護停止によって返還金が生じたり、これまで自宅生活であったのに、途中で入院して基準額が変更になって返還金が生じてしまったという内容のものが多い状況となっております。

対応策につきましては、こちら、返還金は、当然収入を得たにもかかわらず、あえて申告せずに隠してしまっている場合と、あと制度の理解不足からそれら申告がなされないために、結果として返還金となってしまう場合というのがございます。

こちら、返還金の収入未済につきましては、大変重要な課題であると認識しておりまして、受給者への届け出義務の説明、家庭訪問による生活状況等の確認、課税調査等を行いまして、引き続き防止に向けて努めてまいりたいと考えております。

また、こちらにも年に1回はケースワーカーに担当保護者の状況を確認した上で、督促状または催告状を送付し、納入の指導を実施しております。

以上です。

山宮委員長

油原委員。

油原委員

滞納については、どこの所管も同じような対応だろうと思っておりますけれども、特に生活保護費の返還金って、現年分が2,200万円返ってきているというのは、その年、現年分ですから、状況によって多く出してしまったとか、対象にならなかった、だから返還というものですから、よく返還されているのかなと思っておりますけれども。やはり先ほど、今、課長からも話があったとおり、過年度分ですよね。逆に、生活保護を受けるぐらいの人ですから、出したものが返ってくるというのはなかなか期待できないような気がするんですね。適正に処理をしていく必要があるだろうと思っておりますけれども、先ほども言いましたけれども、これもやはり調査を十分する中で、不納欠損というようなことも一つ視野に入れて対応していただきたいと思っております。

続きまして、96ページ、一番下ですね。生活困窮者自立支援事業です。

次のページになりますけれども、一つには、委託料としての学習支援事業です。これ、無料塾というものだろうと思っておりますけれども、この数字を見ますと、委託料で本当に8円まで出ていて、368万7,908円、一般的な委託料ではちょっと考えられないんですけども、一つには、この積算根拠と言うんですかね、委託料の。実績、それで精算しているのかどうか分かりませんが、この数字の委託料の積算根拠についてお願いをいたします。

山宮委員長

湯原生活支援課長。

湯原生活支援課長

学習支援事業の委託料の積算でございます。

こちらにつきましては、委託しております事業者からの見積もりを聴取しまして、その内容を精査した上で積算、設計のほうをしております。

こちら、その中身につきましては、人件費、責任者、スタッフの報酬であったり交通費等、また需用費でボランティア講師の交通費だったり設備費、事務諸経費、通信費、保険ですね。保険料、駐車場の賃借料、生徒の送迎車のガソリン代など、これらのものについて見積もりを出していただいた上で、内容について精査した上で積算という形になっております。

以上です。

山宮委員長
油原委員。

油原委員

事業者、これ、NPOでしようけれども、この事業については、これだけかかりますよという話の中で、対象事業を見て、委託料として出しているということ。無料塾でNPOが積極的にボランティア的な部分があってやっていただけるというようなこと。ですから、交付金じゃありませんけれども、やっぱり一定、400万円ということで、この生活困窮者向けの学習支援事業、無料塾を開催してくださいよというような形のほうが私はよろしいのかなと思います。それで実績を出していただくということかなと。大いにこういうことは支援をしていったらよろしいのかなと思います。

続いて、その下の居場所づくり事業です。

これも非常に端数が出ているんですが、ただ、これ、補助金ですから、補助金というのは、本体の事業の総額があって、その3分の1補助しますよというようなのが補助金のスタイルなわけでありましてけれども、そういう意味では、全体概要について、どういう考え方の中で補助を出しているのか、この額ですね。額を出しているのかお伺いいたします。

山宮委員長
湯原生活支援課長。

湯原生活支援課長

居場所づくり支援事業の補助金でございます。

こちらも同様に見積もりを出していただいている状況ですけれども、まず、こちらの経過のほうを明させていただきます。

こちら、平成29年度までは県の委託事業として、県で実施していた事業になります。それを途中の段階、29年度で終わっているんですが、県では完了、支援しないという状況になってしまいましたので、それを市で引き継ぐことが望ましいと考えまして、昨年9月議会に上程しまして、1年分の予算の確保を行いました。

この子ども食堂を含みました居場所づくり支援事業というのは、生活困窮者の自立支援制度における生活困窮世帯の学習支援の一環として行政で実施するべきものであると思います。

ただ、昨年委託事業としてまず予算を確保させていただいたんですね、最初は。ですが、委託の場合だと、当然当初から契約、補正での契約では1年分というのは無理ですので、年度当初からは出せないの、検討を行いまして、昨年度、30年度は委託事業ではなくて、補助金に組み替えまして対応させていただいたような状況になります。

この支援した内容につきましては、先ほどと似たような形で、管理者とかコーディネーターの報酬、交通費のような人件費であるとか、事業費としましては、支援員の交通費、あとは夏祭り、クリスマスなどの行事費、設備費、消耗品費、保険、やはり同じく送迎費

であるとかの交通費であるとか、そういったものを行っています。

実際、今回補助したのは、かかった経費の6割の額を補助している状況ですけれども、除いた部分というのは、食材費に関しては補助ではみられないだろうということで、補助から除いてあります。

あと、今回補助した内容は、基本的には居場所づくりに来てもらう場所での支援ということで、来てもらったの支援という部分のみで補助を出したんですけれども、実際には、困窮であってひきこもりがある児童であるとか、そういった子もおりますので、その方へのアウトリーチとか、そういった部分は今回除いた上で補助を出しているような状況になっています。内容的にはそういうような状況です。

昨年度は補助金で対応させていただきましたが、今年度以降は委託事業として実施しております。国庫補助金を活用して対応することとしております。

また、今後につきましては、新たにクラウドファンディング等で資金を募りまして、新たに様々な事業、居場所づくりの支援事業、子ども食堂でも実施しておりますので、なかなか委託料、市の予算も限りあるものですので、なかなか全部をカバーすることもなかなかできないような状況もありますので、新たにクラウドファンディング等をやっていきながら、支援を実施していきたいと思っております。

困窮世帯の児童って、様々なしんどい思いをしている子がいっぱいいるんですね。子どもたち、よくNPO法人の代表とかと話していると、「夢なんかねえ」というようなことを子どもたちよく言っているようで、そういう夢がないという状況から夢のある未来につなげるため、我々とNPO法人のほうで支援を実施しながら、これからも対応していきたいと考えております。

以上です。

山宮委員長

油原委員。

油原委員

私、この事業を否定している話ではないし、大いにもっと出したほうがいいだろうと思いますけれども、ですから元年は補助金ではなく委託料にしたということ。補助金というのは、ちょっと補助金の対応ではないのかなと思いますし、特に居場所づくりの中身について、その食材等については対象から外したということですが、基本的にはこれ、子ども食堂が主体的ですから、そんな意味では、やはりある程度の交付金等々、500万円、この中でこういう事業でこう展開してくださいよというほうが、やはり市としてのこの事業に対する姿勢が見えるのかなと思いますので、よくこの事業、学習支援事業、居場所づくり支援事業含めて、ひとつNPOへ、ボランティアでやっているわけですから、大いに支援をしていただきたいと思います。

最後に、108ページです。

これ、備考欄のわきに不用額と書いてありますけれども、これ、ずっとおりていくと、三角で382万3,489円。私も不用額で三角がついているなんていうのはなかなか見たことがないですね。この辺について、112ページの一番後に子どものための教育・保育給付費で、うち過払金返納未済額595万円と書いてありますけれども、多分この辺の兼ね合いなのかなと思いますけれども、この内容についてご説明をください。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

お答えします。

過払金返納未済額の概要でございますが、平成30年度にある法人が年度末になりまして、既にこれまで市のほうから払っておりました給付費における公定価格の加算分というのが何項目かあるんですが、それが該当しなくなったということで、法人から申し出がございました。

当市は速やかな返還、これを求めたところでございますが、法人側から、平成30年度出納閉鎖期間までには納めることがちょっと難しいというようなことがございまして、結果的には未済額というようなことになってしまったものでございます。

なお、法人に対しましては、返済計画書、こちらのほうを提出していただきました。現在、その返済計画書に基づきまして、納付していただいている状況になっております。

山宮委員長

よろしいですか。

休憩いたします。

3時15分再開の予定であります。

【休 憩】

山宮委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

岡澤健康増進課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

それでは、成果報告書の181ページの大野みどり委員のご質問にお答えしたいと思います。2点ほどございます。

はじめに、18歳から39歳に実施しております生活習慣病検診の年齢別内訳についてです。10代が1人、20代が30人、30代が251人となっております。9割近くが30代となっております。

2つ目が、35歳を対象に行っている無料検診の数でございます。先ほど集団40人とお答えしましたが、医療機関のほうが不明確でしたので調べましたところ73人という実績でございます。若い年代は医療機関検診のほうを利用しているという状況です。

以上です。

山宮委員長

よろしいですか。

大野（みどり）委員

ありがとうございます。

山宮委員長

続きまして、梁取文化・生涯学習課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

梁取文化・生涯学習課長

金剛寺委員からご質問のございました放課後児童支援員の認定資格研修を受講した26人の方の内訳でございますが、こちらにつきましては26人全員が支援員の要件を満たしている方ということで、補助員についてはこの対象となっております。

以上でございます。

山宮委員長

金剛寺委員、よろしいですか。

金剛寺委員

はい。

山宮委員長

それでは、質疑ありませんでしょうか。

櫻井委員。

櫻井委員

がんの検診についてすけれども、126ページですけれども、先ほど金剛寺委員からもご質問がありました。そこで大野みどり委員も言っていましたけれども、一般質問ですか、で言っていたんですけれども、今、いわば2人に1人ががんになる時代と言われて、私の友人なんかも、友人のドクターがいるんですけれども、今後、いろんな要因があって、運動不足とか肥満とかもそうですけれども、かつ食事、今後は便利な時代になってきて遺伝子組みかえの食品ですか、そういうものが原因で今後、増えていく。今2人に1人ですけれども、今後も減ることはまずない、増えていこうと友人は言っていましたけれども。さらに増えていくということは、本当にこれ国民病になりつつある病気なんですけれども。かといって便利な世の中に頼っていくしかないとか、何を食べちゃいけないとか、かにを食べちゃいけないとか、龍ヶ崎市民だけはこれ食べちゃいけませんということではできないので。そこで、何が一番がんが怖くていけないかというのは、若い人、高齢者の方も多いんですけれども、若い人になることによって、これから働き盛りの方たちがどんどん病気にむしばまれて働けなくなる、もしくは運が悪いと、ご不幸ながら1年以内に亡くなってしまうとか、そういうような事態に陥ってしまうわけで。

その中で何が一番必要かというのが早期発見なんです。市として、DMというんですか、手紙、がん検査の手紙を送っていると思うんですけれども、それを幾つ、何個送って、何世帯に送ってです、何人の方が受診されているのかというのがちょっと知りたかったなというのがあります。

それ、質問いいですか。

山宮委員長

がん検診の受診率ですかね。

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

先ほど、地区別勸奨通知などについてご報告申し上げたところですが、30年度でいいますと、西地区、北文間地区など限定をして出していて、その地区で何人受診者が伸びたかというのは、今データを持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。毎年、3年間、繰り返し通知をしてきている中で、やはり、いつどの時期、どのタイミングで通知を出すかというのが非常に大事なかなと思っておりまして、検診日からかなり前過ぎて通知を見ないという傾向もございますので、直前にお知らせをするというところで、引き続き取り組んでいきたいと思っております。数については、後ほど報告をしたいと思います。

山宮委員長

櫻井委員。

櫻井委員

私の家もそうですけれども、龍ヶ崎にあって、書類なんかもたくさん来る中で、健康に関する手紙というのは、やっぱり健康というの一番、いわば、人それぞれ価値観はもちろんありますけれども、一番大切なことかなと私は思うんですけれども。

いろいろ問題とかもありますけれども、健康があつての自分の価値観とか幸せだと思うんですけれども。それで、たまたまそういうDMを、手紙を見なかったりとかするケースが多いと思うんです。書類が重なっていたりとか、自分もよくあるんですけれども、それで、何か市として健康に関するそういう手紙とかDMを見る工夫というか、そういうのというのは何かないんでしょうか。

例えば、その手紙を蛍光色のカラーにするとか、例えばです、例えばで。

山宮委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

お答えします。

先ほどの、見るか見ないかというところに関しましては、健康に関する無関心層は約7割いるといわれておりまして、関心がある方は3割、その7割に目を向けさせるというのは、どれほど大変なことかと皆さんもご存じかと思うんですが、私たちもはがきを見たことないくらい派手な色のはがきで勧奨したり、あるいは受診状況、その方のレセプトなども調べたりしながら、この方だったら多分、病気を見つけられることが不安で行かないと思われる方には、また文面を変えながら勧奨をして、見ていただけるような工夫をして頑張り屋さん、それから臆病な方、それからちょっと後押しすると動き出しそうな人に分類しながら通知を出しております。

以上です。

山宮委員長

櫻井委員。

櫻井委員

怖いのは、先ほど肝炎の話も、久米原委員がされていましたがけれども、自覚症状がないんです。現にがんもそうですけれども、大概がです。A型は、肝炎は、私ちょっと医療資格あるのでちょっと話させてもらうと、A型というのは多少あるんですけれども、A型は治りやすい、自覚症状があるんですけれども、B型、C型といわれているのが結局、治らないとはいえないけれども、治りづらい、やっぱりがんにつながっているということで、がんももちろん自覚症状があるものもありますけれども、大概、お亡くなりになる方は大体自覚症状がなくて、すい臓がんとかそうです。そのまま、見つかったときには手おくれたということが、やっぱりそういう危機感を伝えてあげるといふか、多分知らない方多いんじゃないかなと思うので、何かそういう知ってもらう工夫というか、そういうのをちょっとしてもらいたいと思うんですけれども。

何かそういう見解とかはありますか。

山宮委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

自覚症状がないがん検診がほとんどかと思えます。また、自覚症状があつてもなかなか

検診まで行けない、あるいは医療機関に行けない方も多いことかと思えます。通知の中には、放置していくことでどのような影響があるかということや、あるいは家族のために受けましょうという、ちょっと心から攻めるみたいな、そういった通知なども工夫しながら勧奨しているところです。

以上です。

山宮委員長
櫻井委員。

櫻井委員

ありがとうございます。

引き続き、国民病になりつつあるがんというものを教えていただいて、龍ヶ崎市の労働力が落ちないようにPRしてもらいたいなと思えます。

引き続きいいですか。

190ページのオリンピック・パラリンピック教育推進事業、龍ヶ崎西小学校でボルダリングの野口啓代選手、オリンピック、デモンストレーションでされたということで、それは具体的にどういう内容のことをやられて、この13万6,850円ですか、役務費7万6,667円ですか、これも具体的にどういうふうにされたのかというのをちょっと教えてもらいたいですけれども。

山宮委員長
小林指導課長。

小林指導課長

お答えします。

今、委員からありました野口啓代さんですが、平成29年度に龍ヶ崎西小学校において、野口啓代さんに来ていただいて事業を展開しました。内容としましては、講話だけでなく実際にボルダリングウオール、それを設置しまして、野口さんに登っていただいたりとか、あと子どもたちが実際に体験をしたりとか、そういうような活動を平成29年度に行わせていただきました。

平成30年度につきましては、川原代小学校において流通経済大学の新体操部をお呼びしまして、デモンストレーションの演技とかあるいは子どもたちと一緒に演技をしてみるとか、そのような活動を行わせていただきました。

ご質問にありました7万6,667円ですが、こちらのほうはその流通経済大学の新体操部のほうに謝礼としてお支払いした金額等となっております。

以上でございます。

山宮委員長
櫻井委員。

櫻井委員

その謝礼としての、いわゆるギャラなんでしょうけれども……

〔発言する者あり〕

櫻井委員

失礼しました。何か間違ったかな。何と書いていいか、ちょっとすみません、まだ勉強不足で申しわけないです。

その基準というか、そういうのというのはあるのでしょうか。

山宮委員長
小林指導課長。

小林指導課長

市のほうで講師をお呼びするときにある程度の基準が定まっております。それに基づいて、この場合、新体操部、たくさんいらっしやったので、それをもとにして指導課のほうで検討して、一応決めさせていただきました。

以上でございます。

山宮委員長
櫻井委員。

櫻井委員

市のほうで検討していると今、おっしゃいましたけれども、例えば、オリンピック金メダリストとか、各有名スポーツ選手とか、それぞれの基準というのがありますか。

山宮委員長
松尾教育部長。

松尾教育部長

残念ながら、その金メダリストですとか、そういう形ではありませんで、一般的に、たとえば何かの講演会をやるあるいは研修会をやる、勉強会をやるといったときに、例えば大学の先生だったらおおむね2時間で3万円から5万円ぐらいかなとか、そういうような基準です。

そして、先ほどもご紹介をさせていただいた平成29年度には野口啓代さんに龍ヶ崎西小学校でボルダリングの体験、講話等をしていただいたんですが、実際に謝礼としてお支払いしたのは十数万円だったかと思うんですが、そのボルダリングウォールの設置には、実は50万、60万ぐらいかかっている、そちらはお支払いしていなくて、実は野口さんのほうに異常にお世話になってしまったというようなことで、有名なスポーツ選手ですとか、市の出身のいろんな方に来ていただいた場合は、いわゆるほとんど手弁当という形で、非常にお世話になっております。本当にありがたいお話というふうに考えております。

山宮委員長
櫻井委員。

櫻井委員

来年オリンピックありますので、今後も引き続き、野口啓代選手の応援もちろんですけども、各プロ選手もしくはオリンピックの選手を龍ヶ崎のほうに呼んで、少しでもにぎわいをできればと思います。

この質問は最後にして、もう1個だけいいですか。

今度、来年、マラソン大会が開かれるという、名目はいろいろあると思いますけれども、それは本当に現実にやるのでしょうか。210ページです。秋か冬とおっしゃっていましたがけれども。

山宮委員長
足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

昨年度、平成30年度におきまして、マラソン大会コース設定調査というものを実施いたしました。この内容ですけれども、マラソン大会の開催を企画するに当たりまして、スタート地点、ゴール地点及びコースの調査、選定作業を行うための業務委託をいたしました。このマラソン大会につきましては、市のほうでマラソン大会基本構想をつくりまして、開催の時期につきましては、来年オリンピックの終わった秋、11月から翌年の5月頃の間にかけて日程の調整をしているところでございます。

以上でございます。

山宮委員長

櫻井委員。

櫻井委員

これ、じゃ、やるということで、わかりました。

それで、コースはどの程度決まっているのでしょうか。

山宮委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

コースを選定に当たりましては、ハーフマラソンをメインに考えまして、10キロ、5キロ、3キロ、2キロのコースを選定し、昨年度コース図案を作成したところでございます。これにつきましては、事前に（仮称）龍ヶ崎マラソン大会コース選定検討委員会を昨年12月に発足いたしまして、そこでの選定協議を経て取りまとめを行ったところでございます。

コースの今の案でございますけれども、ランナーにとって魅力的なコースとなるよう龍ヶ崎の町並みですとか、たつのこやまなど、龍ヶ崎市らしい風景を取り入れるため、たつのこフィールドをスタート、ゴール地点にいたしまして、たつのこやまの前の県道の竜ヶ先阿見線を南下しまして、出し山の交差点、それと竜ヶ崎一高下、それと龍ヶ崎市市役所の脇、竜ヶ崎駅前交差点から龍ヶ崎商店街を通り抜けまして、東側に抜けまして、県道川内竜ヶ崎線、大徳町を通りまして、美浦栄線バイパスを通りまして、竜ヶ崎潮来線を通りまして、再び出し山の交差点から、たつのこフィールドに帰るといようなルートで、一応、ハーフマラソンを想定したところなんです。10キロ、5キロ、3キロ、2キロについてはその中で実施していくというようなことで考えております。

以上です。

山宮委員長

櫻井委員。

櫻井委員

フルマラソンは厳しいのでしょうか。

山宮委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

フルマラソンにつきましては、茨城県内で実はもう既に5つございまして、5つもあるような県はどこにもないというところで調査いたしまして、現実的にも、もうフルマラソン

ンはちょっと不可能だということで考えております。やはり、集客力のあるハーフマラソンで行いたいと思っております。

以上です。

櫻井委員

ありがとうございました。

以上です。

山宮委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

よろしくお願ひいたします。

はじめに、96ページでナンバー01030900、生活困窮者自立支援事業です。

既に質疑ありましたけれども、成果報告書の202ページ、その中に、成果のところの(5)に「新たに分校を確立し事業展開をすることとし、予算措置と実施した。」とあるんですけども、その内容とその場所がどこであるかということと、利用者の利用状況をお伺いします。

山宮委員長

湯原生活支援課長。

湯原生活支援課長

学習支援についてお答えします。

それまで学習支援、いわゆる無料塾につきましては、本校を旧市内で週2回月曜と水曜日に実施しておりました。昨年度、時期によっても児童数は変わるんですけども、10月の時点で確認したところ、待機児童が発生しているというような状況だったので、さまざま場所を検討した結果、地域性であるとか、現在も旧市内で行っているところから、地域性等を考慮しまして、あと利用者数、住民の多さ、そのあたりを考慮しまして、長山地区におきまして、週に1回、木曜日に開始したところであります。

生徒の状況ですけども、30年末の状況で、本校のほうで30名、30年度末の状況。分校、長山地区が7名、合計で37名の登録となっております。

利用状況につきましては、本校が延べ84回で、延べ人数が1,154人、平均が13.7人、長山地区が11月以降で始めたので、18回、延べ人数91人、平均で5.1人というような出席状況となっております。

以上です。

山宮委員長

伊藤委員。

伊藤委員

以前から場所的には、場所というか、箇所数については少ないのではないかとことだったので、増設できたのは大変良いと思います。それで、なおかつ成果のところ、今後はニーズに合わせて回数の増加とか、支援内容の拡充について検討するとこんなふうに書かれてありますけれども、その検討状況は現在どうなっているのでしょうか。

山宮委員長
湯原生活支援課長。

湯原生活支援課長

先ほど申し上げた状況で、現在ですけれども、現時点でこの登録者数につきましては、8月31日時点で登録者は全体で53名ということで、かなりの人数にはなっております。ただし、今年度、今のところ最も多かった日の出席人数というのは20名です。現在の施設、本体、本校のほうだけで申しますと、施設のほうで最大で50名ぐらいまでは収容が可能ですが、やはりマンツーマンでの指導で行っておりますので、基本的にはその半分の25から30あたりが最大なのかなと思います。

今のところは若干余裕があるような状況ではあります。ただ、今後の利用状況とかによっても変わってくると思いますので、登録状況や出席の状況とかを見ながら、また施設希望、あと場所とかについても検討する時期にもなっておりますので、さらに効果的、効率的な運営ができるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

山宮委員長
伊藤委員。

伊藤委員

はい、わかりました。ぜひ、箇所数については今後も考えていってほしいなというふうに思います。

長山の場所は、もしよかったら、どこへんでしょうか。

山宮委員長
湯原生活支援課長。

湯原生活支援課長

基本的には、困窮児童が通っているということで場所が特定されてしまうと、あそこに通っている子どもたちはそういう世帯なんだというようなことで見られてしまうこともありまして、利用者には当然、わかって、一部の方も知っているとは思いますが、原則非公開とさせてもらっていますので、長山地区についても同様にしたいと思います。

山宮委員長
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。みんなの意識がやっぱり、いろいろなところで助け合おうという意識が広がれば、こういうこともないのかなと思いますけれども、なかなか難しい問題だというふうに感じました。

次です。

108ページ。さんさん館管理運営費です。

13の委託料ですけれども、ファミリーサポートセンターの運営費は昨年より約120万円増えているんですけれども、これの利用状況、お願いをいたします。

それと、もう一点、成果報告書によりますと、11ページですけれども、テレビを入れかえたということが老朽化であるんですが、このテレビの活用方法というのを伺います。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

はじめに、ファミリーサポートセンターの内容について、申し上げたいと思います。

一点としまして、子育ての援助を受けたい人、それから支援したい人がサポーターとなりまして、お互い助け合うと、それがファミリーサポートセンターでございます。

それで、もう一つの側面としまして、保護者の方が病院あるいは買い物等で一時的にお子さんを預かると、こちらのほうがリフレッシュ保育となっております。

昨年度と比較して、増額の要因ですが、単価契約となっておりますリフレッシュ保育、こちらのほうの利用が増えたことによるものでございます。サポーターの会員の人数についてでございますが、平成29年度は64人、平成30年度は86人ということで、増えている状況でございます。毎年、広報紙あるいはポスター等で募集を行っております、少なくとも年に1回はサポーターの講習会もしております。

次に、利用されているお子さんの人数ですが、平成30年度のファミサポの利用会員が735人、リフレッシュ保育のほうが711人というような状況でございます。29年度と比較しますと、ともに延べの利用時間、こちらのほうが大変大きく増えております。

最後に、そのテレビ、購入しましたテレビの活用方法というご質問でございますが、主にリフレッシュ保育の際にお子さんが楽しんでもらえるようなアニメ等のDVDなどを流していると、そういった活用の仕方でございます。

以上です。

山宮委員長

伊藤委員。

伊藤委員

ありがとうございます。

利用者が増えているというところでは、なかなかやっぱり保育に関するそういうものが増えていくんだなと思います。

テレビの活用ですけれども、私個人としては、家でも見たりしているので、なるべく保育には使ってほしくないという思いもしているところです。それでお聞きしました。

次です。

110ページのナンバー01034300、駅前こどもステーション管理運営です。

利用状況と利用者の傾向、また成果報告書の11ページによりますと、4月から送迎の便数は朝夕2便ずつになっているということです。この1便の送迎先の件数と、送迎時間をお聞きします。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

お答えいたします。送迎ステーションの利用者についてでございますが、年々増加しているような状況でございます。

平成30年度末では21世帯24人のお子さんが利用されております。参考までに、本年9月1日現在では27世帯32人のお子さんが利用されている状況となっております。

次に、近年の傾向ですが、オープン当初は勤務先の交通手段としてJR、こちらのほうを利用される方が多いのではないかとというようなことで予想をしておりましたが、オープンした28年度につきましては、2人というような状況でございました。それで、昨年度につきましては、千葉県あるいは東京、こちらのほうに勤務されている方が増えておりまして、30年度については6人の方がJRを利用して、勤務先に通われていると、このような

状況が一つの最近の特徴になっているところでございます。

それから、保育所等の数ですが、平成30年度につきましては10園という状況でございました。30年度につきましては、朝1便、夕方2便というようなことで、運用をしております。それで、利用が増えることによりまして、朝のバスに乗る時間、こちらのほう大体1時間半近くかかってしまうというようなことで、お子さんの負担、体に対する負担も相当なものがあるだろうということで、本年度の当初予算から朝夕2便というような形にさせていただいたところでございます。

それで、今現在のバスの送迎時間ですけれども、大体45分程度で朝も送迎ができるというようなことで、30分以上短縮になったのかなと思っております。

それから、参考までですが、平成30年度からこれまで国の補助金というのがもらえなかったんですが、30年度から初めて、国から500万円というような補助金を受けることができました。

主な概要としては以上でございます。

山宮委員長
伊藤委員。

伊藤委員

国からの補助金が出たということは非常にうれしいことですよね。また、さらに充実したものになるようにしていただきたいと思っております。バスの時間が45分になったということについては、本当によかったなと思っております。

その場所で子育て支援センターを運営していると思っておりますが、この利用者数が29年度よりか大分減っているんですけれども、その辺の原因というのは何か考えられることがあるでしょうか。

山宮委員長
服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

実は、議員からご指摘がありましたとおり、29年度につきましては1日当たり21.4人というような利用状況でしたが、30年度につきましては15.2人というようなことで減っているというような状況でございます。こちらにつきまして、現場のほうともいろいろ話し合いを持ちました。しかし、なかなかはっきりした要因がわからないと、アンケート調査をした際にも多くの方は満足しているというようなご回答をいただいております。

要因がはっきりしないということですが、今後もお子さんが楽しんでいただけるような様々な企画を考えていって、多くの方に来ていただけるような支援センターにしていきたいと考えております。

山宮委員長
伊藤委員。

伊藤委員

地域にはそうした支援センターというのがなかなかないのかなと思っておりますので、多くの人に利用してもらえんということが大事かなと思っております。

次です。

112ページのナンバー01034500、家庭児童相談事業です。相談件数がデータ集の12ページにあります。

相談件数が若干、昨年より多くなっていますけれども、この児童虐待件数は57件です。

この児童虐待件数について、内容はどのようなものかお伺いいたします。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

今、委員のほうからお話ありましたとおり、虐待の件数、こちらのほうが参考まで、28年度は70件、それから29年度が59件、そして30年度が57件というような状況でございました。虐待には種類があるんですけども、参考までにその内訳を申し上げますと、その57件のうち、身体的虐待が23件、ネグレクト、これ育児放棄です16件、心理的虐待17件、性的虐待1件、あわせて57件というような状況でございます。

山宮委員長

伊藤委員。

伊藤委員

こういう対応というのはやっぱり早期発見、早期対応というのが非常に大事だと思います。最近、児童が虐待されて死亡した本当に悲しい、そういったニュースもあるところなんですけれども、本市としては虐待されていた児童が転出した場合の措置はどんなふうに行っているのかお伺いします。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

今、お話がありました転入、転出の際の対応ということで、こちらにつきましては本年6月、児童虐待防止の強化を図るためということで法案の改正が通ったところでございます。その中におきまして、転入、転出の際の連携、こちらのほうを強化することが義務づけられました。これは各自治体だけではなくて、児童相談所、それから警察、こちらも同様でございます。

当市におきましては、これまでもその家族が転居した場合、こちらにつきましては、その自治体間で文書による引き継ぎを行っております。今後につきましても、その法改正もございましたので、さらにその連携体制、こちらのほうを強化していきたいというふうに考えております。

山宮委員長

伊藤委員。

伊藤委員

よろしく申し上げます。それと、ご近所とかというところからの通報の状況というのを、最後にお聞きします。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

通報の状況について申し上げます。

30年度57件でしたが、そのうち学校からの通報が15件、土浦の児童相談所からが14件、

隣人・知人からが7件、そのほか保健センター、保育所・幼稚園、こちらからの通報もございます。

山宮委員長
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

本当に子どもたちが元気に育つように、こうした虐待がないように引き続き取り組んでいってほしいと思います。

次です。

114ページ、ナンバー01034820、子ども・子育て支援事業の単独分です。

非常勤職員報酬の内容をはじめにお聞きします。

山宮委員長
服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

こちらの報酬につきましては、子ども・子育て会議の審議会委員の報酬がまず一点ございます。そのほかに、今、平成29年度から新規で始まったんですが、巡回相談、こちらをやっておりまして、その発達指導員の方の報酬というような内容になっております。

山宮委員長
伊藤委員。

伊藤委員

そうしますと、巡回指導ということですから、保育所とか幼稚園とかということですね。なかなかその障がいを見ることができるというのも大変難しいので、この制度はすごくいいかなと思っています。

委託料です。子ども・子育て支援事業計画の策定で、アンケートをとったとなってますけれども、このアンケートの対象者数とその内容の概要、それと回収率と分析結果はどんなふうになったのかお伺いします。

山宮委員長
服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

こちらの委託料につきましては、令和2年度からの第2期龍ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画、こちらのほうの策定の基礎資料とするためのアンケート調査の委託料となっております。

アンケートの対象者につきましては、就学前児童の保護者2,000人、小学生の保護者1,000人でございます。回収率につきましては、就学前児童の保護者の方から51%、それから小学生の保護者の方から51.9%というような状況でございます。

アンケートの内容につきましては、お子さんの育ちをめぐる環境について、あるいは保護者の就労状況について、お子さんの平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について等々の調査を行ったところでございます。

調査結果の概要でございますが、父親の育児参加の状況についてはどうですかというような質問がございました。こちらにつきましては、前回、平成25年度に実施しているんで

すが、比較しますと13.4ポイント増加しているというような結果が出ております。また、母親の就労状況につきましては、フルタイムまたはパート、アルバイト等の就労している割合は、前回と比較しますと10.8%増加しているというような結果となっております。このようなことから、子育てと仕事の両立に向けた取り組み、あるいは子どもたちの健やかな成長を守るための取り組み等が課題として抽出されたと感じております。

これらの調査結果を踏まえまして、現在、子ども・子育て会議におきまして、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定しているところでございます。

以上です。

山宮委員長
伊藤委員。

伊藤委員

ありがとうございます。回収率51%というのは、いいほうなのかなというふうに、私、思っています。ぜひ、この結果を子育て支援事業計画に活かしてほしいなと思うところで

す。その中で19番の市立保育所と障がい児保育対策事業がありますけれども、データ数にこの保育所がやっているというのがあるんですけれども、前年度よりも258万円増になっているんですけれども、この対象保育所増の内容について伺います。

また、全体で何人の子どもたちがその保育所に入っているのかも伺います。

山宮委員長
服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

こちらにつきましては、29年度から30年度にかけまして、約258万円増加しております。これは平成29年度から比較しますと、2施設取り組んだ保育所等が増えているという結果でございます。具体的に申し上げますと、平成29年度は障がい児保育を実施した施設が3カ所ございました。お子さんの数につきましては3施設で10人の障がいを持ったお子さんというようなことでございました。それに対しまして、30年度につきましては障がい児保育を実施した施設が5施設ございまして、18人のお子さんを受け入れたというような結果となっております。

山宮委員長
伊藤委員。

伊藤委員

ありがとうございます。本当に障がい児保育も大事なことなので、こうした子どもたちの受け入れ態勢が増えるということは本当にいいことだなと思います。

次、116ページです。

01035350保育士支援事業です。実績データ集16ページで、貸付金についてです。

貸付人数が5人となっているんですけれども、新規は何人で、継続は何人になっているのでしょうか。昨年は16人だったと思うんですけれども、終わった人の動向はどんなふうに、龍ヶ崎市内の保育所に勤めているかどうかについて確認をいたします。

山宮委員長
服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

初めに5人というお話でしたが、こちらの制度につきましては、2年間貸しつけすることができるという制度になっておまして。継続の方が3人、新規の方が2人と、それで合計5人という状況でございます。

それから、次の質問で、進路的なお話があたったかと思えます。平成30年3月に7人の方が、これまで就学資金、受けられていた方のうち7人の方が卒業されました。そのうち6人の方が市内の保育所あるいは幼稚園で採用となっております。残りの1人につきましても、就職には至らなかったんですが、市内の保育所等で働きたいというような意思を持っていただいております。返還のほうは猶予という状況になっております。また、平成31年3月には4人の方が卒業されました。そのうち2人の方が市内で採用という結果となっております。残りの2人ですが1人の方は市外で、残念ながら採用となつたと、それからもう1人は資格取得ができなかったと、今年も頑張りますという方がお1人いらっしゃいました。

この制度の創設により、これまで8人の保育士確保につながったという状況になっております。

山宮委員長

伊藤委員。

伊藤委員

1人の人については非常に残念だなと思えますけれども、まだ頑張りたいという人もいますし、制度の成果が徐々に出てきたのかなという思いもありますが、ここでとどめておきます。

次です。

192ページ、01002500いじめ問題対策事業です。

学校、小中学校の中で、別々にわかったほうがいいんですけども、このいじめの件数というのはどんなふうに把握しているのか、はじめにお聞きします。

山宮委員長

松谷教育センター所長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

昨年度の例ですが、小学校が102件、中学校が88件でございます。

山宮委員長

伊藤委員。

伊藤委員

やはり多いですね。今、さまざまなことで対応しているんだと思えますけれども、やっぱりこれも早期発見、早期対応が本当に大事なことだと思っています。点検評価の36ページにありますけれども、成果の課題の中で「未然防止や早期発見、早期対応に努めます。」とありますけれども、具体的にお示ししていただきたいということと、このいじめ問題については、本当に教育委員会、学校、保護者なんかでもやっぱり共有していないことには解決策はないと思うので、こうしたことについてどのような考えがあるのかお伺いいたします。

山宮委員長

松谷教育センター所長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

このいじめ問題につきましては、まず市内で市いじめ問題対策連絡協議会というのがございます。ここでは市のいじめの傾向等、報告をして、そこでどう当たるか議論したりしております。その中で出されたものを学校におろしております。そのおろしているところは、生徒指導連絡協議会というのがございます。こちらは各学校の生徒指導主事、今年からは教頭職にも参加をしていただき、そこに出た様々な案、意見などをここにおろしまして、学校に生かしてもらおうということでやっております。

特に、こと今年度について言いますと、やはり学級系、子どもたちが学級での生活が一番、生活が長い、そこでもいじめが起きる。いじめも様々でございますけれども、学級系、学級の中にやはりいじめを未然防止していくということが大切だということで、安心感を持って生活できる学級づくりをやっていこうということで、今、各学校で取り組んで研究してもらっているところでございます。

以上でございます。

山宮委員長

伊藤委員。

伊藤委員

本当に大事なことで、近くのところでは取手で、大変な問題があったわけですので、それぞれ先生たちも大変だと思いますけれども、まず、子どもの意見をしっかり受けとめてほしい、そうした中で、全体としてどうしていくのかということをやってほしいなと思います。

次です。

今、教育センターのほうからお答えいただいたんですけども、同じページのナンバー01002300教育センター活動費です。点検評価30ページになります。

教育相談の内容についてお聞きしたいと思います。

30年度のいじめの相談件数ですけども、学校全体で見たら先ほど件数を言われたんですけども、教育センターの相談数は昨年9件です。前年度は95件だったんですけども、私の感じとしては先ほど学校での件数を聞いたので、やっぱりごくごく大変なことだったんですけども、この教育センターの相談件数が少ないことについて、何ということなのかお伺いしたいと思います。

山宮委員長

松谷教育センター所長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

まずは、各学校ではいじめについて未然防止、または早期発見に取り組んでおります。

今の、ただいまの質問でございますが、こちら教育センターで受けた相談回数でございます。9回ということでございますが、教育センターに保護者の方からいじめのことで相談があったのは、平成30年度は3人で9回ということでございました。

ちなみに、昨年度の話でございますが、昨年度は教育センターに保護者の方が相談されたのが6人で、合計95回ということでございまして、これは主訴がいじめということでカウントはしてあるんですが、年々によって保護者の方がいじめについて教育センターに相談に来たり来なかったりということがございますので、その数字がちょっとこういうふう

になっているところでございます。よろしくお願いいたします。

山宮委員長
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。教育センター以外でも、しっかりそうした相談は受けているということですので、安心はしましたけれども。

それで、全体の相談件数が昨年よりも1,431件増加しているんですけども、この状況についてどんなふうに捉えているのかお伺いします。

山宮委員長
松谷教育センター所長。

松谷教育センター所長
お答えいたします。

確かに増加をしております。これは回数でございまして、件数イコール人数ということで、その回数を計算しております。

ちなみに、その増加しているというのは、要するに人数が増えているということです。平成29年度は確かに90人、約90人の相談人数、件数でした。平成30年度は、昨年度は大体120人ぐらいということで、相談の人数イコール件数ですが、そちらが増えているので回数も増えていくということでございます。よろしくお願いいたします。

山宮委員長
伊藤委員。

伊藤委員

すみません、わかりました。

それで、その中でその他の相談というのがあるんですけども、このその他の相談というのはどんなことなのか、具体的に教えてください。

山宮委員長
松谷教育センター所長。

松谷教育センター所長
お答えいたします。

相談の中には、今ありましたが、その他というのもあるって、不登校、集団不適應、対人、行動、いじめとあるわけですが、このその他というのは実際、教育センターに相談をしたということで予約やお電話があるんですけども、その中で聞いてみると家庭内の問題であるとか、中には夫婦の問題であるとか、あとは親同士の関係の問題だとかということで、そういうものをこちらのほうに、その他ということで計上してあります。どうぞよろしくお願いいたします。

山宮委員長
伊藤委員。

伊藤委員

なかなか本当に相談内容、多数で大変だと思いますけれども、ここの教育センターは近

隣の市町村にはない制度なんです。本当にそれは、私大事にしたいと思いますし、職員の皆様にも頑張ってもらいたいと思うところです。

次にいきます。すみません、ちょっと数が多くて。

山宮委員長

伊藤委員、ほかにも質問されたい方がいらっしゃると思いますので、よろしくをお願いします。

伊藤委員

あと1点にします、それでは。

190ページの01101800小中一貫教育推進事業についてです。

これについては、点検評価の4ページと成果報告書の64ページにあるんですけども、指定研究の具体的な内容と、ロードマップの策定ということですけども、この内容について、お伺いします。

山宮委員長

小林指導課長。

小林指導課長

お答えいたします。

指定研究の内容についてでございます。

平成30年度指定研究として、中学校区ですが、城ノ内中学校区、それから長山中学校区を指定いたしました。平成30年度が2年指定の2年目ということで、内容につきましては、城ノ内中学校区がキャリア教育です。キャリアプランを基盤とした小中一貫教育の実践ということで指定研究をしていただきました。具体的には、各教科、いろいろ学校では教科の指導がございますが、キャリアの視点を持ってどういう授業をしていったらいいのかということについての研究をしてもらいました。

長山中学校区については、心の教育に視点を当てて研究をしていただきました。内容としましては、道徳の授業はもちろんですが、その様々、学校では体験活動がございます。それと道徳の授業の関連というところに焦点を当てて研究をしていただきました。そのほうの研究につきまして、現在、策定中の龍の子人づくり学習、こちらのカリキュラムのほうにその研究について反映させていくということで、今、作業のほうを進めているところでございます。

以上でございます。

山宮委員長

伊藤委員。

伊藤委員

なかなか専門的なので、何とっていいかわからなくて申しわけないんですけども、わかりました。

それで、この小中一貫教育推進に対して市民とか、保護者とか、教職員アンケートをとっているというお話ですけども、この教職員アンケートでは96%が小中一貫校にしたほうがいだろうという結果だったんですけども、市民とか保護者とかというところのアンケート結果はどうだったんでしょうか。

山宮委員長

中村教育総務課長。

中村教育総務課長

アンケート調査についてでございます。

こちらにつきましては、学校施設のあり方に関するアンケート調査ということで、市民、保護者、教職員を対象に実施しております。

調査対象者の内訳ですけれども、市民については2,000人を無作為抽出し、681人の方から回答をいただいております。保護者につきましては1,393人を対象に実施し、994人の方から回答をいただいております。教職員につきましては、小学校、中学校の常勤の教職員397人を対象に実施いたしまして、367人から回答をいただいております。回答数につきましては、若干低いというようなことを考えられますけれども、こちら調査を実施したのが1月ということで、当時、どうもインフルエンザが蔓延していたということで、なかなか回収が難しかったというようなことでございます。

設問につきましては、主に学校施設の適正規模適正配置に関する考え方についてでありまして、どの対象区域におきましても約7割の方が将来的には学校の統合や小中一貫校設置を望んでいるという結果になっているものでございます。

以上でございます。

山宮委員長

伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

それで、一般質問でもあったんですけれども、各地域で説明会があったということなんですけれども、私はやはり出席者が少なかったと思うんです。やっぱり学校の体制が変わるということでは、大変だけれども丁寧に説明していく、そういうことを望みたいと思っております。よろしく願いいたします。

それと、ごめんなさい、あと一点。

要保護・準要保護児童就学奨励費また中学生では要保護・準要保護生徒就学奨励費です。これも支給が3月と成果報告書40ページには書かれているんですけれども、3月のいつかということをお伺いしたいと思います。3月の終わりのほうだと、やっぱり大変だということをお話を聞いたこともありますので、この確認だけ、1点で終わりにしたいと思えます。

山宮委員長

中村教育総務課長。

中村教育総務課長

お答えをさせていただきます。

こちらの入学準備金につきましては、平成29年度は当該年度の4月に支給をしておりました。入学準備金という性格に鑑みまして、やはり入学前に支給することが望ましいだろうということで、30年度から小学校、中学校ともに3月16日に口座振り込みをさせていただきますところでございます。

以上です。

山宮委員長

伊藤委員。

伊藤委員

はい、わかりました。3月16日ということですが、できれば3月の第1週に変更できないのか、どうか、そのことを要望して終わりにします。

山宮委員長

ほかにありませんか。

石引委員。

石引委員

3点だけお伺いしたいと思います。

決算書の110ページ、先ほど伊藤委員からもありました駅前こどもステーション管理運営費ですが、私の記憶違いでなければ、記憶違いなのかもしれませんが、これ、当初導入するときに定住促進の一環として都内のほうから人を呼ぶために、やっぱり駅前に保育、こういうものがあつたらいいなということをつくったんじゃないかなと思っていましたけれども、先ほど、課長の答弁だと最初はJRを使う方は2名だけだったということで、まず、この利用者の方がJRを使うのかとか、どこに勤務するのかとか、そういうヒアリングというのは受けつけるときにあるんでしょうか。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

申請書は一定の項目がございまして、今、お話のありました勤務先ですが、お父さん、お母さん、それぞれに書いてもらうんですけども、通勤に当たって何を利用されますかとか、そのような項目は記入していただきます。それから、連絡先は当然のごとく書いてもらう。ただ、それによりまして、例えば優先順位をつけるとかつかないとか、そういうことではございません。優先順位につきましては、保育所と同様に扱っております。基本的には勤務時間の長い方が点数が高いと、そのような形態をとっております。ただ、ほぼほぼ保留の方は発生していないんですけども。

以上です。

山宮委員長

石引委員。

石引委員

はい、わかりました。

今年の4月から朝2便になって、また今年度は500万円の補助が出るということだったんですけども。

〔発言する者あり〕

石引委員

30年から補助が出ているということだったんですが、利用者が固定されている割には、経費がちょっとやっぱりかかり過ぎるなど、私は前から思っています、この決算書を見ても1人当たり年間64万円ぐらいかかっているんです。それが公平、公正公平といったらおかしいのかもしれないですけども、うちの特徴だと言ってしまったら特徴なのかもしれませんが、そこまで財力もないのになと思うのが正直なところです。

なので、補助も出ていますけれども、その利用者が本当にJRを使って、だから駅にあると便利だよねという場所であることですか、あと送迎自体、前も一回、提案しましたけれども、自前でバスを運転するのではなく、各保育所の方から来てもらって、その分を助成するという方法であればそこまでコストかからないと思いますし、あと、私がちょっ

と思ったのは、ここの利用料安いんです。大体2,000円ぐらいですよ。普通、私の娘、幼稚園に入れていたときはバス送迎で5,000円はかかっていたので、単価が低いから申し込むという人もいる可能性はあると思うんです。

そうすると今度の10月から保育の無償化が始まるので、そういう意味ではこの内容の辺、もうちょっと、今後考えていっていただきたいなと思うのが一つと、あと、子育て支援センターも先ほど、伊藤委員も言っていましたけれども、人数少なくなってきたというのは、中身の問題もあるかもしれないですし、さんさん館と比べて利用者がこんなに少ないのは、立地、駅の近くだからか、駐車場がないからなのか、ついでで来られないからなのかとか、いろいろあるかと思うので、その辺はちょっと、今後研究しながら、続けていく事業なのかも含めて検討していただければと思います。

次の質問に移ります。

決算書の186ページの児童生徒に係る重大事態調査委員会費ですが、ちょっと素朴な疑問でして、重大調査の重大というのが、学校側と教育委員会側ですり合わせみたいなのがあるかどうかというのをお聞きします。

山宮委員長
松尾教育部長。

松尾教育部長

まず、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態というのは、そもそもどういうものが重大事態に該当するかということで、定義づけされておりますし、それについては教育委員会と学校で認識が一致しております。そして、龍ヶ崎市の条例に基づく重大事態の中には法律には基づかない自死事案があります。これについては、もう自死、あるいは自死の疑いがあるということです。これについても教育委員会と学校では認識が一致していると思っております。

山宮委員長
石引委員。

石引委員

ありがとうございます。

つい2、3日前に中学校の先生に、教育委員会にこの重大事態の調査をお願いしたけれども、なかなか回答が返ってこなかったとちょっと言われたので、何でだろうなと思って、何か食い違いがあるのかなと思って、ちょっと確認しました。

次の質問です。

成果報告書の38ページです。

少人数指導の充実ということで、今回の県の学力診断テストの結果で、11小学校のうち8小学校が昨年同様、また昨年より向上しているということだったんですが、この少人数制で、習熟度別指導というのは非常に効果があるとは思いますが、この昨年同様、または昨年より向上していなかった学校が点数にしては下がっていたんでしょうか。

山宮委員長
小林指導課長。

小林指導課長

お答えいたします。

学力診断テストによると、点数は残念ながら下がってしまっているのが実態です。ただ、同時に児童のほうに意識調査を行っております。授業がよくわかる、この学習充実指導非

常勤講師を導入したことによって、授業がわかるようになったという児童は86.4%おりました。ですから、質的なものです。こちらを改善するように、今後、我々も学校のほうを指導していきたいと考えております。

山宮委員長
石引委員。

石引委員

はい、ありがとうございます。

今、86.4%はわかるようになったけれども、まだ理解が、というか自分で回答とかできないかもしれないというところかなというところで、今後を期待するということですが。

あとちょっと前にお伺いしたときに、平均点、県の平均は取れているんですが、龍ヶ崎の特徴として、点数がいい子と点数が低い子の差が激しいというのを聞いたことがあるんですが、今はどんな感じでしょうか。

山宮委員長
小林指導課長。

小林指導課長

これにつきましても、その学年とか、学校、あるいは学年によって、やっぱり実態はちよつとずつ変わってくるんですけれども、そういう傾向のある学校もございます。そのためにもこの学習充実の非常勤講師、これを十分効果的に活用していきたいと考えております。

山宮委員長
石引委員。

石引委員

はい、ありがとうございます。

今、新しいプログラムをつくっているということですし、やっぱり生きる力を育てていくにも基礎学力は非常に大切だと思うので、その部分、やっぱり龍ヶ崎の小学校で基礎学力、ちゃんと学んだから、ちゃんと働けるんだという子どもたちをつくってほしいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

山宮委員長
ほかにありませんか。
岡部委員。

岡部委員

何点か質問させていただきます。

まず、成果報告書の19ページです。

不妊治療費の助成事業について、こちらはもう、国の事業に対する県の上乗せであったり、市の上乗せであったりというところで、市の上乗せ部分について書かれておまして、実際、効果の有効性、効率性というところでは、実際、約半数の、申請された方のうち約半数の方が妊娠されているということで有効であるということで、そういった人口減少、少子化問題に直結する、出生率というところで直結する問題であるので、件数が増えればいい事業なのかなというふうに思っているんですが、まず最近の申請者数の推移、年代層

もわかればその辺についてお聞かせください。

山宮委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

お答えします。

過去3年で推移を申し上げます。

平成28年度が32人の申請者で延べ47件、平成29年度が30人の申請者で延べ特定不妊が43件、男子不妊が1です。平成30年が39人の申請者で延べ件数が55件になっています。男性不妊が1件あります。

年齢別動向としましては、28年、29年ともに30歳から44歳で6割を占めている状況です。以上です。

山宮委員長

岡部委員。

岡部委員

若干ずつ伸びてはいるのかなというところで、世代としては30から44歳がほぼ占めているということで、ちょうど私も大体その中に入る世代であるんですが、この申請を増やしていく、実際には不妊治療を行っている人というのはもっといると思いますし、こういう制度が受けられれば、不妊治療にちょっと一歩足踏み出したいなという方もいると思うんですが、そこで一番多分ネックになっているところで、所得制限というのが夫婦合算で730万円というところで、これは県のほうで、国と県の基準かと思うんですが、実際にはその、大体、その30から44歳世代の共働きしている人が多いので、その730万円というは割と超える方が多いんですが。実際そのぐらい収入あったとしても、こういった不妊治療、1回多ければ50万円ぐらいかかる可能性があるというところで、この助成金が受けられればかなり大きい事業だと思うんですが、その辺が、金額的なところがネックになって、不妊治療を受けられないという人が多いと思います。

これ、多分、たしか今年度だったと思うんですが、東京都がその所得制限を緩和するような制度をとって、これ結果が今、どうなっているか、ちょっとまずは検証できているかはわからないですが、そういう所得の制限の緩和などを行えば、この申請数を増やすのに有効なんじゃないかなと思うんですが、その辺についての見解、もしくはほかに何か申請件数を増やすような取り組みなど考えられるのかその辺について、ちょっとご見解をお聞かせください。

山宮委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

お答えします。

初めに、当市の不妊治療女性ですけれども、茨城県不妊治療助成費に上乘せをしている形で、前年度の夫婦合算所得が730万円未満の方となっております。申請者を増やす取り組みとしましては、現在、ホームページ、それから市広報紙など活用しながら、周知しているところですが、引き続き効果的な周知方法について検討するとともに、議員からご意見がありました所得制限等に関しましては、県及び周辺市町の動向を見据えながら研究していく課題かと考えております。

山宮委員長
岡部委員。

岡部委員

研究していくというところで、前向きなご答弁ありがとうございます。

本当、実際、1回30万円から50万円ぐらいかけてもうまくいくかわからないというところで、2回目、3回目といくと、100万、200万という金額がかかってくる可能性もあるというところで、そういう本当に子どもを産みたいけれども、産めないという人にとってはこの助成制度はかなりありがたい制度であるんだろうと思います。

ただ、やはり夫婦合算730万円というのは結構、これが1円でも多くなってしまうと、1回30万円から、国の補助なんかも入れると30万円から50万円ぐらい近い助成が受けられる、受けられないというところのラインが、本当に1円も所得を超えてしまうと、受けられないというのはどうなのかなというところだと思いますので、ぜひ、東京の事例なんかも研究しながら、恐らくこの所得制限を緩和すれば、私はその申請も増えて、そういった出生率アップに直接つながるようないい事業じゃないかなと思っておりますので、その辺の研究、前向きによろしくお願いします。

続きまして、先ほど何度か出ていますが、決算書110ページの駅前こどもステーション管理運営費、成果報告書でいえば11ページです。あと、実績データ集では16ページになります。

こちらで、まずいろいろ意見がありましたが、駅前こどもステーションの利用者の地域のエリアですとか、その辺の状況がわかればお聞かせください。

山宮委員長
服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

30年度の状況で申し上げたいと思います。

30年度につきましては、3月末で21世帯22人ということで先ほどもお答えさせていただいております。その中で、お住いの地域の状況でございます。佐貫地区が9世帯、長山地区が3世帯、松葉地区が2世帯、あと残りは全て1世帯ずつですが、参考までに申し上げますと、小通幸谷、小柴、久保台、松ヶ丘、砂町、姫宮というような状況になっております。

山宮委員長
岡部委員。

岡部委員

いわゆる近隣の地区の人の利用がほとんどということだとは思いますが。

今、私、また後で質問する保育士の件にもちょっと関連するんですが、何でこういう質問をしたかという、実は市民の方で、そういう子育て環境が理由で東京に引っ越すというような話がありまして、その方、もう何年か前に結婚して子どもができるのでということで、もともと龍ヶ崎の方が、東京に勤めている方が戻ってきて、家を買って、リフォームしてしばらく住んで、1人目の方はもう小学生になって、この龍ヶ崎で子育てやってきたんですが、2人目、3人目と子どもが生まれるに当たって、なかなか保育所も市内で通えないわけではないんですが、通えるところが家から車で20分、25分かかってしまうような遠いところ、市内の端から端へ行くようなところということで、現実的には往復で1時間もかけて送迎することもできない、それでステーションも使えるかといえば、佐貫まで行くのにも結構距離のあるところで、時間がかかって利用できないというところで、やは

り、市の制度に対する不公平感というか、そういうものを持っているというようなことで、結果として子育てできないから、逆に東京のほうが待機児童なんかも解消されてきていて、子育て環境がよくなってきているというのもあるので、その家、せっかく買った家を売って、東京に引っ越しますと、そういう具体的な話があったので、質問させていただきました。

実際、このままいくと、やはり、その駅前ステーションに関しても、その目的、当初の目的は佐貫のJRを利用する人というところであったかとは思いますが、その市の4つの市街地でだったり、立地適正化というところで、端っこの地域は人が住まない方向に、長期的にはもっていくという考え方、長期的にそういう考え方あるのかもしれないですが、今、現段階でそういうコンパクトシティの中身がまだ充実していない状況で、その辺の話を進めていくと、結果としてはそういう地区の方は市内に移るわけではなく、市外に、東京であったり、千葉のほうに移っていってしまう。そういう流れが今後、加速していくのではないかなと感じています。

そういう意味では、先ほど、石引委員からの公平性というところがありました、そういう地区間の不公平感というのは大分、格差が広がってくる傾向が危惧されるのかなと、私は感じています。

これに関連してなんですが、保育士の件に関して、こちらについてちょっと質問に移らせていただきます。

先ほど、平成30年度についていろいろ実績をいただきましたが、平成31年度からまた制度を見直しして、就学資金貸付制度、家賃補助制度、これも大分拡充しているんですが、この辺の成果は今の段階でどのぐらいかわかっているものがあればお聞かせください。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

30年度とか令和元年度のお話をさせていただきたいと思います。

まずはじめ、就学資金のほうですが、こちらにつきましては、これまで月額3万円、それで期間につきましては2年間というような状況でございました。

本年度から、その事業内容を見直しまして、月額5万円、それで期間について同様に2年間でございます。

それから、家賃補助につきましては、これまで上限を2万円、それで補助期間は1年限りとしておりましたが、こちらのほうも制度を見直しまして、上限を3万円、それから補助期間につきましては最長5年間という形で制度を見直しました。その結果でございますが、平成30年度につきましては就学資金、新規で申請いただいた方2人でした。それで、令和元年度につきましては7人というような状況でございます。家賃補助につきましては、平成30年度が2人、それに対しまして令和元年度が3人と、こちらのほうは思いのほかちょっと伸びなかったなという感じはしているんですが、今後も制度内容をPRしまして、多くの方に利用していただけるような形にしていきたいと思っております。

山宮委員長

岡部委員。

岡部委員

本当、いろいろ考えながら苦戦しているところだとは思いますが、そうしましたら、実際、現在、龍ヶ崎市内の保育士の総数など把握されていれば教えていただきたいんですが、全体として。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

保育士ですが、これほぼ常勤形態ということでご理解いただきたいんですが、例えば6時間以上の勤務というようなことでご理解いただきたいんですが、市全体で約250人の保育士の方がおります。それで、例えば、つくば市なんかでは月額3万円の処遇改善の補助を交付していると思いますが、同様の形で当市で実施した場合、約1億円の支出が伴うというような状況になると思います。これは一般質問の際にもご質問いただいたかと思いますが、以上のような状況です。

山宮委員長

岡部委員。

岡部委員

そのつくば市の家賃補助の件は、実際の数年の保育士の推移というか、今、約250人とお答えいただいたその前後というか、最近のその保育士の増減の流れなんかは把握しているのでしょうか。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

ちょっと手持ち資料がないので、はっきりしたことは申し上げられないですが、ほぼ横ばいで保育士の総数は推移していると思います。国のほうで新たに保育助手に対する補助金等が新設されました。この関係で保育助手の方、こちらのほうは今までいなかった方が新たに増えていると、各園でその補助を利用している方が多くなってきましたので、そういう方については増えているのかなと思っております。

山宮委員長

岡部委員。

岡部委員

ほぼ横ばいで推移しているということですが、あと、新しく新設する話もありますので、その辺も期待はしているんですが、実際にはその箱物の枠よりも足りていないのは保育士が足りていないから、待機児童が発生してしまうというのが現実としてはあるのかなと思います。

給与の上乗せに関しては、なかなかやっぱり財源があるところでないといけないというのもよく理解できますが、現実として、私がその保育園に通わせている保護者なんかの話を聞くと、結構、保育士の先生が今年に関しても途中で千葉県だったり東京だったり、移ってしまっているというような話をよく聞いてはいます。おそらくそれを、一番大きいのは東京だの千葉県だの、給与上乗せ何万円とかなり大きい額をお話ししているというのが、大きいんだと思います。先ほども貸付制度なんか1名の方、理由はわからないですが、多分そういった理由で、別のところ市外のほうへいっているのかなとは思いますが、どうしても市の限りある財源の中でやっていくのは本当、給与上乗せ部分がいいのか悪いのかというのは難しいところだとは思いますが、結局、その保育士が流れる、一緒にやはり先ほど最初に私が例で挙げたように、子育て世代も一緒に千葉、東京へ流れていく、そういう流れが今、加速しつつあるのかなと考えています。

そういう意味では、昨日の財政の問題なんかでも、今、龍ヶ崎市の全体的な歳入歳出を

見るとその実質の普通交付税が2億6,000万円減というのが大きく影響しているということではありますが、減産基金を10年ぶりに使って、取り崩してということで、厳しい財政状況の中で恐らく令和2年度からの予算もいろいろ削って、削ってということになると思うんですが、ただやはり子育て世代であったり、教育の問題であったり、この所管しているところでいえば、そういう未来につながるころの歳出に関しては消極的になってほしくないなというところがありまして、もちろん、歳入に合わせた、身の丈に合った歳出でないといけないと思うんですが、ぜひ、人口問題であったり、子育て環境であったり、教育であったり、未来につながるころに関しては、前向きに予算の編成を頑張ってもらいたいと思いますので、意見としてよろしくお願いいいたします。

続いての質問です。

成果報告書の89ページ、成人式の件です。

こちらが平成22年4月から成人年齢18歳という法改正など見据えて、またその2020年度には中学校の統合という話もあるので、その辺に関連してくると思うんですが、1カ所での開催の検討をしているということで書いてあるんですが、この辺の準備、これからどのように検討していく予定なのかについてお聞かせください。

山宮委員長

梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

成人年齢が0歳から18歳に変わるということで、以前の議会でもご質問いただいたかと思うんですけども、現在、それに関しては18歳で今後、成人を迎える中学生を対象、それと保護者を対象にして、現在、アンケートをさせていただこうということで、各中学校に今、用紙を配付させていただいているところでございます。そのアンケートの内容の状況をこれから集計して、どういう傾向があるのかということ調べてまいりたいと思っています。あわせて、会場につきましても、これまでの分散方式、中学校単位の分散方式がよいのか、仮に文化会館のホールで開催するのがよいのか、その辺もアンケートに盛り込んでおります。それに向けて、文化会館で開催する場合も同じような1月に開催するのがいいのか、それともよその自治体のように夏休み期間中というんですか、そういった頃にやるのがいいのか、いろいろあるかとは思いますが、まずは今、アンケートを実施している状況です。

山宮委員長

岡部委員。

岡部委員

まずは実際、その成人式をやる子どもたちのアンケートというところで、話進めているところで、少し安心したところであります。

今後の方向性のところに効率性の観点から、実施形態についても1カ所の会場で行うか要検討と書いてあるんですが、やはり一番は生徒たち、その成人される方たちの意向というのはどうなのかなというのがあると思いますので、そこまで効率性ばかりとらわれなくてもいいのかなと思いますので、既にアンケートを始めているというところですので、その点は子どもたちの思いもくみとっていただける方向に進められるようによろしくお願います。

以上です。

山宮委員長

ほかにありませんか。

後藤委員。

後藤（敦志）委員

それでは、3点だけお聞きします。

最初に114ページ、コードナンバー01034900子育てサポート利用助成事業と、その下の01035000たつこの預かり保育利用助成事業です。事業実績データ集の13ページにあるんですけども、これ、昨年もお聞きしたんですけども、この両事業での子育てサポート利用助成事業のほうは登録世帯が254世帯、実際の利用世帯が133世帯ということで、登録されても半数しか実際に助成を受けていない。たつこの預かり保育利用助成事業のほうも745世帯があって、実利用218世帯ということで、3分の1の方が実際に登録はしたけれども、助成は利用されていないということで、ここがもったいなという気持ちがあるんですけども、この実際、登録したけれども、実際には利用しなかったという世帯の方のご意見、声なんていうのは聞かれていますでしょうか。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

実は平成30年度、申込用紙を若干変更した経過がございます。比較的子育てサポートを利用される方、それからたつこの預かり保育を利用される方、両方利用される方が結構いらっしゃる。それにつきましては、補助の上限があるというようなことで、片方の補助制度を上限まで使った方がまた別の制度を使うと、そういったことが結構ありましたので、複写式にしたんです。1回の申し込みで両方の申請書になるというようなことで、複写式にしました。その関係で登録はした、しかし実際利用した方は意外とそうでもなかったというような現象が起きたというふうには感じております。利用者の声というのは、申し込みもありましたが、特にそういう生の声、窓口のほうで寄せられているというようなことはございませんが、多分、原因はそこが一番大きいのかなと感じております。

山宮委員長

後藤委員。

後藤（敦志）委員

そうしますと、29年度の実績、ちょっと、今、私、把握していないんですけども、複写式にして、ついでに登録された方がいるということはこの両制度とも登録世帯数自体は増えているのでしょうか。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

実は、29年度のほうは登録世帯はもっと多かったです。参考までに言いますと、子育てサポートは752世帯、それからたつこの預かりにつきましては970世帯というような状況です。

山宮委員長

後藤委員。

後藤（敦志）委員

やはりそうすると、やはり何か需要としてはあると思うんです。需要としてはあるんですけども、やはり制度は少し使いづらからこそ実利用の世帯が少なくなってしまうているのかなと感じるんですけども、なかなか難しいと思うんですけども、そこに対するアプローチは何かありますでしょうか。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

今、現在、幼児教育・保育の無償化、こちらの関係で、例えば無償化の対象として、ファミリーサポートセンターを利用している、保育を必要とする方についても無償化の対象とするというようなことがございます。それで、子育てサポート利用助成事業、こちらのほうはファミリーサポートセンターを利用した方に対する助成になっているところです。ですから、必然的に現在の要綱を改正して対応するというようなことで、今、作業を進めております。さらにその事業内容の充実というようなことで、ご指摘をいただきましたが、今後、様々な視点からちょっと検討していきたいと思っております。

山宮委員長

後藤委員。

後藤（敦志）委員

ありがとうございます。

子育てサポートのほうはもう無償化に含めて、ずっと簡単にはなっていくと思うので大丈夫かと思うんですけども、預かり保育については、やはり需要というものがあるとは思いますが、より利用しやすい制度を検討していただければなと思います。よろしくお願ひします。

次です、118ページ。コードナンバー01035800職員給与費（保育所）についてお聞きしたいんですけども、こちら八原保育所の職員の皆さんの給与だと思うんですけども、ここで職員数とその職員の皆さん、保育所の職員体制について教えてください。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

申しわけないです。資料がございません、後ほど報告します。よろしくお願ひします

山宮委員長

後藤委員。

後藤（敦志）委員

それではあわせて職員の皆さんの年齢構成についても、後ほど教えていただきたいんですけども、なぜお聞きするのかといいますと、主要施策の成果報告書192ページのところですけれども、人員管理計画の推進ということで、この活動実績の一番上のところです。直営業務あり方の検討という記載がございまして、「保育所は、平成31年度から幼児教育無償化の影響も含めた保育需要の動向を注視しつつ、検討していくこととする」。簡単に言えば八原保育所の民営化を検討していくということだと思ってしまうんですけども、私、これ見るまでそういったお話を全くお聞きしていなかったんで確認したいんですけども、八原保育所の今後、直営業務のあり方について、今、平成30年度の後期です。どのようなご検

討がなされているのでしょうか、教えてください。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

今、お話がありましたとおり、民営化ということではないです。公立保育所は重要であると思っております。しかしながら、現在の職員体制におきましては、年齢層が高いということもございますので、今、現在は、多分あと十数年、保育需要はまだ伸びていく、緩やかに伸びていくそのような状況になっていくと思います。ですから、公立保育所の果たす役割は大変大きいんだと思います。そういった中で、職員の年齢構成も上がってきていると、それは保育所だけでなく、さんさん館とか、別のところにも影響があるわけですが、それでも、それで、今現在、保育需要の見極め、あるいはその今後の運営方向、公立として残していきたいと思っているんですが、その今後、どうしていくか、これは庁内、様々な部署が集まって、現在、検討を重ねているというような状況で、まだ方向性が出ているとか、そういう状況ではございません。

山宮委員長

後藤委員。

後藤（敦志）委員

ありがとうございました。やはり八原保育所を、公立の保育所を1カ所、ほかの保育所を民営化の中で残したことの意味というのもあるんだと思いますので。ただ、今のお話では方向性を決めたわけではないけれども、民営化ということも排除しない中で検討されていくんだと思うんです。ということで、先ほどの職員の皆さんの年齢構成なども、後で教えていただきたいんですけども、今後の保育所の直営業務のあり方の検討ということでは、随時、私たち議員のほうにも検討状況についてお知らせをいただければと思います。よろしくお願いします。

最後です。

128ページ。コードナンバー、01041100妊産婦健康診査等事業です。それで130ページの委託料の産後ケア事業についてお聞きをしたいと思います。成果報告書の20ページです。龍ヶ崎市版ネイボラの充実の活動実績のところでお聞きしたいんですけども、最初にお聞きしたいのが、赤ちゃん、出生後1カ月以内の母親、赤ちゃん訪問時に産後状況質問票により産後うつを早期発見し、母親の不安解消を図ったということで、産後うつ病が疑われたケースのは21件あったということです。この21件の方について、その後の状況というんですか、医師の診断等も含めて、その後の状況を教えていただけますでしょうか。

山宮委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

お答えします。

産後うつの可能性が質問票によって見られたケースに関しましては、産後受診している医療機関にケースをつなぎまして、その出産を行った病院で継続にフォローするという方法をとっております。状況によっては精神科の受診なども促していくケースがあるかと思いますが、21件のその後の詳細については、具体的には調べておりません。

以上です。

山宮委員長
後藤委員。

後藤（敦志）委員

わかりました。ありがとうございます。

その下の産前産後のサービスの充実ということで、産後ケア事業があります。こちら宿泊型産後ケアの利用者延べ8人、日帰り型産後ケアの利用者延べ20人ということなので、実利用者、実利用人数について教えていただけますでしょうか。この制度、お一人で多分、条件の中で使えると思うんですけども、実利用の方、何名でしょうか。

山宮委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

お答えします。

実利用につきましては、宿泊型が12人、日帰り型が4人となります。

以上です。

山宮委員長
後藤委員。

後藤（敦志）委員

宿泊型、延べ8人ですけども、実利用12人というのは、逆ですね。

山宮委員長

実利用より延べ人数のほうが少ない。逆ですかね。

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

大変失礼いたしました。逆の数字でございます。

以上です。

山宮委員長
後藤委員。

後藤（敦志）委員

ありがとうございます。

先ほどお聞きした産後うつ病が疑われた21件のケースの中で、やはりそういった方の、やはり心身の不調を癒していただくためにも、こうした産後ケア、特に宿泊型の産後ケアなどを利用していただきたいというのが、やっぱりこの事業の大きな目的でもあると思うんですけども、産後うつが疑われる21件の中で、この産後ケア事業を実際に利用していただいた方というのは把握されていますか。

山宮委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

お答えします。

実際に産後ケアを受けた方の中で、うつの可能性がある方ということをしてテーブル席分けしておりませんが、産後ケアを实际利用する方の主な理由が、やはりうつ病であったり、育児不安があるので利用したいといったようなケースが多いことから、うつ傾向にある方の利用がほとんどだと思われまふ。実際に質問票によってつながった方がそのまま利用したかどうかまでは聞いておりません。

山宮委員長
後藤委員。

後藤（敦志）委員

産後うつの対策という観点から、ぜひその辺の関連性ということで、今後は確認していただければなと思ひます。そういった心身不調を訴えている方が既に利用していただいているということであれば効果がある事業だと思ひていますので、よろしくお願ひいたします。

最後はすみません。マタニティタクシーについてお聞きをしたいんですけども、マタニティタクシー費用の助成利用者は9人ということでした。この9人の实际の利用状況を教えていただけますでしょうか。何回ぐらい利用されていて、1利用者がどれぐらいなのかというのを把握されていますか。

山宮委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

お答えします。

9人の方のまず利用料金ですが、市内の医療機関に通う方が多いと思われまふ。大体1,400円とか多くても2,000円ぐらいとかということなので、1回あたり1,000円を上限として助成している状況です。具体的には妊婦検診の受診時や出産時、どなたも付き添えないことで、タクシーを利用して、病院に向かわれる場合にお使いになるケースが多いです。行先としては病院です。

以上です。

山宮委員長
後藤委員。

後藤（敦志）委員

1回当たりの上限が1,000円で30回までということなので、妊婦検診プラス出産の往復30回という上限を制度としてやっているのだと思ひますけれども、その4名の方の实际の利用の回数、乗車の回数というのはわかりますか。

山宮委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

お一人お一人の乗車回数までは分析しておりません。

以上です。

山宮委員長
後藤委員。

後藤（敦志）委員

なぜ私が聞いたかということ、30回利用されるということはなかなかないと思うんです。妊娠初期だとか、場合によっては臨月ぐらいも自分で運転して妊婦検診に行かれる方も多数おられる中で、本当に陣痛が始まってから使用されるような、そういう上限30回、30回利用される方というのは少ないと思うんです。そうすると、実際、1回の平均料金が1,400円から2,000円ということであれば、1回1,000円、30回、上限3万円の助成ということであれば、これを15回の2,000円とか、5,000円の6回とか、上限の数は変えないで、1回当たりの上限を上げたほうがいいんじゃないかという提案をしたかったのですが、私はこの質問を聞いているんですけども、そのあたりについて、それを考えるためにはやっぱりタクシーがどのように利用されているのか、お一人の利用者の方が実際には何回ぐらいタクシーを利用しているのかというのを把握する必要があるわけでありまして、さらに情報を把握していただきたい。

今、わからないということでしたので、今後は把握していただいて、その上限、助成料金の改正であるとか、料金について再検討していただいたほうが、より実際に利用される方の利益につながるのではないのかということ、ご提案をさせていただきますので、意見をいただきたいと思います。

山宮委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

貴重なご意見ありがとうございました。今後、また研究してまいりたいと思います。また、先ほど30回利用する方、なかなかいないのではないかというご指摘もありましたが、市としましては、利用いただく機会を増やすということで、今年度から産後ケアを利用する方とか、母親教室、プレママ教室に参加をする場合とか、そういったところでも利用していただけるよう充実してきたところです。

以上です。

後藤（敦志）委員

以上です。

山宮委員長

ご答弁よろしいですか。

後藤（敦志）委員

はい。

山宮委員長

それでは、休憩いたします。

【休 憩】

山宮委員長

休憩前に4時59分、会議時間を延長いたします。

引き続き会議を再開いたします。

岡澤健康増進課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

先ほど、成果報告書182ページのがん検診受診勧奨の効果について、櫻井委員よりご質問のあった件について回答いたします。

まず、肺がん・大腸がんの地区別勧奨の効果についてです。

肺がん検診に対しましては、平成29年度に比較し、平成30年度は北文間地区で30人の受診者増、龍ヶ崎西コミュニティセンター地区で41人の受診者増につながっております。また、大腸がん検診に関しましては、平成29年度に比較し、平成30年度は北文間地区が21人の増、龍ヶ崎西コミュニティセンター地区が39人の増となっております。人数だけで見ますと大変少ないと思われるかもしれませんが、地道な受診者増ががんの早期発見につながるものと考えております。引き続き、受診者分析を行いながら受診者勧奨に努めてまいります。

以上です。

山宮委員長

服部こども家庭課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

服部こども家庭課長

先ほど八原保育所の職員の状況ということでご質問がございました。

正職員の数を申し上げます。保育士11人。年齢構成につきましては、50代が1人、40代が9人、それから再任用職員が1人と。そのほか1名の保育士がおりますが、今現在ご主人と一緒に海外のほうへ特別休暇で行っております。

以上です。

山宮委員長

後藤委員よろしいですか。

後藤（敦志）委員

はい。

山宮委員長

それでは、質疑ございませんか。

大野委員。

大野（誠一郎）委員

決算書190ページの01101800小中一貫教育推進事業についてお尋ねしたいと思うのですが、19の負担金、補助及び交付金の交付金、小中一貫教育推進事業の132万円に関しましては、成果報告書の64ページに書かれております（1）から（4）ということになっておりますことにつきまして符合をしているのかなと思ひまして、お尋ねいたしました。お金の使い方が（1）から（4）のことかということで。

山宮委員長

小林指導課長。

小林指導課長

お答えいたします。

こちらのほうは、（2）に対応しております。内訳としましては、成果報告書に載っております城ノ内中学校区、長山中学校区が平成30年度、2年目の指定ということになりま

す。ここには載せていないのですが、1年目の指定ということで、平成30年、それから令和元年度が城西中学校区、それから中根台中学校区となります。合計4中学校区となりますが、30万円が4中学校区で120万円ということです。

あと、12万円につきましては、各中学校区に2万円ずつ交付しております。
以上でございます。

山宮委員長
大野委員。

大野（誠一郎）委員
わかりました。

成果報告書の64ページに書いてありますので、この件についてまたお尋ねしたいと思いますが、3番目の2080年度までの学校別の児童・生徒推計を実施したということに関しては、教育委員会独自で実施したということですね。データをもとにして実施したということですから、2060年度、いくなれば令和40年度ぐらいまでやったということですが。

山宮委員長
中村教育総務課長。

中村教育総務課長

こちらにつきましては、2060年度までの推計を国立社会保障・人口問題研究所の推計データに基づきまして行っているというような状況です。こちらにつきましては、施設の長寿命化計画の中での一環で推計を出しているということでございます。

山宮委員長
大野委員。

大野（誠一郎）委員
推計は出ているということですよ。

山宮委員長
中村教育総務課長。

中村教育総務課長
出てはいますけれども、まだ履行期間中です。

山宮委員長
大野委員。

大野（誠一郎）委員

実施したということは、頼んだということですか。わかりました。といいますのは、ゼロ歳から6歳まではわかるだろうというような形でお願いしたところ、わからないという、2カ月ぐらいかかるという内容でしたので、そのように思ったわけでございます。

それと、4番につきましては、3行目に「愛宕中学校と城南中学校の統合に向けた基本方針（案）」を作成したということですが、基本方針を策定したということではないかと思うんですが。作成でよろしいんですか、案を作成しただけで。

山宮委員長

中村教育総務課長。

中村教育総務課長

案を作成いたしましたして、決定をさせていただいたということでございます。

山宮委員長

大野委員。

大野（誠一郎）委員

次の65ページの一番下に、「本年3月に教育委員会において決定する予定の、「愛宕中学校と城南中学校の統合に向けた基本方針」に基づいて、愛宕中学校と城南中学校の統合に向けた準備を進める。」。昨年3月に決定する予定、いうなれば今年の1月、2月に書いたものでしたらわかるんですが、これについてもおかしいのではないかと、これもおかしくないんですか。どう思うんですか。

山宮委員長

中村教育総務課長。

中村教育総務課長

大変申しわけありません。

表現的にわかりづらい表現になっているということで。

山宮委員長

「わかりづらい表現になっていて申しわけございません」と言っております。

大野委員、どうぞ。

大野（誠一郎）委員

わかりづらい表現という答弁もまたわかりにくいね。

この成果報告書は8月23日に書かれておりますから、本年3月に予定されるというのはおかしいし、また、先ほどは64ページには基本方針を作成して決定したというのに違ったということですが、65ページもまた違っていると思います。そんなことはどうでもいいことですが、気になったものですから、お尋ねいたしました。

それともう一つ、65ページに書かれております。それから決算書については、スクールバスの運行なんですけれども、194ページの委託料、スクールバスの運行、2,337万1,200円となっております。城ノ内小学校と長戸小学校、龍ヶ崎西小学校と北文間小学校が統廃合したためのスクールバスを運行したということでございますが、運行しましていかがでしょうか。

つまり城南中学校と愛宕中学校の統廃合についても、ヒアリングの中では人数が少ないから、6件、7件増えただけでも大きいんですが、通学の安全配慮とか通学に対する不安とかそういったものが、少ない参加人数の中でかなりあったと思います。

松尾部長がお話するように、小中一貫校を早く進めてほしいというのが、2、3件だと思っているんですけれども、それから思えば、非常に多い意見と思うものですから、スクールバスの運行の効果、それに交通、通学路不安とか、あとは安全とかということが保たれてきたのかなと思っておりますが、一つお願いしたいと思います。

山宮委員長

中村教育総務課長。

中村教育総務課長

北文間小学校、あと長戸小学校につきましては、通学距離が遠距離になると、4キロ以上になるということで、スクールバスを運行しているというようなことでございます。愛宕と城南中学校につきましては、統合後の校舎の使用について、6キロメートルが中学生遠距離になりますので、その辺も考慮して愛宕中を使用するというようなことで考えていたところでございます。

大野委員ご指摘のとおり、やっぱり通学に際して安全を第一に考えなきゃいけないというのがもっともなご意見だというふうに思っております。そういうことも踏まえて、現実的に、現状愛宕中についても城南中についても、例えば愛宕ですと北文間、豊田とか羽黒、南が丘なんかからも通学している生徒もおりますので、そういった意味からしましても、やっぱり6キロメートルというのを1つのラインとして考えなければいけないのかなと考えているところでございます。

山宮委員長

大野委員。

大野（誠一郎）委員

今、通学路の安全というものも効果があったと、そのことでよろしいんですけども、効果があったということだと思えます。ただ、後段でいうに通学距離、小学生が4キロ、中学生が6キロという遠距離と言いかたをしましたけれども、遠距離というのは、6キロの件に関しましては、国庫補助の対象になるというようなことではないかと思うんですが、いかがですか。

山宮委員長

中村教育総務課長。

中村教育総務課長

おっしゃるとおりで、国庫補助の対象になる距離でもあります。

山宮委員長

大野委員。

大野（誠一郎）委員

決算書の194ページの01022700の小学校管理費、13番の委託料、スクールバス運行が2,237万1,000円を要しております。そして、歳入のほうの22ページ、6番の教育費国庫補助金の中で、遠距離通学児童援助費、これがスクールバスの国の補助でございます。部長、わかっているかと思いますが、それは398万2,000円です。

ちなみに、こういったお金のことを多い、少ないということではなくて、やはり負担するときは通学の安全面とか不安を解消する意味で、こういった形で使われているかと思うんですけども。

いふならば、法律で遠距離の通学の補助があるからということではなくて、やはりそれなりの負担はしていくべきだと。そういう意味で、決算のわかる範囲の中で示したわけですけども、2,300万円を要して400万円の国庫補助、本当に2割ぐらいいしかならない。

でも、やはり通学の安全、不安を解消するためにやっていくんだということは、私はいいことだろうと思えますから、そういった6キロということも考えていきたいと思います。通学の不安、安全を考える意味で、これからも統廃合も考えていくべきでしょうと。

以上です。

山宮委員長

大野さん、質問よろしいですね。

ほかにございませんか。

山村委員。

山村委員

4点質問させていただきます。

まず、実績データ集の66ページに、さわやか相談員派遣事業。

ここで先ほど伊藤委員からも、教育センターのたつこの支援システムというところで、にたようなお話をされたんですけども、さわやか相談員というのは、まさに子どもたちが直接相談したいということを経験されたかという区分があつて、件数とその回数、要は活動回数だと思ふんですけども、基本的に件数というのは、先ほど同じような説明をされていたと思ふんですが、人数で、回数はそれに対してどういう活動をしたかという回数だと思ふんですけども、活動の回数が件数よりも少ないものが2件ございまして、これはどういったものなのかということを確認したいんですけども、よろしくお願ひします。

山宮委員長

松谷教育センター所長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

そういうものがちょっとありました。確認をさせていただきたいと思うのですが、後ほどお答えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

山宮委員長

山村委員。

山村委員

わかりました。

それと、一番上の教育相談のその他というところで、631件で1,547件のうちの相当を含んでいる件数なんですけれども、これはどういった内容をご相談されたのかというのを簡単に教えていただけますか。

山宮委員長

松谷教育センター所長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

子どもたちは相談なく、雑談といひますか、触れ合いに来るといふ子どもたちが結構多い状況でありまして、主訴で悩みが上がつているものについてはカウントしていきますが、その他については今申したとおり、休み時間とか昼休み時間に相談員の先生に雑談をしに来たいといふ、それが結構大人数ぽつと来たといふことで、そういうカウントにしてあります。

よろしくお願ひいたします。

山宮委員長
山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

ちょっとご相談で、やっぱり取りこぼしてはまずいような内容も多分あると思うので、注意していただきたいという見解です。

続きまして、決算書の216ページ、011068000の学校給食運営費に関してですけれども、歳出のところでは賄材料費というものが3億300万円と書かれていて、歳入のところを見てみて、36ページの下から4行目、5行目、学校給食費負担金と、その下の学校給食費負担金滞納繰越分と合算したものが歳出と一致するのかなと思っていたんですけれども、どうもそうになっていないみたいですが、なぜでしょうか。

山宮委員長

神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

お答えします。

これにつきましては、第3子の児童・生徒の免除を実施しておりますので、その分市のほうから賄材料のほうも支出しているという状況でございます。ということで、歳入と歳出のほうで差が開くような状況でございます。

以上でございます。

山宮委員長

山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

その援助に関する費用というものは、こちらには載っていないものなんですね。

山宮委員長

神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

30年度の第3子の免除の方につきまして、今お答えしたいと思います。

第3子免除の方ですが、月によって開きはございますが、年度末の第3子免除につきましては283名、1,340万4,008円でございます。

以上でございます。

山宮委員長

山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

続きまして、決算書の114ページです。

114ページの下から3つ目の01034860保育対策総合支援事業についてです。こちらの事業内容をもう一度教えていただけますか。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

それでは、申し上げます。

決算書の中で、一番上段にあります業務効率化推進事業という項目がございますが、こちらにつきましては、保育士の負担軽減を図るために、パソコンソフト等の道具、それに対する補助でございます。

それから、その次の保育体制強化事業、それからその下の保育補助者雇上強化事業、こちらはちょっと似ているんですが、どちらも保育士の負担軽減を図るために、片方は用務員の方を雇ったり、あるいは保育助手の方を雇ったり、その経費に対する保護でございます。

それから、一番下でございます事故防止推進事業は、うつ伏せ寝等で全国的に事故が発生しているというような事例もございます。その関係で、お昼寝の時間、午睡チェックというようなことで、小さい子に器具をつけて、アラーム等で知らせるというような、備品等の購入の際に補助を行うというような事業になっております。国による県からの補助になってございます。

以上です。

山宮委員長

山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

先ほど一番初めに説明していただいたときに、これの対象となる2つの園があると伺ったと思うんですけども、その認識は合っていますでしょうか。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

それぞれの事業ごとに対象園をもう一度お話ししたいと思います。

はじめに、業務効率化推進事業につきましては2園がございます。

続きまして、保育体制強化事業につきましても2園でございます。

その次、保育補助者雇い上げ強化事業、こちらにつきましては5園でございます。

最後になります。事故防止推進事業、こちらにつきましては6園に行っております。

以上でございます。

山宮委員長

山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

今の2園、5園、6園とあったんですけども、これは対象の選択というのはどのようにされたのでしょうか。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

こちらにつきましては、市が指定するといった選択ではございません。毎年新しいメニューの補助制度が創設されまして、それにつきましては、全ての園にご案内を申し上げております。その中で、手を挙げる園があったり、自分の園はいいですよというようになったり、うちのほうでそれを査定しているとか、そういうことはございません。園からの申請を全て受けて、全て県のほうに申請を差し上げるというような手続になっております。

山宮委員長

山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

そのときに、手を挙げるための条件、各園に対して当然いろんな助成が欲しいと思うので、各園積極的に手を挙げるのかなと思ったんですけども、それが行われていないような気がするんですけども、条件が厳しいとか、申請が複雑で大変だとか、そういったものはございますか。

山宮委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

申請自体は、私個人的にはそんなに難しいものではないと思っております。

それで、補助をもらえるかももらえないかというのは、ほとんどが人件費なんです、最後の事故防止推進事業は備品でございますけれども、それを1人雇ってまで体制を整備するかどうかの判断だと思うんです、運営上の。補助金は満額は出ません。上限が決まっていますから。残りは園のほうで負担することになりますから、それを各園で判断されるというような内容になっております。

山宮委員長

山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

今のお話の中で、人を雇ってまでということにちょっと引かかったんですけども、私がある保育園から聞いたんですけども、実際にこれまで岡部委員とかほかの委員もいらっしゃったんですけども、運営が厳しいと。なぜかという、保育園の先生はやっぱ高齢化してしまうということや、あるいは東京とか千葉とかに比べて給料の違いがあって、みんな外に行ってしまう、というお話があって、結果として今龍ヶ崎のまちの中の保母さんは、資格は持っている方たくさんいらっしゃるんですけども、あえて自分から手を挙げようとならない、または、周りの市町村に行ってしまうという方もとても多く見えています。

一方で、園としてはどうなのかという、やはり給料が払えない、年をとるに従って先生たちはスキルも上がって行って、その方たちに単独で任せられるという方たちはたくさんいらっしゃるんですけども、実際に園としての運営が大変だということを伺っている。

今実際に、市のほうにいろいろ申請をしようとしたときに、申請が複雑で、そのために1人雇わなければいけないぐらいのものが、補助を受けるということは結局そういうこと

なんですけれども、ということがあって、そこでどうにか助けられないかなというところも思いました。まさに今、子どもの支援をすとかという市のスタンスが、子育てを支援するというスタンスはいいんですけれども、そこを子どもたちが育つための保育園というのはとても大事だと思うんです。新しく新設されるにしても、公立の保育園ができるにしても、それはそれで間違いじゃないんですけれども、既存の保育園を大事にしなければいけないと思っていて、今回質問させていただきました。

これからもよろしく願いいたします。なるべく申請等の作業というか、複雑にならないようにお願いしたいと思います。

続きまして、決算書の110ページです。

一番下の01034400の放課後児童健全育成事業。

次のページに、番号14に使用料及び賃借料というので1,800万円ぐらいの金額が書かれているんですけれども、これは具体的にどういった内容のものなのか、教えていただきたいです。

山宮委員長

梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

こちらの使用料及び賃借料でございますが、内容につきましては、一般的には小学校の教室をお借りして学童保育ルームを実施しておりますが、こちらにつきましては、八原小学校、そして城ノ内小学校の学童保育ルームについて、専用の建物を使って学童保育ルームを実施しているということで、それらの建物の賃貸借料ということでございます。

内訳につきましては、八原小保育ルームの賃貸借が759万1,968円、城ノ内小ルームにつきましては、2つ、第1と第2のルームがございまして、1つが365万4,000円、もう一つが653万1,840円ということとなっております。

以上でございます。

山宮委員長

山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

八原小、城ノ内小ということがわかっていなかったの、何を言いたいかというと、1,800万円近くという金額がかかっている、多分これからも継続的にかかるんだろうと想定されるんですけれども。

一方、児童数が少なくなって、空き教室もできていて、この専用の学童の教室のために使われているというのを事前に知ってはいたんですけれど。そういう空き教室を利用することで、ここに係る1,800万円、それをなるべく軽減するようなことができないのかなと考えまして、質問させていただいたんですけれども。八原小、城ノ内小は実際にどうなんでしょうか。

山宮委員長

梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

空き教室ということでございますけれども、なかなか学校のほうでも、1年1組とか1年2組ということで教室を使用していない場所もあると思うんですけれども、今いろいろ特別教室として使用していたりとかいろいろございます。また、場所の問題などもあり

まして、例えばあいていたとしても、離れたところの教室であったりとか、使い勝手の問題なんかもあると思います。本質的には、学校の使用状況等もありますので、ルームといえますか、クラスが増える場合には、その都度学校にご相談させていただいて、なるべくご協力をいただけるような形でやっておりますけれども。これを建てた当時はなかったということで、賃貸借をしているということで認識しております。

山宮委員長
松尾教育部長。

松尾教育部長
八原小学校、城ノ内小学校につきましては、現在いっぱいいっぱいの状態ということでご理解いただければと思います。
それから、本件の建物のリース契約でありますけれども、所有権移転条項付リースでありますので、5年間、6年間と一定の期間経過の後は、所有権が移転されてリース料が発生しない、そういった契約になっております。
以上です。

山宮委員長
山村委員。

山村委員
理解しました。ありがとうございます。
以上で終わりにします。

山宮委員長
ほかにございませんか。

[発言する者なし]

山宮委員長
質疑なしと認めます。
この後、特別会計に入りますが、教育委員会につきましては関連がございませんので、退席していただこうと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

[「ご異議なし」と呼ぶ者あり]

山宮委員長
ご異議はありませんので、教育委員会の皆様は退席していただいて結構です。長時間大変お疲れさまでした。

[教育委員会職員退席]

山宮委員長
続きまして、議案第17号 平成30年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をお願いいたします。
松田健康づくり推進部長。

松田健康づくり推進部長

ご説明いたします。

平成30年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算をご説明いたします。

223ページ、224ページをお願いいたします。

まず、当市の国民健康保険事業の概要です。

国民健康保険加入者の推移につきましては、年度末の数字で申し上げます。平成28年度が2万36人、対前年度比1,038人の減。平成29年度末、1万9,362人、対前年度比674人の減。平成30年度、1万8,765人、対前年度比597人の減と、ここ3年で平均770人ペースで減少しております。

続いて、国民健康保険税についてです。

全体の収入率は、88.49%となっております。前年度が88.53%、前々年度が86.64%で、0.04ポイントの減となっております。

次に、不納欠損額ですが、全体で約2,955万円です。前年度が約2,979万円でしたので、約24万円の減となっております。

次のページをお願いいたします。226ページです。

一番上の国民健康保険税督促手数料です。これは、1万2,382件の歳入でございました。

その下、災害臨時特例補助金です。これは、福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難区域から龍ヶ崎市へ転入し、龍ヶ崎市の国保に加入された方の保険税と一部負担金の減免実績に対し、国から10分の6に相当する額が交付されております。

その下、普通交付金です。

平成30年度から、国保財政の公費部分は全て都道府県に集約されることになりましたが、医療費のうち給付費の支払いについては、これまでどおり市町村が国保連合会を通じて医療機関に支払う流れとなっております。ただし、国からの財源が都道府県にとどまることから、保険給付費の支払いのための財源として、この普通交付金が茨城県から交付される形となっております。

その下、特別交付金は、保険者努力支援分、特別調整交付金分（市町村分）です。都道府県繰入金（2号分）、特定健康診査等負担金で、以前は特別調整交付金として交付されておりました。具体には、特定健診やがん検診の受診率向上や、重症化予防対策、ジェネリック医薬品使用普及などの取り組みの有無や実績等によるもののほか、結核や精神疾患による医療費が多額であることや、非自発的失業者に対する保険税軽減に係る費用があることなど、様々な項目ごとの実績に応じて交付されます。

その下、国民健康保険支払準備基金利子は、預金利子です。

その下、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）と、次ページになります228ページの保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は、国保制度の財政基盤を安定するための国・県からの支援措置です。国と県で4分の3、市が4分の1を負担します。

上から2つ目の国民健康保険事業職員給与費等繰入金は、国保事務に従事する市職員の人件費分の繰り入れです。

その下、出産育児一時金等繰入金は、被保険者が出産した際に支給している出産育児一時金と事務費でございます。

その下、財政安定化支援事業繰入金は、国が行う市町村国保財政支援策として、地方交付税措置が行われている分の繰り入れでございます。

その下、その他一般会計繰入金は、市の単独事業としてマル福制度が行われていることに対し、国が給付費、負担金を削減する、いわゆるペナルティーに対する財源補填分のほか、国保特別会計が赤字となった場合の補填分でございます。

その下、国民健康保険支払準備基金繰入金です。これは、財政収支を合わせるための繰り入れでございまして、平成30年度は茨城県に納める国民健康保険事業費納付金の額が未定であったため、結果として財源不足が見込まれたことから、1億2,200万円の取り崩しを行いました。

その下、国民健康保険事業繰越金は、国民健康保険支払準備基金への積立金のほか、前

年度の療養給付費等補助金等、また、退職被保険者等療養給付費交付金などの返還財源として繰り越したものです。この繰越金は、次年度、令和元年度予算で精算される国・県からの負担金等の返還分として確保しているものです。

その下、一般被保険者延滞金です。

これは、保険税収納時に徴収した保険税の延滞金収入です。一般被保険者延滞金約1,165万円です。前年度は約2,720万円でした。

一番下の国民健康保険事業会計歳計現金運用利子は、預金利子でございます。

次ページ、230ページをお願いいたします。

一般被保険者第三者納付金現物分と、その下の一般被保険者第三者納付金（現金分）でございます。これは、交通事故など第三者の行為によって被保険者が保険証を使用し治療を受けた場合に、過失割合に応じて保険給付費を加害者に請求し納付されたもので、求償事務を委託しております茨城県国民健康保険団体連合会を通じて支払われたものの歳入となります。一般被保険者返納金現物は、国保連合会を通じての返還金現金分は直接請求による返還金となります。

その下、一般被保険者返納金現物と、その下の退職被保険者等返納金現物分は、資格喪失後に国保の保険証を使って保険診療を受けた方からの保険給付費の返還金となっております。

その下、退職被保険者等療養給付費等交付金過年度分は、社会保険診療報酬支払基金から前年度に交付された退職被保険者の療養給付費等交付金の精算による収入でございます。

一番下になります。前期高齢者指定公費でございます。

本来、70歳から74歳までの自己負担割合は2割でしたが、国の措置により、一時期1割に据え置いた際の差額の1割分の補填分となります。既に平成30年度末でこれら経過措置が終了しており、現在は70歳から74歳までの被保険者の現役並み所得を除いて全て2割負担となっております。

次ページをお願いいたします。

一番上の特定健康診査受診者負担金は、法令に従い、40歳以上の被保険者を対象に実施しております。特定健康診査に係る受診者からの負担金収入です。

同じく生活習慣病健康審査受診者負担金、その下の特定保健指導教室受講者等負担金の受講者や受診者からの負担金の収入となっております。

歳入につきましては以上でございます。

続いて、歳出に移ります。234ページをお願いいたします。

職員給与費（国民健康保険総務管理費）につきましては、人件費ですので割愛させていただきます。

上から2つ目の国民健康保険事務費です。

主な支出といたしましては、レセプト点検員及び一般職、非常勤職員などの報酬などの人件費のほか、被保険者証などの作成や、郵送費、電算システムの改修費用などの経費となっております。

その下、国民健康保険団体連合会負担金は、県国保連合会の事務共通費の市負担分で、被保険者数に応じて負担するものでございます。

一番下の国民健康保険賦課事務費でございます。

納税通知書の印刷、郵送料のほかの保険税付加に係る事務経費となっております。

次ページ、236ページをお願いいたします。

国民健康保険徴収事務費でございます。

主な内容ですが、督促状、催告調査等の作成、発送経費等の事務費でございます。

役務費、手数料については、口座振替手数料、コンビニ収納手数料となっております。

その下、国民健康保険運営協議会費です。

平成29年度以前は、国民健康保険事務費に組み込まれておりましたが、平成30年度からは経費をわかりやすくするため、予算科目を独立しております。国民健康保険運営協議会

は、国民健康保険法に設置のみが明記されている諮問機関で、被保険者をはじめ、市議会議員、医療関係者など各代表12名で構成しております。支出は委員報酬のほか、通信運搬費、県協議会への負担金となっております。

その下、一般被保険者療養給付費と、その下の退職被保険者等療養給付費です。病気やけがで医療機関を受診した際、保険証を提示することで窓口負担を除いた7割ないし8割分の医療費を国保から支払うこととなります。この費用が保険給付費でございます。退職被保険者数の減少により、退職分は年々減少しておりますが、一般分は高齢者人口の増加や医療費の高度化の影響により、支出は増えている状況となっております。

その下、一般被保険者療養費と退職被保険者等療養費です。

療養費は医師の指示に基づき、補装具などの購入や、はり治療、きゅう、マッサージなどの施術を受けた際の保険給付分の支出となっております。

次ページ、238ページをお願いいたします。

一番上の国民健康保険審査支払手数料は、診療報酬の審査手数料で、国保連合会への支出となっております。

その下、一般被保険者高額療養費と、その下の退職被保険者等高額療養費でございます。高額療養費は、入院、手術などで自己負担額が、国が定める月額自己負担限度額を超えた場合に、超えた分が高額療養費として払い戻される制度です。高額療養費につきましても、退職被保険者数の減少によりまして、支払い額が減少しております。

一番下、出産育児一時金でございます。こちらは63件分、前年度も同数の63件でしたが、そちらの支出となっております。

次ページ、240ページをお願いいたします。

一番上の出産育児一時金支払手数料については、直接支払制度の手数料となっており、国保連合会への支出となっております。

その下、葬祭費は101件分、前年度は98件分ですが、こちらの支払いとなっております。

その下、款3、国民健康保険事業費納付金は、平成30年度の国保制度改革に伴い新たに設けられたもので、市町村ごとの年齢別被保険者数や所得状況、給付費の状況などをもとに、茨城県が市町村ごとに保険税と同様に、一般分と退職分、さらには医療給付費分、後期高齢者支援分、242ページになりますが、介護納付金ごとに算定したものを茨城県に納めるというものでございます。

次ページ、242ページをお願いいたします。

上から2番目になります。

共同事業拠出金です。平成29年度まで行っていた高額療養費共同事業などの事務費拠出金のうち、前年度分の精算分となっております。

その下、医療費通知でございます。

医療費通知は、保険者努力支援制度にも反映する取り組みで、毎年度、年に6回、2カ月に一度の頻度で対象世帯に郵送にてお知らせをしているものでございます。

その下、人間ドック助成費、こちらは通常の間ドックと脳ドックを受診された被保険者に対する助成でございまして、2分の1、上限2万円を助成しております。人間ドックが1,042件、脳ドック47件の実績でございました。

その下、特定健康診査等事業です。

主なものとしたしましては、委託料は特定健康診査、集団健診及び医療機関健診に係る委託費や、特定保健指導に係る委託料、健診受診勧奨通知、医療情報データ分析や対象者リスト作成の委託経費となっております。

次ページ、244ページをお願いいたします。

国民健康保険支払準備基金積立金でございます。

これは、何らかの理由で財源不足になった際に活用するための基金でございまして、こちらの金額は預金利子分を積み立てたものとなっております。

その下、一般被保険者保険税還付金は、国民健康保険税の歳出還付による支出でございます。

ます。

一番下になります。

国庫支出金等返還金は、補助金の精算に伴う国や県、支払基金に対する返還金でございます。

次ページ、246ページをお願いいたします。

一番上の前期高齢者指定公費でございます。

こちらは、前期高齢者の自己負担割合が2割のところを1割に据え置いた差額分の精算金となります。なお、この経過措置は平成30年度末で終了しており、自己負担割合は2割ないし3割負担となっております。

説明は以上でございます。

山宮委員長

ただいま説明された内容について質疑ございますか。

伊藤委員。

伊藤委員

被保険者数は先ほどお聞きしましたので、この保険事務費の中になると思うんですけども、滞納者数、滞納者額、それと滞納者の比率といたしますか、そのことがわかったら、まず教えてください。

山宮委員長

鈴木保険年金課長。

鈴木保険年金課長

お答えいたします。

初めに、滞納者数でございます。滞納者数、30年度末現在で2,456名。こちらは、現年度分、滞納繰越分含めまして、一期分だけでも未納があった場合も1件としてカウントいたします。そのほか、同じ世帯でも世帯主が変わった場合、こちらは2件としてカウントした数値となります。

続きまして、滞納額であります。こちらは、平成30年度決算の数値を補足いたしますが、不納欠損額を除きました後の現年度分と滞納繰越分の収入未済額に、過誤納還付未済額を加えました1億9,416万930円が、30年度末時点での国民健康保険税の滞納額となります。

3つ目であります。滞納者比率でございます。平成29年度滞納者数が2,289名ございましたので、対前年度比で167名、約7.3%の増となっております。

以上でございます。

山宮委員長

伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

まだまだその滞納のところがふえているというのは、ちょっと大変だなと思うところですけども、やはり保険税が高いのかなというのは改めて思いました。

次に行きます。

その資格証明書の発行と、発行者の条件についてお伺いします。

山宮委員長

鈴木保険年金課長。

鈴木保険年金課長

資格証明書の発行枚数でございます。

30年度の年度当初に、12世帯13名が対象となっておりました。その後、年度内に訪問、窓口担当との相談を行いまして、最終的には6世帯7名が短期被保険者証に切りかわっておりますので、年度末の段階では6世帯6名となっております。

続きまして、発行者の状況でございます。

被保険者資格証明書の交付対象者につきましては、市が定めております短期被保険者証及び資格証明書交付要領による運用を行っております。内容といたしましては、過去3年間、例えば、平成30年度発行の場合は、平成27年度から平成29年度の間で1回も納付も相談もない世帯のみを対象としております。ただ、高校生以下、70歳以上の方につきましては、資格証明書の交付対象からは除外して、短期証のほうで発行しております。

また、被保険者資格証明書の交付対象世帯には、毎年職員による現地調査を行っております。こちらの6世帯の状況を申し上げますと、既に関係のない方、身内でない方です。が住んでいたり、電気メーターがとまっており、通知やチラシが大量に投函されたまま空き家状態となっているなど、接触が取れない状態ございましたので、実際には被保険者資格証明書すらお渡しすることができてはおりません。

以上でございます。

山宮委員長

伊藤委員。

伊藤委員

当初は、12世帯13人ということで、最終的には6世帯6名になったということですよ。しかも、その6世帯6名はもう本当に実態がない。こういうことなんだと思います。ただ、この資格証明書発行については、年々減っているところでは、私はいつも言っているとおり、皆さん頑張っているんだなと思っているところですけども、実態がもうないということがほとんどであれば、この資格証明書については、やはり発行しなくていいのではないかと思うところですけども、30年度の結果を見て、改めてそのことについて考え方をお伺いします。

山宮委員長

鈴木保険年金課長。

鈴木保険年金課長

資格証明書につきましては、国民健康保険法に基づく対応という形になっております。あと当然、居住の実態がない状態であれば、市民窓口課に情報を伝えまして、実態調査を行っていただくようお願いしているところでもあります。当然、国民健康保険税としては滞納として残ってしまいますので、こちらとしては資格を喪失という形でとりたいところではあるんですが、実態としては今、資格証明書の交付というところでとどまっております。

山宮委員長

伊藤委員。

伊藤委員

わかります。

その点は、いつも議論のあるところですので、きょうはこのくらいにしておきますけれども、あとその短期保険証の発行数、それについてもお願いします。

山宮委員長
鈴木保険年金課長。

鈴木保険年金課長
短期被保険者証の発行数でございます。
平成30年度中の延べ発行件数でございます。1,156通であります。短期被保険者証につきましても、内規の中で前年度課税分までに未納がある世帯と定めております。有効期間につきましては、6か月間年2回の発行にとどめております。
以上でございます。

山宮委員長
伊藤委員。

伊藤委員
わかりました。
それでは次です。
227ページのその他一般会計の繰入金があるんですけども、このその他一般会計の繰入金は、保険財政の中で赤字になったときにも、赤字繰り入れとして使われている部分があるんですけども、30年度についてはどうだったでしょうか。

山宮委員長
鈴木保険年金課長。

鈴木保険年金課長
その他一般会計繰入金の内訳でございます。
その他一般会計繰入金の6,400万円のうち、2,501万852円につきましては、部長説明にありましており、地方単独事業でありますマル福制度によります、国庫負担金の減額措置に対応する繰り入れでございます。残る3,898万9,148円が保険税激変緩和、いわゆる赤字繰り入れとして入れたものでございます。
以上でございます。

山宮委員長
伊藤委員。

伊藤委員
ありがとうございます。
そうした市の対応によって、30年度も保険料が上がらなかったということだと考えています。ぜひ、一般質問でもやったんですけども、次年度令和2年においても、保険税が上がらないような対応をしていただきたいと思いますところですので、これは強く要望しておきたいと思います。
次に、242ページの2050400の特定健康診査等事業の特定健康診査受診について、この受診率をお伺いします。

山宮委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

お答えします。

平成30年度の特健康診査受診率は、33.3%。平成29年度は28.6%でしたので、かなり受診率のほうで、今年度伸ばすことができいております。

以上です。

山宮委員長

伊藤委員。

伊藤委員

県平均ではどうだったでしょうか。

山宮委員長

鈴木保険年金課長。

鈴木保険年金課長

県平均でございます。

29年度36.9%、龍ヶ崎市との比較では8.3ポイントのマイナスとなっております。平成30年度37.7%が県平均でございます、龍ヶ崎市との差は4.4ポイントと差は縮まっている状況でございます。

山宮委員長

伊藤委員。

伊藤委員

ありがとうございます。

この受診率というのは、多分新しくなった国民健康保険税が県に移管されて、こうした受診率何かについても、市に対するその支援金ですか。それに関係すると思うんですけども、去年、29年度よりも受診率が上がったということでは、大変いいことだなと思います。

私もなかなか健康診断できなかつたんですけども、受診券が本当に変わりました。あれで、本当に行かなくちゃという思いがあつて、30年度遅かつたんですけども行ってきました。そうした努力があるということはいいことだと思つています。やはりこの受診率を、皆様の健康のためにも、また保険税にかかわることのためにも上げてほしいなというところでは、引き続き努力をして行ってほしいと思つています。

以上です。

山宮委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

山宮委員長

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第20号 平成30年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明願います。

足立福祉部長。

足立福祉部長

それでは、273、274ページをお願いいたします。

介護保険事業特別会計です。

初めに、当市の介護保険事業の概況です。

介護保険第1号被保険者数、つまり65歳以上です。そして、要介護、要支援の認定者数です。年度末で申し上げます。

平成30年度末、第1号被保険者、つまり65歳以上です。2万1,457人。そのうち、要介護が2,217人、そして、要支援が457人です。

ここ3、4年の推移を見てみますと、第1号被保険者65歳以上は600人ずつふえています。そして、要介護は100人ずつふえています。要支援は少し減っている状況です。

また、1号被保険者数、つまり65歳以上の数ですが、これを龍ヶ崎市の人口7万7,400人で割りますと、いわゆる高齢化率が出ます。龍ヶ崎市の高齢化率27.7%です。全国平均値とおおむね同数字です。毎年、1%ずつアップしています。

それでは、歳入です。

第1号被保険者の介護保険料ですが、右側のページの左端、調定額、上から4行目の金額です。右のページの上から4行目の金額です。現年賦課分調定額13億7,358万8,600円に対して、右隣の収入額が13億6,098万4,100円ということで、収納率は99.08%です。前年度、98.81%から0.27ポイントの増となっております。

次に、その下の行の滞納繰越分では3,286万2,900円の調定額に対しまして、収入済額が右隣の337万6,600円ということで、収納率は10.27%となっております。こちらは、前年度比12.48%から2.21ポイントの減です。

次に、左側の欄の2使用料及び手数料です。右側の欄では中段上、介護保険料の督促手数料21万3,100円、2,131件分でございます。

次に、国庫支出金です。

介護給付費及び各種の介護予防費、予防事業経費に対しまして、国・県並びに社会保険診療報酬支払基金、40歳から64歳までの2号被保険者分からそれぞれ負担割に応じた歳入が市に入る仕組みになっています。

まず、右側の欄の中段の介護給付費、現年度分の約7億8,500万円ですが、これは、介護給付費に対する施設分15%。それ以外の方は20%という国の負担割合によるものです。

次の普通調整交付金は、市町村の責めによらない保険料収入不足、あるいは給付費増を調整するために交付されるものです。

その下の特別調整交付金は、災害臨時特例補助金被害者1名分です。これは、原発避難者に対する減免に伴う国庫補助で、その割合は10分の2となります。

松田健康づくり推進部長

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分です。歳出にもございます地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業及び一般介護予防事業に係る交付金で、国の負担割合は25%です。

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分は、同じく地域支援事業費のうち包括的支援及び任意事業について、国の負担割合38.5%で交付されるものです。地域包括支援センターの人件費、運営費のほか、平成27年介護保険法改正に取り組むこととなった在宅医療介護連携推進事業などが対象経費となっております。

次ページ、276ページをお願いいたします。

足立福祉部長

一番上の介護保険制度改正支援事業費は、介護報酬等の改正に伴うシステム改修経費に対する国庫負担割合2分の1の補助金です。

松田健康づくり推進部長

その下、保険者機能強化推進交付金です。

平成29年に成立した地域包括ケアシステムの強化のための、介護保険法の一部を改正する法律による改正後の介護保険法においては、国は市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取り組みを支援するため、予算の範囲内において交付金を交付することとされました。交付額の算定方法については、各市町村の評価指標ごとの加算点数掛ける第1号被保険者数により算出した点数を基準として、計61項目の評価指標に回答することにより決定されるもので、地域支援事業の実績も反映されております。

足立福祉部長

次の介護保険災害臨時特例補助金は、先ほど申しあげました原発事故の警戒区域等からの避難者の利用負担軽減分及び保険料減免分に対する補助金です。

次に、介護給付費現年分と過年度分ですが、これは、第2号被保険者の負担分で、介護給付費の27%相当分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

松田健康づくり推進部長

その下、地域支援事業支援交付金現年分です。社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、介護予防・日常生活支援総合事業に係る第2号被保険者負担分で、対象経費の27%の負担率です。

足立福祉部長

次に、介護給付費に対する県負担分です。

介護給付費現年度分は、施設分17.5%、それ以外の分12.5%という県の負担割合によるものです。

松田健康づくり推進部長

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分は県補助金で、歳出にある地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業及び一般介護予防事業に係る交付金です。県の負担割合は12.5%です。

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分は、同じく、地域支援事業のうち、包括的支援及び任意事業について、県の負担割合19.5%で交付させるものでございます。

278ページをお願いいたします。

足立福祉部長

一番上の介護保険支払準備基金は、同基金に係る利子収入です。

次に、介護保険介護給付費繰入金は、介護給付費に対する市の負担割合である12.5%相当額の繰入金です。

松田健康づくり推進部長

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業繰入金については、地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業及び一般介護予防事業の市負担分12.5%です。

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外繰入金については、地域支援事業費のうち包括的支援事業及び任意事業に係る市負担分19.5%分でございます。

足立福祉部長

次の低所得者保険料軽減負担金繰入金は、介護保険料第1段階の軽減措置に対する繰入です。国庫負担分2分の1、県負担分4分の1を一般会計で繰り入れまして、それに市負担分4分の1を加えて繰り入れたものです。

次の介護保険事業職員給与費等繰入金は職員給与費との繰り入れです。介護福祉課職員の中の介護保険担当職員9名です。

次の認定審査会事務費繰入金、その下の、認定調査等事務費繰入金はそれぞれの事務費の繰り入れです。

次のその他一般会計繰入金は、介護保険事務費賦課徴収事務費などの経費の繰り入れです。

次の介護保険事業繰越金6,058万7,301円は、平成29年度の歳入歳出の繰越金です。平成29年度に概算交付されました国庫支出金等につきまして、清算による返還金分を平成30年度に繰り越したものです。

次のページをお願いいたします。

一番上の第1号被保険者延滞金は85件分です。

次の介護保険事業歳計現金運用利子は、介護保険事業特別会計の預金利子です。

次の介護保険事業第3者納付金は、第3者行為により給付した介護保険給付につきまして、当該第3者行為の加害者側から市に納付された納付金です。

次に介護保険被保険者返納金は、高額介護サービス費支給に係る過誤調整により発生したものです。

松田健康づくり推進部長

その下、成年後見申立手数料返納金は、市長申し立てを行った後、就任した成年後見人より、対象財産から手数料等の返納を受けたものです。

足立福祉部長

次の情報公開文書複写料は、ケアプラン作成に係る情報提供として介護認定審査会の資料及び主治医意見書等の写しを、介護支援専門医に交付した時の複写料収入です。

松田健康づくり推進部長

その下、健康教室等参加者負担金は、元気アップ応援事業に係る参加者の負担金です。

その下、徘徊高齢者家族支援サービス事業利用者負担金は、徘徊探知をGPSのサービス利用に係る自己負担でございます。

その下、介護予防ケアマネジメント作成料は、総合事業に係る本市在住の住所地特例者に係るケアプラン作成料の負担調整分でございます。

以上が歳入でございます。

続いて、歳出に移ります。

282ページをお願いいたします。

足立福祉部長

歳出でございます。

職員給与費（介護保険総務管理）につきましては、省略させていただきます。

次に、介護保険事務費です。保険証の交付など介護保険業務全般の共通経費です。報酬は、龍ヶ崎市高齢者福祉介護保険事業運営協議会の委員報酬です。13委託料はシステムの保守及び介護保険報酬改正に対応するシステム修正に関する委託料です。使用料及び賃借料は、コピー機器の使用料及びシステムのリース料です。

次の職員給与費（介護保険徴収）は省略させていただきます。

次、介護保険賦課徴収事務費です。介護保険料の賦課徴収に要する経費です。需用費は通知書の発行、送付による経費です。役務費の中の手数料は特別徴収に係る国保連への手数料、口座振替に係る銀行への手数料です。委託料につきましては、記載業務の委託に要する費用です。

次に一番下の介護認定審査会事務費は、認定審査会に係る事務経費です。審査会につい

ては、3合議体で行われます。委員の合計21人です。平成30年度は合計で98回開催されており、非常勤委員報酬として、その審査会の委員への報酬がこの事務費の主な支出でございます。

次のページをお願いいたします。

職員給与費（介護認定調査）は省略させていただきます。

次の認定調査等事務費は、認定調査及びその他の要介護認定業務に係る事務経費です。報酬、旅費は、認定調査嘱託委員4人分の人件費などです。役務費の中の手数料は、主治医意見書の作成手数料です。委託料は、介護認定調査の外部委託分です。

次の介護保険趣旨普及費は、介護保険制度周知のためのパンフレットを作成した際の費用です。

次に左側の大きなくくりで、保険給付費です。全体支出済額は45億3,341万1,155円で、前年度と比較しますと4.7%の増です。

まず右側の欄、下から2番目の居宅介護サービス給付費です。これは、要介護1から5の方のホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の、居宅サービスに係る給付費です。前年度比で4.2%の増です。

次に一番下の地域密着型介護サービス給付費は、要介護1から5の方の認知症対応グループホーム、地域密着型通所介護小規模多機能型居宅介護の利用に対する給付です。

次のページをお願いいたします。

まず、施設介護サービス給付費です。これは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院への給付です。

次の居宅介護福祉用具購入費は、要介護1から5の方の介護福祉用具の購入に対する助成です。

次、居宅介護住宅改修費です。要介護1から5の方の手すり設置や段差解消など、住宅改修費に対する助成費です。

次の居宅介護サービス計画給付費は、要介護1から5の方のケアプランの作成給付費です。

次の介護予防サービス給付費は、要支援1、2の方のショートステイ等の在宅サービスに係る給付です。

次の地域密着型介護予防サービス給付費は、要支援1、2の方のグループホーム入所や小規模多機能型居宅介護に対する給付です。

次、一番下の介護予防福祉用具購入費は、要支援1、2の方の入浴保護用具等の購入に対する助成です。

次のページをお願いいたします。

介護予防住宅改修費です。要支援1、2の方の住宅改修費に対する助成です。

次の介護予防サービス計画給付費は、要支援1、2の方のケアプラン作成費の給付です。

次の介護保険審査支払手数料は、介護報酬の審査支払手数料で、国保連への支出です。

次に、高額介護サービス費です。これは、要介護1から5の方が対象です。その次の高額介護予防サービス費は、要支援1、2の方が対象といたしまして、それぞれ1カ月当たりの利用者負担額が所定の限度額を超えたときに、その超えた分を給付するものです。

次に、高額医療合算介護サービス費です。これは、要介護1から5の方が対象です。次に一番下の高額医療合算介護予防サービス費は、要支援1、2の方を対象としまして、こちらも自己負担額の合計額が国の定める限度額を超えたときに、その超えた分について給付されるものです。

次のページをお願いいたします。

特定入所者介護サービス費です。これは、要介護1から5の方が対象です。その次の特定入所者介護予防サービス費につきましては、要支援1、2の方を対象としております。それぞれ介護保険施設、ショートステイ利用者の居住費、食費について、低所得者の方に対しては所得に応じた自己負担額の限度額が設けられており、その限度額を超えた分につ

いて給付されるものです。

松田健康づくり推進部長

その下、第1号事業支給費でございます。従来の介護予防給付のうち通所介護、訪問看護について、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業として市が行うこととなりました。訪問型及び通所型サービスについては、国保連を経由し、各サービス提供事業所へ支払われております。

その下、介護予防ケアマネジメント事業です。委託料として、総合事業に係るケアプラン作成について、民間居宅介護支援事業所に委託している経費です。負担金は、総合事業に係る他市町村在住の住所地特例者に係るケアプラン作成料の負担調整分としております。

その下、通所型介護予防事業です。口腔ケア講座やロコモ予防講座の指導員などの報酬や謝金、スポーツクラブで実施する複合型介護予防講座、認知症予防としての運動講座、カラオケ機能を活用したDKエルダー講座などにかかる経費となっております。

次ページ292ページをお願いいたします。

一番上の介護予防普及啓発事業です。

流通経済大学の指導のもと、正しい歩き方を学び、習慣化を目指すための健康ウォーキング講座やシルバーリハビリ体操指導士会が行っているいきいきヘルス体操の支援、傾聴ボランティアによる思い出を語ろうかいなどへ支援をしております。また、委託料の交流サロン運営事業は、元気サロン松葉館の運営を市社会福祉協議会へ委託しているものでございます。

その下、地域介護予防活動支援事業です。シルバーリハビリ体操3級指導者の養成講座や、虚弱な一人暮らしの高齢者を一時的に保護する必要がある場合、介護老人福祉施設において短期宿泊による日常生活に対する指導や援助を行う生活管理指導短期宿泊事業を行っております。また、高齢者地域ふれあいサロン活動支援事業を開始いたしました。この事業は、市内各地において市民が自主的に行う介護予防活動に対し、市がその活動を推進を図るため、開催回数、利用人数に応じて準備費、支援費、維持費を支援するものでございます。

その下、元気アップ応援事業です。主なものは元気アップ体操指導士に対する活動謝金です。

一番下は、職員給与費（介護包括支援）でございますので割愛させていただきます。

次ページ、294ページをお願いいたします。

地域包括支援センター運営費です。主なものとして、一般非常勤職員1名分、介護予防支援担当ケアマネジャー2名の報酬の人件費、郵送料及び電話料金でございます。地域包括支援センターシステムの改修費もでございます。また、訪問医療車両2台分のリース料及びシステムの運用経緯費となっております。

足立福祉部長

次に、総合相談事業です。これは、在宅介護支援センター運営事業を3法人に委託しておりますが、その地域在宅高齢者及び家族から総合的な相談に応じるとともに、高齢者の実態把握調査を行っております。

松田健康づくり推進部長

その下、権利擁護事業です。主な経費としては、成年後見人の主張申し立てに係るものがございますが、平成30年度は申し立てが1件ございました。そのほか、制度説明パンフレットを作成いたしました。

足立福祉部長

次、家族介護支援事業です。市では、在宅で要介護者を介護する方々に対して支援を行

っております。13委託料の徘徊高齢者家族支援サービス事業は、認知症高齢者の位置情報を示す端末機を貸与するサービス事業です。扶助費は、非課税世帯で要介護3以上の方の紙おむつなどの介護用品購入に対する助成費です。

次に自立生活支援事業費です。主に委託料ですが、食の自立支援事業は、在宅一人暮らし高齢者に対し配食サービスを行うもので、調理と配達業務を委託しております。補助金は住宅改修費支給申請書作成の代行手数料といたしまして、居宅介護支援事業者に補助をしたものです。

次のページをお願いいたします。

介護給付等費用適正化事業です。この事業の主なものとしましては、委託料で国保連合会の委託です。記載されています2件のシステム関連は、国保連合会から提供された給付情報と当市の認定情報などをリンクさせまして、対象者のサービス需給状況をチェックするシステムです。

松田健康づくり推進部長

その下、在宅医療・介護連携事業です。平成27年度からの事業で、保険、医療、介護及び福祉の連携により包括的かつ継続的にサービスが供給される体制づくりのため、多職種の顔の見える関係づくりを進めるものです。主なものといたしましては、報償費はこの事業の核となる在宅医療介護連携推進協議会委員謝金です。また、医療面の相談受付の強化を目的として、在宅医療連携相談室を訪問介護ステーション龍ヶ崎内に設置。地域包括支援センターとお互いに連携しながらより利用しやすい仕組みづくりに努めているところでございます。

その下、生活支援体制整備事業です。生活支援サポーター養成研修、通称、家事サポと言いますが、この研修の講師謝礼が主なものでございます。

その下、認知症総合支援事業です。認知症初期集中支援チームは、認知症の早期診断、早期対応を目指し、疾患医療センターと地域包括支援センターで連携して対象者の支援を行うもので、平成29年10月より活動しております。事業費では、認知症の状況に応じた支援を可視化したパンフレット、認知症ケアパスを作成しております。

次ページ、298ページをお願いいたします。

一番上の介護予防・日常生活総合事業審査支払手数料は、国保連への総合事業分審査支払手数料でございます。

足立福祉部長

次に、2つ目の介護保険支払準備基金費です。これは、第1号被保険者保険料余剰分を同基金に積み増したものです。

次に、第1号被保険者保険料還付金です。これは、死亡、転出、所得構成などによる還付金です。

次の国庫支出金等返還金は、平成29年度に概算交付されていた補助金等につきまして、年度をまたぎ、平成30年精算により返還をする返還金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

山宮委員長

ただいま説明された内容について、質疑ありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

簡単に3点ほど聞きます。

介護保険については、30年度から第7期の介護保険事業が始まって、保険料そのものも上がったわけですがけれども、1点目は、1号被保険者のうちに、この274ページの歳入の

ところを見てもらうと、いわゆる年金から差し引く特別徴収という方法と、年金が少なく普通徴収になってしまう人があるわけですが、滞納になる部分については、普通徴収の方が大部分だと思うんですけども、この普通徴収となっている人の数と割合と、あと現在で滞納者となっている数についてお願いします。

山宮委員長
中嶋介護福祉課長。

中嶋介護福祉課長
お答えいたします。
まず初めに、第1号被保険者の人数でございます。平成31年3月末で第1号被保険者の数は2万1,588人となります。
高齢化率で申し上げますと27.9%の状況でございます。毎年1年間で5,600人ずつふえる計算で、前年度の同月と比較いたしますと0.9ポイントアップというような状況でございます。このような中、ご質問の保険料にかかわります普通徴収者の数につきましては、介護保険の本算定が7月というようなことで、そちらでお答えさせていただきますと、普通徴収の数は1,667人の状況でございます。参考でございますが、特別徴収は1万9,706人でございます。そして、率でございますが、特別徴収は91.2%、普通徴収が8.8%という状況です。
以上です。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
あと質問の2点目は、この滞納額は普通の保険と違って、この介護保険の場合には時期が来ると時効を迎えて、もう消されてしまうわけですが、ところが、今度介護保険を受けようと思ったときに、給付制限というのがかかって、これが3割負担だったり、償還払いだったりするわけですが、現在のこの介護認定を受けた方で、給付制限を受けられている方はありますか。

山宮委員長
中嶋介護福祉課長。

中嶋介護福祉課長
滞納の処分に関しましても、その時々で人数は変わりますが、31年の3月末でお答えいたしますと、保険料を2年以上滞納した場におきます利用した介護サービスの利用者負担、1割から3割に引き上げられた方は4名いらっしゃいます。そのうち、サービス利用者は一人という状況でございます。
そしてまた、償還払いで1年以上滞納した場合には、一旦全額を自己負担してあとから返してもらう方法なんですけど、その対象者は該当者はありません。
以上です。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
なかなか給付制限を受けてしまうと、認定そのものを受けられるかどうかというのは、

ちょっと問題があると思うんですけども、次の質問に行きます。

3点目、最後です。290ページの05030100の第1号事業支給費についてです。これは、先ほど部長から説明がありましたように、平成29年度から新しく始まった要支援1、2の方の通所訪問に関する新しい形の総合事業なわけですけども、比べてみようと思ったんですけども、29年が会計が一本でなくいろいろなに分かれているために、30年度から一本になったということで、なかなかちょっと比較ができなかったものですから、その利用している人数とか、金額とか、その辺についてお願いをします。

山宮委員長

大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

30年度決算の数字をまず申し上げたいと思います。

訪問と介護、通所、両方ございますけれども、まず、訪問介護分が合計件数で1,498件、総合事業の給付額が1,767万4,732円でございます。

通所介護分でございますけれども、これが合計2,642件、総合事業の給付額が4,852万2,762円という決算額になっております。今しがた言いましたように29年度におきまして、制度移行の、制度が変わったものでございまして、29年度は制度移行の経過措置の期間でございますので、新旧の制度が混在してございます。数字的なばらつきになってまいりますので、前年度の比較といたしましては、今回の30年度決算と31年度決算を比較していただくと、より正確な数字が出るものと認識しております。

以上です。

山宮委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません。今教えていただいた金額は、平成30年度ですか。29年度の数は。利用者だけでも。

山宮委員長

大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

29年度、対比で申し上げます。

対比といたしましては、30年度と29年度の対比といたしまして件数でいきますと、訪問介護は約20%伸びております。その対比といたしまして、給付額のほうが10%減っております。

通所におきましても件数といたしましては21.9%伸びておりますが、給付額が7%ほど減っているというのでございますので、これは先ほど申しましたように制度の移行に伴う経過措置ということで、新旧の制度が混在していることに起因するものであるというふうに認識しております。

以上です。

山宮委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。細かい、さらに細分化もちょっと聞こうかと思ったんですけども、とりあえずこれで結構です。
ありがとうございました。

山宮委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

山宮委員長

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第21号 平成30年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明をお願いいたします。

足立福祉部長。

足立福祉部長

それでは、302、303ページをお願いいたします。

障がい児支援サービス事業特別会計です。当会計につきましては、市が運営しています障がい児通所支援事業所つぼみ園に関する特別会計です。

つぼみ園は、心身の発達に何らかの不安のあるお子さんの成長を支援するために、日常生活動作や運動機能の指導、訓練などを行います。

対象となるお子さんは、小学校入学前の未就学児と、市内小学校、または、特別支援学校小学部までの学童が対象となっており、平成31年3月1日時点の登録児童数は152人です。内訳として、未就学児が77人、学童が75人という状況です。当児童数は年々ふえておりまして、昨年度の152人は開設以来一番多い人数です。現在9月1日、さらにふえまして155人です。

それでは初めに、歳入です。

サービス事業収入といたしまして、右側では、障がい児通所支援事業収入です。

当事業は、児童福祉法に基づく、障がい児通所支援サービスになっており、原則として1割が自己負担、残りの9割が公費負担となっております。その公費負担分が市の一般会計からのこの収入です。

次に、障がい児通所支援事業自己負担金（現年度分）です。これが、利用される方に負担していただく、1割分の収入です。

次に、繰入金、一般会計繰入金の障がい児支援サービス事業給与費等繰入金は、歳入と歳出の差額、主に人件費への充当です。

次に、繰越金の障がい児支援サービス事業繰越金は、前年度からの繰越分です。

次の諸収入、障がい児支援サービス事業歳計現金運用利子は、預金利子です。

次の障がい児園外活動負担金は、スポーツ安全保険の加入負担金です。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

職員給与費（障がい児支援サービス総務管理）につきましては、つぼみ園職員3人分の人件費です。

次に、障がい児通所支援事業です。

主なものといたしまして、報酬の非常勤職員報酬は、心理療育指導員2名、作業療法士2名、言語聴覚士2名の報酬です。非常勤嘱託職員報酬は保育指導嘱託員3人分の報酬です。

その他につきましては、つぼみ園運営のための事務的経費ですが、委託料につきましては、牛尾病院と理学療法士2名、愛和病院と言語聴覚士1名、アットホーム稲敷市と作業

療士1名の派遣委託契約を結んでおります。その委託料となります。
以上でございます。よろしく願いいたします。

山宮委員長

ただいま説明された内容について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山宮委員長

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第22号 平成30年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明をお願いいたします。

松田健康づくり推進部長。

松田健康づくり推進部長

平成30年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

309、310ページをお願いいたします。

当会計は県単位で広域連合が保険者となりまして、医療保険事業を行っております。

初めに、被保険者数の各年度末の推移でございます。

平成28年度末8,692人、対前年度比プラス505人。平成29年度9,162人、対前年度比プラス470人。平成30年度末9,715人、対前年度比553人と、ここ3年でも平均500人強のペースで増加しております。

それでは、歳入です。

後期高齢者医療保険料でございます。収納率が99.62%となっており、前年度より0.32%の増となっております。なお、不納欠損額68万5,400円につきましては、35人分185期分を処理しているところでございます。

中ほどの後期高齢者医療保険料督促手数料は、1,114件分でございます。

その下、後期医療制度円滑運営事業費は、国が定める後期高齢者医療制度における保険料均等割りの軽減特例据え置き基準の見直しに伴う、市の電算システム改修費用に対する補助金でございます。

その下、後期高齢者医療事務費等繰入金は、療養給付費公費負担分の12分の1が市の負担として一般会計から繰り入れております。その額のほかに、人件費、事務費の繰り入れも同時に行っております。

その下、保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険料軽減に対します補助率4分の3の県の補助、これに一般会計の分4分の1を加えた額を繰り入れたものです。

その下、後期高齢者医療事業繰越金は、県の広域連合では3月末で会計を締めることから、4月、5月に徴収した29年度分保険料を30年度に繰り越したものです。

次に、後期高齢者医療被保険者延滞金は41件分でございます。

次ページ、312ページをお願いいたします。

後期高齢者医療保険料還付金と、その下の後期高齢者医療保険料還付加算金は、広域連合で給付済みの保険料についての、更生が生じたものによるものでございます。

その下、後期高齢者医療事業歳計現金運営利子は、預金利子でございます。

その下、後期高齢者健康診査受託料です。75歳以上の健診については、広域連合から市へ委託され実施しております。集団検診、医療機関検診に係る経費及び事務費については広域連合からの歳入でございます。

その下、後期高齢者医療広域連合特別対策補助金は、市が行っております人間ドックなどの費用助成事業に対する財政支援でございます。

その下、後期高齢者医療広域連合納付金清算金は、平成29年度における納付金の清算による広域連合からの返還分でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして次ページ、134ページをお願いいたします。

歳出になります。

職員給与費（後期高齢者医療総務管理）につきましては、割愛させていただきます。

上から2番目の後期高齢者医療事務費でございます。主なものとして、保険証等の郵送費とシステム補修及びシステムのリース料でございます。

その下、職員給与費（後期高齢者医療保険料徴収）につきましては、割愛させていただきます。

後期高齢者医療保険料徴収事務費でございます。主なものとして、保険料決定通知書の印刷、郵送料などの徴収にかかわる事務経費となっております。

次に一番下、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。広域連合事務局の経費や、保険料、療養給付費等の市の負担分でございます。

次ページ、316ページをお願いいたします。

後期高齢者健康診査事業。こちらは広域連合からの受託事業でございます。主なものとして、受診券の作成、郵送等、集団検診及び医療機関検診を行ったものでございます。

その下、人間ドック助成費は、市と委託しております医療機関への健診額の2分の1、上限2万円を補助しているものでございます。実績といたしまして、人間ドックが283人、脳ドック12人となっております。

その下、後期高齢者医療保険料還付金と後期高齢者医療保険料還付加算金は、被保険者への還付と、それに伴う加算金でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

山宮委員長

ただいま説明された内容について、質疑ありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

これも3点ほど簡単に聞きます。

1つは同じように普通徴収者の数を教えてください。

山宮委員長

鈴木保険年金課長。

鈴木保険年金課長

当市の後期高齢者医療保険の被保険者のうち、保険料の徴収方法が普通徴収である方の人数でございます。平成30年度延べ人数で、普通徴収が2,667名、年金から天引きされております特別徴収が7,186名となっております。率で申し上げますと、普通徴収が27.07%、特別徴収が72.93%となりますが、普通徴収の中には特別徴収の基準を満たしていながらご本人の希望によりまして、口座振替が原則となりますが、普通徴収に切りかえた方がおります。状況を申し上げますと、普通徴収2,667名のうち、4割を超えます1,132名につきましては、基準上特別徴収となりますので、国基準に基づきます普通徴収の対象者ということになりますと1,535名、率にして15.58%ということになります。

以上でございます。

山宮委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。ありがとうございます。

2点目は、元扶養者だった人が後期高齢者保険に入ったときに、軽減特例というのがあって、これは、そのときあった特例措置が、3年間かけてどんどんと割合がこう低くなって、ちょうど30年度でこの措置は初めにやった特例措置は終わったと思うんですけども、ちょうど30年度でこれによって保険料が変更になった人数と金額がわかればお願いします。

山宮委員長

鈴木保険年金課長。

鈴木保険年金課長

初めに、平成30年度で廃止されました被用者保険の元被扶養者に対します保険料均等割りの軽減特例のうち、均等割2割軽減ないし、均等割軽減の対象でない方に対します、均等割りの軽減特例が法令上の本則に定めております、資格取得後2年間に限り5割軽減とするという2年間の軽減、期間限定の基準に改めております。この措置によります影響ということでお答えいたします。

影響人数といたしましては308名。内訳といたしましては、2割軽減対象者が18名、軽減対象となっていない方が290名でございます。

続きまして、この元被扶養者に対します保険料均等割り軽減の特例措置廃止によります、年間保険料の引き上げ額でございます。前提として申し上げますが、元被扶養者でありましても、所得33万円以下の方は8.5割ないし9割。今年度から8割軽減となりますが、その軽減が行われております。さらに、所得33万円に被保険者一人当たり28万円を加算した額以下であれば2年縛りのない5割軽減を本年度以降も該当することになります。

本改正で影響が出るのは、所得が33万円に被保険者一人当たり51万円加算した額以下の2割軽減対象者と、軽減対象上限額を超える所得を有する方に限られております。一人当たりの引き上げ額で申し上げますと、2割軽減対象者が年額で1万1,900円、軽減対象となっていない方が1万9,700円の増となる見込みでございます。

以上でございます。

山宮委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

あと最後に、短期保険証の発行者数だけお聞きします。

山宮委員長

鈴木保険年金課長。

鈴木保険年金課長

平成30年度につきましては、全体の5.1%、48名の方に対し交付しております。ちなみに発行人数の48名につきましては、平成29年度と同数であります。

以上でございます。

山宮委員長

金剛寺委員、よろしいですか。

金剛寺委員
いいです。

山宮委員長
ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山宮委員長
質疑なしと認めます。
続きまして、議案第23号 平成30年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算
について、ご説明を願います。
松田健康づくり推進部長。

松田健康づくり推進部長
平成30年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたしま
す。
320ページ、321ページをお願いいたします。
この特別会計は、地域包括支援センターが居宅介護予防支援事業所の指定を受けて行う、
介護予防ケアプランの作成業務実施に係る特別会計でございます。
まず、歳入でございます。
一番上の、介護予防サービス計画費収入です。介護保険給付を財源としております。介
護保険事業特別会計の介護予防サービス計画給付からの歳入となっております。
その下、介護サービス事業費繰入金は歳、入歳出の差額分の一般会計からの繰り入れて
ございます。
その下、介護サービス事業歳計現金運用利子については、預金の利子でございます。
歳入は以上でございます。
次ページ、323ページをお願いいたします。
歳出でございます。
居宅介護予防支援サービス費でございます。報酬は、介護予防ケアプランの作成に係る
嘱託員1名分の人件費と、委託料はケアプラン作成費でございます。このケアプラン作成
は、地域包括支援センターで直接ケアプランを作成するほか、一部を居宅介護予防支援事
業所に委託しております。
説明につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

山宮委員長
ただいま説明された内容について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山宮委員長
質疑なしと認めます。
以上をもちまして文教福祉委員会所管事項について、説明と質疑を終了いたします。
本日の決算特別委員会はこの程度にとどめ、9月13日午前10時に決算特別委員会を再開
し、環境生活委員会所管の説明と質疑を行い、討論、採決と進めてまいります。
本日はこれをもって散会いたします。
お疲れさまでした。

